官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働三）　一
○賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四）　一五三
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業一）　一五四
〔法規的告示〕
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二）　一八〇
〔その他告示〕
○事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件（厚生労働一一）　一八一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一八三
裁判所
破産、再生関係　一八六
特殊法人等
警察共済組合定款の一部変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　二〇三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二〇四
会社その他
会社決算公告　二〇五
二〇六

省令

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（じん肺法施行規則の一部改正）

第一条　じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指針の公表） **第三十三条**　法第三十五条の三第三項の規定による指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。	（指針の公表） **第三十三条**　法第三十五条の三第三項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一編　通則 第一章～第五章　（略） 第五章の二　高年齢者の就業に当たつての措置（第四十二条の二） 第六章　健康の保持増進のための措置 第一節　作業環境測定（第四十二条の三・第四十二条の四） 第一節の二～第四節　（略） 第六章の二～第十章　（略） 第二編～第四編　（略） 附則 （権限の付与） **第十八条の五**　元方安全衛生管理者を選任した事業者は、当該元方安全衛生管理者に対し、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び法第十五条第一項の関係請負人（以下「関係請負人」という。）に係る作業従事者（法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者が元方安全衛生管理者を選任した場合にあつては、当該場所において当該仕事の作業に従事する全ての作業従事者）の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。 （店社安全衛生管理者の選任に係る作業従事者数等） **第十八条の六**　法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める作業従事者の数は、次の各号の仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一・二　（略） 2　（略）	目次 第一編　通則 第一章～第五章　（略） （新設） 第六章　健康の保持増進のための措置 第一節　作業環境測定（第四十二条の二・第四十二条の三） 第一節の二～第四節　（略） 第六章の二～第十章　（略） 第二編～第四編　（略） 附則 （権限の付与） **第十八条の五**　事業者は、元方安全衛生管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。 （店社安全衛生管理者の選任に係る労働者数等） **第十八条の六**　法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める労働者の数は、次の各号の仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。 一・二　（略） 2　（略）

（店社安全衛生管理者の職務）

第十八条の八　法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　少なくとも毎月一回法第十五条の三第一項又は第二項の作業従事者が作業を行う場所を巡視すること。

二～四　（略）

（安全衛生責任者の職務）

第十九条　法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該請負人が当該請負人に係る作業従事者の作業の実施に関し計画を作成する場合における当該計画と法第十五条第一項の特定元方事業者（以下「特定元方事業者」という。）が作成する法第三十条第一項第五号の計画との整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整

五　当該請負人に係る作業従事者の行う作業及び当該作業従事者以外の者の行う作業によつて生ずる法第十五条第一項の労働災害に係る危険の有無の確認

六　（略）

第二十四条　法第十九条の二第二項の規定による指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

（救護に関し必要な機械等）

第二十四条の三　法第二十五条の二第一項に規定する事業者（以下この章において「事業者」という。）は、次の各号に掲げる機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）を備え付けなければならない。ただし、メタン又は硫化水素が発生するおそれのないときは、第二号に掲げるメタン又は硫化水素に係る測定器具については、この限りでない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、作業従事者の救護に関し必要な機械等

2・3　（略）

（救護の安全に関する規程）

第二十四条の五　事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、作業従事者の救護の安全に関し次の事項を定めなければならない。

一～四　（略）

（人員の確認）

第二十四条の六　事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部をいう。）において作業に従事する作業従事者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。

（権限の付与）

第二十四条の九　事業者は、救護に関する技術的事項を管理する者に対し、作業従事者の救護の安全に関し必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

（自主検査指針の公表）

第二十九条の四　第二十四条の規定は、法第四十五条第四項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

（店社安全衛生管理者の職務）

第十八条の八　法第十五条の三第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　少なくとも毎月一回法第十五条の三第一項又は第二項の労働者が作業を行う場所を巡視すること。

二～四　（略）

（安全衛生責任者の職務）

第十九条　法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　当該請負人がその労働者の作業の実施に関し計画を作成する場合における当該計画と特定元方事業者が作成する法第三十条第一項第五号の計画との整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整

五　当該請負人の労働者の行う作業及び当該労働者以外の者の行う作業によつて生ずる法第十五条第一項の労働災害に係る危険の有無の確認

六　（略）

第二十四条　法第十九条の二第二項の規定による指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

（救護に関し必要な機械等）

第二十四条の三　法第二十五条の二第一項に規定する事業者（以下この章において「事業者」という。）は、次の各号に掲げる機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）を備え付けなければならない。ただし、メタン又は硫化水素が発生するおそれのないときは、第二号に掲げるメタン又は硫化水素に係る測定器具については、この限りでない。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、労働者の救護に関し必要な機械等

2・3　（略）

（救護の安全に関する規程）

第二十四条の五　事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、労働者の救護の安全に関し次の事項を定めなければならない。

一～四　（略）

（人員の確認）

第二十四条の六　事業者は、第二十四条の三第二項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる時までに、ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部又は高圧室内（潜かん工法その他の圧気工法による作業を行うための大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部をいう。）において作業に従事する者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない。

（権限の付与）

第二十四条の九　事業者は、救護に関する技術的事項を管理する者に対し、労働者の救護の安全に関し必要な措置をなし得る権限を与えなければならない。

（自主検査指針の公表）

第二十九条の四　第二十四条の規定は、法第四十五条第三項の規定による自主検査指針の公表について準用する。

第三十四条の二の四　法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（同条第三項及び第六項の規定に基づき代替化学名等の通知を行う場合は、当該者の緊急連絡先）

二～六　（略）

第三十四条の二の六の二　法第五十七条の二第三項の厚生労働省令で定める化学物質は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

第三十四条の二の六の三　法第五十七条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、代替化学名等により通知しようとする成分に関する同条第一項第四号の情報（以下「代替有害性情報」という。）とする。ただし、代替有害性情報を通知することをもつて同項第二号に規定する当該成分の情報の通知に代えることができるのは、当該代替化学名に該当する構造を有する前条に規定する化学物質の種類が少ない等の理由により、代替化学名による通知では当該成分の情報が特定されるおそれが高い場合に限る。

第三十四条の二の六の四　法第五十七条の二第四項に規定する代替化学名等通知者は、代替化学名等を通知したときは、次の事項について記録し、これを五年間保存しなければならない。

一　代替化学名等により通知した法第五十七条の二第一項の通知対象物に関する成分

二　通知した代替化学名等

三　製品の名称

四　製品に含有されている全成分の名称及び含有量

2　代替化学名等通知者は、前項の保存期間中に事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、電子メールの送信又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルの提出により、前項の記録を、所轄労働基準監督署長に引き渡すものとする。ただし、当該方法による提出が著しく困難な場合は、書面により引き渡すことができる。

第三十四条の二の六の五　法第五十七条の二第五項の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　医師による診断、治療

二　産業医又は法第十三条の二第一項に規定する医師による労働者の健康管理

第三十四条の二の六の六　代替化学名等通知者は、法第五十七条の二第五項の規定に基づき、前条第一号に掲げる行為のために、代替化学名等により通知した成分の情報について開示を求められた場合には、当該情報を直ちに当該医師に開示しなければならない。

2　代替化学名等通知者は、法第五十七条の二第五項の規定に基づき、前条第二号に掲げる行為のために、代替化学名等により通知した成分の情報について書面又は電磁的記録により開示を求められた場合には、その目的に必要な範囲において、当該成分の情報に係る秘密が保全されることを前提として、当該情報を速やかに開示しなければならない。

第三十四条の二の六の七　第二十四条の規定は、法第五十七条の二第八項の規定による指針の公表について準用する。

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～十の四　（略）

第三十四条の二の四　法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

二～六　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～十の四　（略）

十の五　作業床の高さ（令第十条第六号の作業床の高さをいう。）が十メートル未満の高所作業車（令第十条第六号の高所作業車をいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

十一～四十一　（略）

第五章の二　高年齢者の就業に当たつての措置

（指針の公表）

第四十二条の二　第二十四条の規定は、法第六十二条の二第二項の規定による指針の公表について準用する。

第四十二条の三・第四十二条の四　（略）

（技能講習の受講資格及び講習科目）

第七十九条　法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる技能講習は、別表第六上欄の区分ごとに、同表中欄及び下欄の受講資格及び講習科目によるものとする。

（技能講習の細目）

第八十三条　第七十九条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（労働者死傷病報告）

第九十七条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は法第十五条第一項の元方事業者（以下「元方事業者」という。）の労働保険番号）

二～十二　（略）

2　（略）

（報告）

第九十八条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、法第百条第一項の規定により、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又は通知対象物譲渡者等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

一・二　（略）

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第百一条　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

2～4　（略）

5　第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する作業従事者は、踏切橋を使用しなければならない。

十の五　作業床の高さ（令第十条第四号の作業床の高さをいう。）が十メートル未満の高所作業車（令第十条第四号の高所作業車をいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

十一～四十一　（略）

（新設）

第四十二条の二・第四十二条の三　（略）

（技能講習の受講資格及び講習科目）

第七十九条　法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする。

（技能講習の細目）

第八十三条　第七十九条から前条までに定めるもののほか、法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（労働者死傷病報告）

第九十七条　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）

二～十二　（略）

2　（略）

（報告）

第九十八条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、法第百条第一項の規定により、事業者、労働者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、次の事項を通知するものとする。

一・二　（略）

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第百一条　事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

2～4　（略）

5　第一項の規定に基づき踏切橋の設備が設けられた作業場において作業に従事する者は、踏切橋を使用しなければならない。

（立旋盤等のテーブルへの搭乗の禁止）

第百十六条　事業者は、立旋盤、プレーナー等を使用する作業場において作業に従事する作業従事者を運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗せてはならない。ただし、テーブルに乗つた者又は操作盤に配置された者が、直ちに機械を停止することができるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項ただし書の場合を除き、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗つてはならない。

（立入禁止）

第百二十八条　事業者は、自動送材車式帯のこ盤を使用する作業場において作業に従事する作業従事者が自動送材車式帯のこ盤の送材車と歯との間に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

２　前項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入つてはならない。

（教示等）

第百五十条の三　事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等の作業を行うときは、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。ただし、第一号及び第二号の措置については、産業用ロボットの駆動源を遮断して作業を行うときは、この限りでない。

一　（略）

二　作業従事者又は当該者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三　作業を行つている間産業用ロボットの起動スイッチ等に作業中である旨を表示する等作業従事者以外の者が当該起動スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

（検査等）

第百五十条の五　事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査、修理、調整（教示等に該当するものを除く。）、掃除若しくは給油又はこれらの結果の確認の作業を行うときは、当該産業用ロボットの運転を停止するとともに、当該作業を行つている間当該産業用ロボットの起動スイッチに錠をかけ、当該産業用ロボットの起動スイッチに作業中である旨を表示する等当該作業に従事している作業従事者以外の者が当該起動スイッチを操作することを防止するための措置を講じなければならない。ただし、産業用ロボットの運転中に作業を行わなければならない場合において、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　作業従事者又は当該者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三　作業を行つている間産業用ロボットの運転状態を切り替えるためのスイッチ等に作業中である旨を表示する等作業従事者以外の者が当該スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

（立旋盤等のテーブルへの搭乗の禁止）

第百十六条　事業者は、立旋盤、プレーナー等を使用する作業場において作業に従事する者を運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗せてはならない。ただし、テーブルに乗つた者又は操作盤に配置された者が、直ちに機械を停止することができるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中の立旋盤、プレーナー等のテーブルに乗つてはならない。

（立入禁止）

第百二十八条　事業者は、自動送材車式帯のこ盤を使用する作業場において作業に従事する者が自動送材車式帯のこ盤の送材車と歯との間に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

２　前項の作業場において作業に従事する者は、同項の規定により立ち入ることを禁止された箇所に立ち入つてはならない。

（教示等）

第百五十条の三　事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等の作業を行うときは、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。ただし、第一号及び第二号の措置については、産業用ロボットの駆動源を遮断して作業を行うときは、この限りでない。

一　（略）

二　作業に従事している者又は当該者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三　作業を行つている間産業用ロボットの起動スイッチ等に作業中である旨を表示する等作業に従事している者以外の者が当該起動スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

（検査等）

第百五十条の五　事業者は、産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットの検査、修理、調整（教示等に該当するものを除く。）、掃除若しくは給油又はこれらの結果の確認の作業を行うときは、当該産業用ロボットの運転を停止するとともに、当該作業を行つている間当該産業用ロボットの起動スイッチに錠をかけ、当該産業用ロボットの起動スイッチに作業中である旨を表示する等当該作業に従事している者以外の者が当該起動スイッチを操作することを防止するための措置を講じなければならない。ただし、産業用ロボットの運転中に作業を行わなければならない場合において、当該産業用ロボットの不意の作動による危険又は当該産業用ロボットの誤操作による危険を防止するため、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　作業に従事している者又は当該者を監視する者が異常時に直ちに産業用ロボットの運転を停止することができるようにするための措置を講ずること。

三　作業を行つている間産業用ロボットの運転状態を切り替えるためのスイッチ等に作業中である旨を表示する等作業に従事している者以外の者が当該スイッチ等を操作することを防止するための措置を講ずること。

（接触の防止）

第百五十一条の七　事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2　（略）

（立入禁止）

第百五十一条の九　事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する作業従事者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。

2　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の十三　事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（積卸し）

第百五十一条の四十八　（略）

2　事業者は、関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が前項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の五十　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に作業従事者を乗車させてはならない。

2　作業従事者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の五十一　（略）

2　（略）

3　事業者は、荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、作業従事者（労働者を除く。以下この条及び第百五十一条の七十三第三項から第六項までにおいて同じ。）を当該荷台に乗車させるときは、当該作業従事者をあおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。

4　事業者は、前項の場合には、作業従事者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部。第六項並びに第百五十一条の七十三第四項及び第六項において同じ。）を超えて乗せてはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の七　事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2　（略）

（立入禁止）

第百五十一条の九　事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。

2　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の十三　事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（積卸し）

第百五十一条の四十八　（略）

2　事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の五十　事業者は、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。

2　作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の五十一　（略）

2　（略）

3　事業者は、荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、作業に従事する者（労働者を除く。以下この条及び第百五十一条の七十三第三項から第六項までにおいて同じ。）を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。

4　事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部。第六項並びに第百五十一条の七十三第四項及び第六項において同じ。）を超えて乗せてはならない。

５　作業従事者は、第三項の場合には、あおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。

６　作業従事者は、第三項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。

（積卸し）

第百五十一条の六十二　（略）

２　事業者は、関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が前項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（昇降設備）

第百五十一条の六十七　（略）

２　前項の作業に従事する作業従事者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（積卸し）

第百五十一条の七十　（略）

２　事業者は、関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が前項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の七十二　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業従事者を乗車させてはならない。

２　作業従事者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の七十三　（略）

２　（略）

３　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業従事者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業従事者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。

４　事業者は、前項の場合には、作業従事者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。

５　作業従事者は、第三項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。

６　作業従事者は、第三項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。

（搭乗の制限）

第百五十一条の八十一　事業者は、コンベヤーを使用する作業場において作業に従事する作業従事者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。ただし、作業従事者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。

５　作業に従事する者は、第三項の場合には、あおりその他不整地運搬車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。

６　作業に従事する者は、第三項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。

（積卸し）

第百五十一条の六十二　（略）

２　事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（昇降設備）

第百五十一条の六十七　（略）

２　前項の作業に従事する者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（積卸し）

第百五十一条の七十　（略）

２　事業者は、前項の作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の七十二　事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。

２　作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の七十三　（略）

２　（略）

３　事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、作業に従事する者を当該荷台に乗車させるときは、当該作業に従事する者をあおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗せてはならない。

４　事業者は、前項の場合には、当該作業に従事する者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗せてはならない。

５　作業に従事する者は、第三項の場合には、あおりその他貨物自動車の動揺により墜落するおそれのある箇所に乗つてはならない。

６　作業に従事する者は、第三項の場合には、身体の最高部が運転者席の屋根の高さを超えて乗つてはならない。

（搭乗の制限）

第百五十一条の八十一　事業者は、コンベヤーを使用する作業場において作業に従事する者を運転中のコンベヤーに乗せてはならない。ただし、作業に従事する者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗つてはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の九十五　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第百五十一条の九十六　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者が物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第百五十一条の九十七　事業者は、車両系木材伐出機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する作業従事者がそのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。

２　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百一　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席又は荷台以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限）

第百五十一条の百五　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に作業従事者を乗せてはならない。

２　作業従事者は、前項の場合において同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗つてはならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の百十九　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に作業従事者を乗車させてはならない。

２　作業従事者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の百四十　事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（接触の防止）

第百五十一条の九十五　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第百五十一条の九十六　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が物体の飛来等により危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第百五十一条の九十七　事業者は、車両系木材伐出機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。

２　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百一　事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席又は荷台以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限）

第百五十一条の百五　事業者は、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に作業に従事する者を乗せてはならない。

２　作業に従事する者は、前項の場合において同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗つてはならない。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の百十九　事業者は、荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に作業に従事する者を乗車させてはならない。

２　作業に従事する者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の百四十　事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第百五十一条の百四十二　事業者は、林業架線作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者が次の箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～三　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百四十四　事業者は、機械集材装置又は運材索道を使用する作業場において作業に従事する作業従事者を、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錘等の物で、つり下げられているものに乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2　事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

3　第一項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項ただし書の場合を除き、同項のつり下げられている物に乗つてはならない。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百四十五　事業者は、林業架線作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の百六十四　事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第百五十一条の百六十六　事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者が次の箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百六十八　事業者は、簡易架線集材装置を使用する作業場において作業に従事する作業従事者を、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の物で、つり下げられているものに乗せてはならない。

2　事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

3　第一項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項のつり下げられている物に乗つてはならない。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百七十　事業者は、簡易林業架線作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（立入禁止）

第百五十一条の百四十二　事業者は、林業架線作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が次の箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～三　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百四十四　事業者は、機械集材装置又は運材索道を使用する作業場において作業に従事する者を、機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錘等の物で、つり下げられているものに乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

2　事業者は、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

3　第一項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、同項のつり下げられている物に乗つてはならない。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百四十五　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（接触の防止）

第百五十一条の百六十四　事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機械又は取り扱う原木等に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第百五十一条の百六十六　事業者は、簡易林業架線作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が次の箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（搭乗の制限）

第百五十一条の百六十八　事業者は、簡易架線集材装置を使用する作業場において作業に従事する者を、簡易架線集材装置の搬器、つり荷等の物で、つり下げられているものに乗せてはならない。

2　事業者は、架線集材機械を簡易架線集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

3　第一項の作業場において作業に従事する者は、同項のつり下げられている物に乗つてはならない。

（悪天候時の作業禁止）

第百五十一条の百七十　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、簡易林業架線作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（接触の防止）

第百五十八条　事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2　（略）

（搭乗の制限）

第百六十二条　事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

（主たる用途以外の使用の制限）

第百六十四条　（略）

2　（略）

3　事業者は、前項第一号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、当該作業場において作業に従事する作業従事者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により危険が生ずるおそれのある箇所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

四～七　（略）

（輸送管等の脱落及び振れの防止等）

第百七十一条の二　事業者は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　当該作業場において作業に従事する作業従事者がコンクリート等の吹出しにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

四・五　（略）

（みぞ車の位置）

第百八十条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　（略）

二　ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、当該作業場において作業に従事する作業従事者が巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したとき。

（立入禁止）

第百八十七条　事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープが跳ね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワ

（接触の防止）

第百五十八条　事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2　（略）

（搭乗の制限）

第百六十二条　事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。

（主たる用途以外の使用の制限）

第百六十四条　（略）

2　（略）

3　事業者は、前項第一号イ及びロに該当する荷のつり上げの作業を行う場合には、当該作業場において作業に従事する者とつり上げた荷との接触、つり上げた荷の落下又は車両系建設機械の転倒若しくは転落による危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下により危険が生ずるおそれのある箇所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

四～七　（略）

（輸送管等の脱落及び振れの防止等）

第百七十一条の二　事業者は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

三　当該作業場において作業に従事する者がコンクリート等の吹出しにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

四・五　（略）

（みぞ車の位置）

第百八十条　（略）

2　（略）

3　前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一　（略）

二　ずい道等の著しく狭あいな場所でボーリングマシンを使用して作業を行う場合で、当該作業場において作業に従事する者が巻上げ用ワイヤロープの切断による危険が生ずるおそれのある区域に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したとき。

（立入禁止）

第百八十七条　事業者は、くい打機、くい抜機若しくはボーリングマシンのみぞ車若しくは滑車装置又はこれらの取付部の破損によつて、ワイヤロープが跳ね、又はみぞ車、滑車装置等が飛来する危険を防止するため、運転中のくい打機、くい抜機又はボーリングマシンの巻上げ用ワ

イヤロープの屈曲部の内側にくい打機、くい抜機又はボーリングマシンを使用する作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（ジャッキ式つり上げ機械による作業）

第百九十四条の六　事業者は、建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（搭乗の制限）

第百九十四条の十五　事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者を乗車席及び作業床以外の箇所に乗せてはならない。

（作業床への搭乗制限等）

第百九十四条の二十　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、高所作業車（作業床において走行の操作をする構造のものを除く。以下この条において同じ。）を走行させるときは、当該高所作業車の作業床に作業従事者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合で、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一～三　（略）

２　作業従事者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の高所作業車の作業床に乗つてはならない。

３　（略）

（車両と側壁等との間隔）

第二百五条　事業者は、建設中のずい道等の内部に軌道装置を設けるときは、通行する作業従事者に運行する車両が接触する危険を防止するため、その片側において、当該車両と側壁又は障害物との間隔を〇・六メートル以上としなければならない。ただし、ずい道等の断面が狭小であること等により当該間隔を〇・六メートル以上とすることが困難な場合で、次のいずれかの措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　信号装置の設置、監視人の配置等により運行中の車両の進行方向上に作業従事者を立ち入らせないこと。

（人車の使用）

第二百二十一条　事業者は、労働者が作業を行う作業場において、軌道装置により作業従事者を輸送するときは、人車を使用しなければならない。ただし、少数の作業従事者を輸送する場合又は臨時に作業従事者を輸送する場合において、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　転位、崩壊等のおそれのある荷と作業従事者とを同乗させないこと。

（搭乗定員）

第二百二十三条　事業者は、軌道装置を用いた作業を行う場合において、人車については、その構造に応じた搭乗定員数を定め、かつ、これを作業従事者に周知させなければならない。

イヤロープの屈曲部の内側にくい打機、くい抜機又はボーリングマシンを使用する作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（ジャッキ式つり上げ機械による作業）

第百九十四条の六　事業者は、建設工事の作業を行う場合において、ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（搭乗の制限）

第百九十四条の十五　事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席及び作業床以外の箇所に乗せてはならない。

（作業床への搭乗制限等）

第百九十四条の二十　事業者は、高所作業車（作業床において走行の操作をする構造のものを除く。以下この条において同じ。）を走行させるときは、当該高所作業車の作業床に作業に従事する者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合で、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一～三　（略）

２　作業に従事する者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の高所作業車の作業床に乗つてはならない。

３　（略）

（車両と側壁等との間隔）

第二百五条　事業者は、建設中のずい道等の内部に軌道装置を設けるときは、通行する者に運行する車両が接触する危険を防止するため、その片側において、当該車両と側壁又は障害物との間隔を〇・六メートル以上としなければならない。ただし、ずい道等の断面が狭小であること等により当該間隔を〇・六メートル以上とすることが困難な場合で、次のいずれかの措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　信号装置の設置、監視人の配置等により運行中の車両の進行方向上に作業に従事する者を立ち入らせないこと。

（人車の使用）

第二百二十一条　事業者は、軌道装置により作業に従事する者を輸送するときは、人車を使用しなければならない。ただし、少数の作業に従事する者を輸送する場合又は臨時に作業に従事する者を輸送する場合において、次の措置を講じたときは、この限りでない。

一　（略）

二　転位、崩壊等のおそれのある荷と作業に従事する者とを同乗させないこと。

（搭乗定員）

第二百二十三条　事業者は、人車については、その構造に応じた搭乗定員数を定め、かつ、これを作業に従事する者に周知させなければならない。

（車両の後押し運転時における措置）

第二百二十四条　事業者は、建設中のずい道等の内部において動力車による後押し運転をするときは、次の措置を講じなければならない。ただし、後押し運転をする区間を定め、当該区間に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したときは、この限りでない。

一～三　（略）

（型わく支保工の組立て等の作業）

第二百四十五条　事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（退避等）

第二百七十四条の二　事業者は、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業従事者を安全な場所に退避させなければならない。

2　事業者は、前項の場合には、作業従事者が危険物等による労働災害を被るおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（立入禁止等）

第二百八十八条　事業者は、火災又は爆発の危険がある場所において作業を行うときは、当該場所に火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（火気使用場所の火災防止）

第二百九十一条　（略）

2　作業従事者は、喫煙所及び前項の場所においては、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。

3　（略）

（発破の作業の基準）

第三百十八条　（略）

2　（略）

3　事業者は、火薬又は爆薬を装填するときは、その付近で発破の業務に従事する作業従事者（労働者を除く。）の裸火の使用又は喫煙について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

4　前項の発破の業務に従事する作業従事者（労働者を除く。）は、火薬又は爆薬の装填が行われる付近で裸火の使用又は喫煙をしてはならない。

（避難）

第三百二十一条　事業者は、発破の作業を行う場合において、作業従事者が安全な距離に避難し得ないときは、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

（車両の後押し運転時における措置）

第二百二十四条　事業者は、建設中のずい道等の内部において動力車による後押し運転をするときは、次の措置を講じなければならない。ただし、後押し運転をする区間を定め、当該区間に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止したときは、この限りでない。

一～三　（略）

（型わく支保工の組立て等の作業）

第二百四十五条　事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（退避等）

第二百七十四条の二　事業者は、化学設備から危険物等が大量に流出した場合等危険物等の爆発、火災等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を安全な場所に退避させなければならない。

2　事業者は、前項の場合には、作業に従事する者が危険物等による労働災害を被るおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（立入禁止等）

第二百八十八条　事業者は、火災又は爆発の危険がある場所には、火気の使用を禁止する旨の適当な表示をし、特に危険な場所には、必要でない者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（火気使用場所の火災防止）

第二百九十一条　（略）

2　作業に従事する者は、喫煙所及び前項の場所においては、みだりに、喫煙、採だん、乾燥等の行為をしてはならない。

3　（略）

（発破の作業の基準）

第三百十八条　（略）

2　（略）

3　事業者は、火薬又は爆薬を装填するときは、その付近で発破の業務に従事する者（労働者を除く。）の裸火の使用又は喫煙について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

4　前項の発破の業務に従事する者（労働者を除く。）は、火薬又は爆薬の装填が行われる付近で裸火の使用又は喫煙をしてはならない。

（避難）

第三百二十一条　事業者は、発破の作業を行う場合において、作業に従事する者が安全な距離に避難し得ないときは、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

（地下作業場等）

第三百二十二条　事業者は、可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行うとき（第三百八十二条に規定するずい道等の建設の作業を行うときを除く。）、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において明り掘削の作業（地山の掘削又はこれに伴う土石の運搬等の作業（地山の掘削の作業が行われる箇所及びこれに近接する箇所において行われるものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一　（略）

二　これらのガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、作業従事者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

（地山の崩壊等による危険の防止）

第三百六十一条　事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、当該作業場において作業に従事する作業従事者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（切りばり等の作業）

第三百七十二条　事業者は、令第六条第十号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う箇所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二　（略）

（立入禁止）

第三百八十六条　事業者は、次の箇所で作業を行うときは、当該箇所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（退避）

第三百八十九条の七　事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、落盤、出水等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業従事者を安全な場所に退避させなければならない。

第三百八十九条の八　事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合であつて、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、作業従事者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等の措置を講じなければならない。

2　事業者は、前項の場合において、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント未満であることを確認するまでの間、関係する作業従事者以外の者が当該ずい道等の内部に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該ずい道等の内部が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（地下作業場等）

第三百二十二条　事業者は、可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行うとき（第三百八十二条に規定するずい道等の建設の作業を行うときを除く。）、又はガス導管からガスが発散するおそれのある場所において明り掘削の作業（地山の掘削又はこれに伴う土石の運搬等の作業（地山の掘削の作業が行われる箇所及びこれに近接する箇所において行われるものに限る。）をいう。以下同じ。）を行うときは、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一　（略）

二　これらのガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、作業に従事する者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

（地山の崩壊等による危険の防止）

第三百六十一条　事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、当該作業場において作業に従事する者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

（切りばり等の作業）

第三百七十二条　事業者は、令第六条第十号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う箇所に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二　（略）

（立入禁止）

第三百八十六条　事業者は、次の箇所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（退避）

第三百八十九条の七　事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、落盤、出水等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を安全な場所に退避させなければならない。

第三百八十九条の八　事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合であつて、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、作業に従事する者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等の措置を講じなければならない。

2　事業者は、前項の場合において、当該ずい道等の内部における可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント未満であることを確認するまでの間、当該ずい道等の内部に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該ずい道等の内部が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（警報設備等）

第三百八十九条の九　事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に関係する作業従事者にこれを速やかに知らせるため、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる設備等を設け、関係する作業従事者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

一・二　（略）

２・３　（略）

（避難用器具）

第三百八十九条の十　事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に作業従事者を避難させるため、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる避難用器具を適当な箇所に備え、関係する作業従事者に対し、その備付け場所及び使用方法を周知させなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、前項の呼吸用保護具については、同時に就業する作業従事者（出入口付近において作業に従事する作業従事者を除く。次項において同じ。）の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

３　事業者は、第一項の携帯用照明器具については、同時に就業する作業従事者の人数と同数以上を備え、常時有効に保持しなければならない。ただし、同項第一号の場合において、同時に就業する作業従事者が集団で避難するために必要な照明を確保する措置を講じているときは、この限りでない。

（避難等の訓練）

第三百八十九条の十一　事業者は、切羽までの距離が百メートル（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のずい道等にあつては、五百メートル）以上となるずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じたときに備えるため、関係する作業従事者に対し、当該ずい道等の切羽までの距離が百メートルに達するまでの期間内に一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練（以下「避難等の訓練」という。）を行わなければならない。

２　（略）

（立入禁止）

第四百十一条　事業者は、岩石の採取のための掘削の作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者が当該作業が行われている箇所の下方で土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第四百十五条　事業者は、採石作業を行うときは、運転中の運搬機械等及び小割機械に接触することにより危険を及ぼすおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（誘導者の配置等）

第四百十六条　（略）

２　前項の運搬機械等及び小割機械を運転する作業従事者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

（警報設備等）

第三百八十九条の九　事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に関係労働者にこれを速やかに知らせるため、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる設備等を設け、関係労働者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

一・二　（略）

２・３　（略）

（避難用器具）

第三百八十九条の十　事業者は、ずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災その他非常の場合に作業に従事する者を避難させるため、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる避難用器具を適当な箇所に備え、関係者に対し、その備付け場所及び使用方法を周知させなければならない。

一～三　（略）

２　事業者は、前項の呼吸用保護具については、同時に就業する者（出入口付近において作業に従事する者を除く。次項において同じ。）の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

３　事業者は、第一項の携帯用照明器具については、同時に就業する者の人数と同数以上を備え、常時有効に保持しなければならない。ただし、同項第一号の場合において、同時に就業する者が集団で避難するために必要な照明を確保する措置を講じているときは、この限りでない。

（避難等の訓練）

第三百八十九条の十一　事業者は、切羽までの距離が百メートル（可燃性ガスが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのあるずい道等以外のずい道等にあつては、五百メートル）以上となるずい道等に係るずい道等の建設の作業を行うときは、落盤、出水、ガス爆発、火災等が生じたときに備えるため、関係者に対し、当該ずい道等の切羽までの距離が百メートルに達するまでの期間内に一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難及び消火の訓練（以下「避難等の訓練」という。）を行わなければならない。

２　（略）

（立入禁止）

第四百十一条　事業者は、岩石の採取のための掘削の作業を行う作業場において作業に従事する者が当該作業が行われている箇所の下方で土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第四百十五条　事業者は、採石作業を行うときは、運転中の運搬機械等及び小割機械に接触することにより危険を及ぼすおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（誘導者の配置等）

第四百十六条　（略）

２　前項の運搬機械等及び小割機械を運転する者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

（作業指揮者の選任及び職務等）

第四百二十条　（略）

２　事業者は、前項の作業を行う箇所に関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（はいの昇降設備）

第四百二十七条　事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルを超えるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

２　前項の作業に従事する作業従事者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項ただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（立入禁止）

第四百三十三条　事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（船倉への通行設備）

第四百四十九条　事業者は、ばく露甲板の上面から船倉の底までの深さが一・五メートルを超える船倉の内部において荷の取扱いの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が当該甲板と当該船倉との間を安全に通行するための設備を設けなければならない。ただし、安全に通行するための設備が船舶に設けられている場合は、この限りでない。

２　前項の作業に従事する作業従事者は、ばく露甲板と船倉との間を通行するときは、同項の通行するための設備を使用しなければならない。

（通行の禁止）

第四百五十二条　事業者は、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリック（以下この節において「揚貨装置等」という。）を用いて、荷の巻上げ又は巻卸しの作業を行つている場合において、第四百四十九条第一項の通行するための設備を使用して通行する作業従事者に荷が落下し、又は激突するおそれのあるときは、その通行を禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第四百五十三条　事業者は、次の場所の周囲において作業に従事する作業従事者が当該場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（立入禁止）

第四百六十一条　事業者は、揚貨装置等を用いて、巻出索又は引込索により荷を引いているときは、揚貨装置等を使用する作業場において作業に従事する作業従事者が当該索の内角側で、当該索又はみぞ車が脱落することにより危険を及ぼすおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（作業指揮者の選任及び職務等）

第四百二十条　（略）

２　事業者は、前項の作業を行う箇所に関係する作業従事者以外の者（労働者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（はいの昇降設備）

第四百二十七条　事業者は、はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。以下同じ。）の上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から一・五メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によつて安全に昇降できる場合は、この限りでない。

２　前項の作業に従事する者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項ただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

（立入禁止）

第四百三十三条　事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（船倉への通行設備）

第四百四十九条　事業者は、ばく露甲板の上面から船倉の底までの深さが一・五メートルをこえる船倉の内部において荷の取扱いの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が当該甲板と当該船倉との間を安全に通行するための設備を設けなければならない。ただし、安全に通行するための設備が船舶に設けられている場合は、この限りでない。

２　前項の作業に従事する者は、ばく露甲板と船倉との間を通行するときは、同項の通行するための設備を使用しなければならない。

（通行の禁止）

第四百五十二条　事業者は、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン又はデリック（以下この節において「揚貨装置等」という。）を用いて、荷の巻上げ又は巻卸しの作業を行つている場合において、第四百四十九条第一項の通行するための設備を使用して通行する者に荷が落下し、又は激突するおそれのあるときは、その通行を禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（立入禁止）

第四百五十三条　事業者は、次の場所の周囲において作業に従事する者が当該場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（立入禁止）

第四百六十一条　事業者は、揚貨装置等を用いて、巻出索又は引込索により荷を引いているときは、揚貨装置等を使用する作業場において作業に従事する者が当該索の内角側で、当該索又はみぞ車が脱落することにより危険を及ぼすおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（かかり木の処理の作業における危険の防止）

第四百七十八条　事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該処理の作業に従事する作業従事者以外の者が当該かかり木が激突することにより危険が生ずる箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を縄張、標識の設置等の措置によつて表示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2・3　（略）

（伐倒の合図）

第四百七十九条　（略）

2　事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の作業従事者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の作業従事者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の作業従事者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3　前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、他の作業従事者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

（立入禁止）

第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところに造林等の作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

2　事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

3　事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第四百八十三条　事業者は、造林等の作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（建築物等の鉄骨の組立て等の作業）

第五百十七条の三　事業者は、令第六条第十五号の二の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（かかり木の処理の作業における危険の防止）

第四百七十八条　事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該処理の作業に従事する者以外の者が当該かかり木が激突することにより危険が生ずる箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を縄張、標識の設置等の措置によつて表示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2・3　（略）

（伐倒の合図）

第四百七十九条　（略）

2　事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「作業に従事する他の者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、作業に従事する他の者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3　前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、作業に従事する他の者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

（立入禁止）

第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところに造林等の作業を行う作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

2　事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、作業に従事する他の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

3　事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第四百八十三条　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。

（建築物等の鉄骨の組立て等の作業）

第五百十七条の三　事業者は、令第六条第十五号の二の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（鋼橋架設等の作業）

第五百十七条の七　事業者は、令第六条第十五号の三の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（木造建築物の組立て等の作業）

第五百十七条の十一　事業者は、令第六条第十五号の四の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（コンクリート造の工作物の解体等の作業）

第五百十七条の十五　事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（引倒し等の作業の合図）

第五百十七条の十六　（略）

2　事業者は、前項の引倒し等の作業を行う場合において、当該引倒し等の作業に従事する労働者以外の作業従事者（以下この条において「他の作業従事者」という。）に引倒し等により危険を生ずるおそれのあるときは、当該引倒し等の作業に従事する労働者に、あらかじめ、同項の合図を行わせ、他の作業従事者が避難したことを確認させた後でなければ、当該引倒し等の作業を行わせてはならない。

3　第一項の引倒し等の作業に従事する労働者は、前項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、他の作業従事者が避難したことを確認した後でなければ、当該引倒し等の作業を行つてはならない。

（コンクリート橋架設等の作業）

第五百十七条の二十一　事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（昇降するための設備の設置等）

第五百二十六条　事業者は、高さ又は深さが一・五メートルを超える箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2　前項の作業に従事する作業従事者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

（鋼橋架設等の作業）

第五百十七条の七　事業者は、令第六条第十五号の三の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（木造建築物の組立て等の作業）

第五百十七条の十一　事業者は、令第六条第十五号の四の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（コンクリート造の工作物の解体等の作業）

第五百十七条の十五　事業者は、令第六条第十五号の五の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二・三　（略）

（引倒し等の作業の合図）

第五百十七条の十六　（略）

2　事業者は、前項の引倒し等の作業を行う場合において、当該引倒し等の作業に従事する労働者以外の者（以下この条において「作業に従事する他の者」という。）に引倒し等により危険を生ずるおそれのあるときは、当該引倒し等の作業に従事する労働者に、あらかじめ、同項の合図を行わせ、作業に従事する他の者が避難したことを確認させた後でなければ、当該引倒し等の作業を行わせてはならない。

3　第一項の引倒し等の作業に従事する労働者は、前項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行い、作業に従事する他の者が避難したことを確認した後でなければ、当該引倒し等の作業を行つてはならない。

（コンクリート橋架設等の作業）

第五百十七条の二十一　事業者は、令第六条第十六号の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　当該作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

二～四　（略）

（昇降するための設備の設置等）

第五百二十六条　事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2　前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

（立入禁止）

第五百三十条　事業者は、労働者が作業を行う場所のうち、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所には、関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（船舶により作業従事者を輸送する場合の危険の防止）

第五百三十一条　事業者は、船舶により労働者及び労働者以外の作業従事者を作業を行う場所に輸送するときは、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定に基づいて当該船舶について定められた最大搭載人員を超えて作業従事者を乗船させないこと、船舶に浮袋その他の救命具を備えること等当該船舶の転覆若しくは沈没又は作業従事者の水中への転落による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（船舶と岸壁等との通行）

第五百五十一条　（略）

２　前項の箇所を通行する作業従事者は、同項の通行設備又は船側階段を使用しなければならない。

（架設通路）

第五百五十二条　事業者は、労働者が作業を行う作業場に設置する架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一～六　（略）

２　前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

３・４　（略）

（作業床）

第五百六十三条　（略）

２　（略）

３　第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

４～６　（略）

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条　事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

三～五　（略）

２　（略）

（立入禁止）

第五百三十条　事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（船舶により作業に従事する者を輸送する場合の危険の防止）

第五百三十一条　事業者は、船舶により作業に従事する者を作業を行う場所に輸送するときは、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令の規定に基づいて当該船舶について定められた最大搭載人員を超えて作業に従事する者を乗船させないこと、船舶に浮袋その他の救命具を備えること等当該船舶の転覆若しくは沈没又は作業に従事する者の水中への転落による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（船舶と岸壁等との通行）

第五百五十一条　（略）

２　前項の箇所を通行する者は、同項の通行設備又は船側階段を使用しなければならない。

（架設通路）

第五百五十二条　事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一～六　（略）

２　前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

３・４　（略）

（作業床）

第五百六十三条　（略）

２　（略）

３　第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

４～６　（略）

（足場の組立て等の作業）

第五百六十四条　事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

三～五　（略）

２　（略）

（作業構台についての措置）

第五百七十五条の六　（略）

２　前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

３・４　（略）

（作業構台の組立て等の作業）

第五百七十五条の七　事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

三・四　（略）

（降雨時の措置）

第五百七十五条の十二　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、作業従事者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。

（退避）

第五百七十五条の十三　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業従事者を安全な場所に退避させなければならない。

（警報用の設備）

第五百七十五条の十四　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に当該作業に関係する作業従事者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、関係する作業従事者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

２　（略）

（避難用の設備）

第五百七十五条の十五　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に作業従事者を安全に避難させるための登り桟橋、はしご等の避難用の設備を適当な箇所に設け、関係する作業従事者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。

２　（略）

（避難の訓練）

第五百七十五条の十六　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、関係する作業従事者に対し、工事開始後遅滞なく一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難の訓練を行わなければならない。

２　（略）

（作業構台についての措置）

第五百七十五条の六　（略）

２　前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　（略）

二　前号の措置を講ずる箇所に作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

３・４　（略）

（作業構台の組立て等の作業）

第五百七十五条の七　事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

三・四　（略）

（降雨時の措置）

第五百七十五条の十二　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、降雨があつたことにより土石流が発生するおそれのあるときは、監視人の配置等土石流の発生を早期に把握するための措置を講じなければならない。ただし、速やかに作業を中止し、作業に従事する者を安全な場所に退避させたときは、この限りでない。

（退避）

第五百七十五条の十三　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合において、土石流による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を安全な場所に退避させなければならない。

（警報用の設備）

第五百七十五条の十四　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に当該作業に関係する者にこれを速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、当該作業に関係する者に対し、その設置場所を周知させなければならない。

２　（略）

（避難用の設備）

第五百七十五条の十五　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生した場合に作業に従事する者を安全に避難させるための登り桟橋、はしご等の避難用の設備を適当な箇所に設け、当該作業に関係する者に対し、その設置場所及び使用方法を周知させなければならない。

２　（略）

（避難の訓練）

第五百七十五条の十六　事業者は、土石流危険河川において建設工事の作業を行うときは、土石流が発生したときに備えるため、当該作業に関係する者に対し、工事開始後遅滞なく一回、及びその後六月以内ごとに一回、避難の訓練を行わなければならない。

２　（略）

（立入禁止等）

第五百八十五条　（略）

２　前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において、労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、当該場所には、みだりに立ち入つてはならない。

（ふく射熱からの保護）

第六百八条　（略）

２　事業者は、労働者が作業に従事する屋内作業場に前項の溶融炉等があるときは、当該屋内作業場において作業従事者（労働者を除く。）に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの保護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでない。

（加熱された炉の修理）

第六百九条　事業者は、加熱された炉の修理作業を行う際には、当該炉の修理に係る作業従事者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する作業従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する作業従事者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の作業従事者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該体制を周知させなければならない。

２　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する作業従事者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

（法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所）

第六百三十四条の二　法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一　土砂等が崩壊するおそれのある場所（関係請負人に係る作業従事者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）

一の二　土石流が発生するおそれのある場所（河川内にある場所であつて、関係請負人に係る作業従事者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）

二　機械等が転倒するおそれのある場所（関係請負人に係る作業従事者が用いる車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所に限る。）

三　架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に作業従事者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人に係る作業従事者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

四　埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（関係請負人に係る作業従事者により当該埋設物等又は建設物に近接する場所において明かり掘削の作業が行われる場所に限る。）

（立入禁止等）

第五百八十五条　（略）

２　前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入つてはならない。

（ふく射熱からの保護）

第六百八条　（略）

２　事業者は、屋内作業場に前項の溶融炉等があるときは、当該屋内作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの保護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでない。

（加熱された炉の修理）

第六百九条　事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

２　事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

（法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所）

第六百三十四条の二　法第二十九条の二の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一　土砂等が崩壊するおそれのある場所（関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）

一の二　土石流が発生するおそれのある場所（河川内にある場所であつて、関係請負人の労働者に危険が及ぶおそれのある場所に限る。）

二　機械等が転倒するおそれのある場所（関係請負人の労働者が用いる車両系建設機械のうち令別表第七第三号に掲げるもの又は移動式クレーンが転倒するおそれのある場所に限る。）

三　架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

四　埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所（関係請負人の労働者により当該埋設物等又は建設物に近接する場所において明かり掘削の作業が行われる場所に限る。）

（協議組織の設置及び運営）

第六百三十五条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第一号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（作業間の連絡及び調整）

第六百三十六条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

（作業場所の巡視）

第六百三十七条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。

２　関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行う巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（教育に対する指導及び援助）

第六百三十八条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第四号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行う場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第六百三十九条　特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。次条から第六百四十二条の三までにおいて同じ。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

２　特定元方事業者及び関係請負人は、自ら行う作業について前項のクレーン等の運転についての合図を定めるときは、同項の規定により統一的に定められた合図と同一のものを定めなければならない。

（事故現場等の標識の統一等）

第六百四十条　特定元方事業者は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　有機則第二十七条第二項本文（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により作業従事者を立ち入らせてはならない事故現場

二　（略）

（協議組織の設置及び運営）

第六百三十五条　特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。以下同じ。）は、法第三十条第一項第一号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。

一・二　（略）

２　（略）

（作業間の連絡及び調整）

第六百三十六条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行なわなければならない。

（作業場所の巡視）

第六百三十七条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行なわなければならない。

２　関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行なう巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（教育に対する指導及び援助）

第六百三十八条　特定元方事業者は、法第三十条第一項第四号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行なう場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第六百三十九条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該作業がクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック、簡易リフト又は建設用リフトで、クレーン則の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を用いて行うものであるときは、当該クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

２　特定元方事業者及び関係請負人は、自ら行なう作業について前項のクレーン等の運転についての合図を定めるときは、同項の規定により統一的に定められた合図と同一のものを定めなければならない。

（事故現場等の標識の統一等）

第六百四十条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　有機則第二十七条第二項本文（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場

二　（略）

三　電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により作業従事者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

四　酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸欠則」という。）第九条第一項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第十四条第一項の規定により作業従事者を退避させなければならない場所

2　特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行う作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示しなければならない。

3　特定元方事業者及び関係請負人は、その作業従事者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）

第六百四十一条　特定元方事業者は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（警報の統一等）

第六百四十二条　特定元方事業者は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときには、次の場合に行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　（略）

二　当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行われている場合

三　当該場所において発破が行われる場合

四・五　（略）

2　特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エツクス線装置に電力を供給する場合、前項第二号の機器により照射を行う場合又は発破を行う場合は、同項の規定により統一的に定められた警報を行わなければならない。当該場所において、火災が発生したこと又は土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生したこと若しくはこれらが発生するおそれのあることを知つたときも、同様とする。

3　特定元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号から第五号までに掲げる場合において、前項の規定により警報が行われたときは、危険がある区域にいるその作業従事者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

（避難等の訓練の実施方法等の統一等）

第六百四十二条の二　特定元方事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときは、第三百八十九条の十一第一項の規定に基づき特定元方事業者及び関係請負人が行う避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

2・3　（略）

三　電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

四　酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号。以下「酸欠則」という。）第九条第一項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第十四条第一項の規定により労働者を退避させなければならない場所

2　特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において自ら行なう作業に係る前項各号に掲げる事故現場等を、同項の規定により統一的に定められた標識と同一のものによつて明示しなければならない。

3　特定元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）

第六百四十一条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき（第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。）は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（警報の統一等）

第六百四十二条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときには、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　（略）

二　当該場所にある電離則第二条第二項に規定する放射性物質を装備している機器により照射が行なわれている場合

三　当該場所において発破が行なわれる場合

四・五　（略）

2　特定元方事業者及び関係請負人は、当該場所において、エツクス線装置に電力を供給する場合、前項第二号の機器により照射を行なう場合又は発破を行なう場合は、同項の規定により統一的に定められた警報を行なわなければならない。当該場所において、火災が発生したこと又は土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生したこと若しくはこれらが発生するおそれのあることを知つたときも、同様とする。

3　特定元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号から第五号までに掲げる場合において、前項の規定により警報が行なわれたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

（避難等の訓練の実施方法等の統一等）

第六百四十二条の二　特定元方事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、第三百八十九条の十一第一項の規定に基づき特定元方事業者及び関係請負人が行う避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

2・3　（略）

第六百四十二条の二の二　前条の規定は、特定元方事業者又は法第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者が土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百八十九条の十一第一項の規定」とあるのは「第五百七十五条の十六第一項の規定」と、同項から同条第三項までの規定中「避難等の訓練」とあるのは「避難の訓練」と読み替えるものとする。

（周知のための資料の提供等）

第六百四十二条の三　建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（作業従事者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下この条において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人が当該関係請負人に係る作業従事者であつて当該場所で新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人に係る作業従事者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。

第六百四十二条の四　第六百三十五条から第六百三十八条及び第六百三十八条の三から第六百四十二条の三までの規定（第六百四十二条の二の二を除く。）は、法第三十条第二項又は第三項の規定による指名が行われた場合について準用する。この場合において、これらの規定（第六百三十八条の四の見出しを除く。）中「特定元方事業者」とあるのは「法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者」と、「関係請負人」とあるのは「当該指名された事業者以外の請負人で特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事を自ら行うもの」と、第六百三十八条の三及び第六百三十八条の四中「同号」とあるのは「法第三十条第一項第五号」と、第六百三十八条の四の見出し中「関係請負人」とあるのは「指名された事業者以外の請負人で特定事業の仕事を自ら行うもの」と読み替えるものとする。

（法第三十条第一項に規定する措置を講ずべき者の指名）

第六百四十三条　（略）

２　法第三十条第二項の規定により法第三十条第一項に規定する措置を講ずべき者を指名しなければならない発注者（法第三十条第二項の発注者をいう。）又は請負人は、同項の規定による指名ができないときは、遅滞なく、その旨を当該場所を管轄する労働基準監督署長に届け出なければならない。

（作業間の連絡及び調整）

第六百四十三条の二　第六百三十六条の規定は、法第三十条の二第一項の元方事業者（次条から第六百四十三条の六までにおいて「元方事業者」という。）又は法第三十条の二第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者について準用する。この場合において、第六百三十六条中「第三十条第一項第二号」とあるのは、「第三十条の二第一項」と読み替えるものとする。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第六百四十三条の三　第六百三十九条第一項の規定は、元方事業者又は法第三十条の二第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者について準用する。

２　第六百三十九条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人又は法第三十条の二第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者及び当該指名された事業者以外の請負人で法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事を自ら行うものについて準用する。

第六百四十二条の二の二　前条の規定は、特定元方事業者が土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第三百八十九条の十一第一項の規定」とあるのは「第五百七十五条の十六第一項の規定」と、同項から同条第三項までの規定中「避難等の訓練」とあるのは「避難の訓練」と読み替えるものとする。

（周知のための資料の提供等）

第六百四十二条の三　建設業に属する事業を行う特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該場所の状況（労働者に危険を生ずるおそれのある箇所の状況を含む。以下この条において同じ。）、当該場所において行われる作業相互の関係等に関し関係請負人がその労働者であつて当該場所で新たに作業に従事することとなつたものに対して周知を図ることに資するため、当該関係請負人に対し、当該周知を図るための場所の提供、当該周知を図るために使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。ただし、当該特定元方事業者が、自ら当該関係請負人の労働者に当該場所の状況、作業相互の関係等を周知させるときは、この限りでない。

（新設）

（特定元方事業者の指名）

第六百四十三条　（略）

２　法第三十条第二項の規定により特定元方事業者を指名しなければならない発注者（同項の発注者をいう。）又は請負人は、同項の規定による指名ができないときは、遅滞なく、その旨を当該場所を管轄する労働基準監督署長に届け出なければならない。

（作業間の連絡及び調整）

第六百四十三条の二　第六百三十六条の規定は、法第三十条の二第一項の元方事業者（次条から第六百四十三条の六までにおいて「元方事業者」という。）について準用する。この場合において、第六百三十六条中「第三十条第一項第二号」とあるのは、「第三十条の二第一項」と読み替えるものとする。

（クレーン等の運転についての合図の統一）

第六百四十三条の三　第六百三十九条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

２　第六百三十九条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

（事故現場の標識の統一等）

第六百四十三条の四　元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。第六百四十三条の六において同じ。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　有機則第二十七条第二項本文の規定により作業従事者を立ち入らせてはならない事故現場

二　電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により作業従事者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

三　酸欠則第九条第一項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第十四条第一項の規定により作業従事者を退避させなければならない場所

2　（略）

3　元方事業者及び関係請負人は、その作業従事者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）

第六百四十三条の五　第六百四十一条第一項の規定は、元方事業者又は法第三十条の二第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者について準用する。

2　第六百四十一条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人又は法第三十条の二第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者及び当該指名された事業者以外の請負人で法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事を自ら行うものについて準用する。

（警報の統一等）

第六百四十三条の六　元方事業者は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときには、次の場合に行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

3　元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号に掲げる場合において、前項の規定により警報が行われたときは、危険がある区域にいるその作業従事者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

第六百四十三条の六の二　第六百四十三条の四及び第六百四十三条の六の規定は、法第三十条の二第二項又は第三項の規定による指名が行われた場合について準用する。この場合において、「元方事業者」とあるのは「法第三十条の二第二項又は第三項の規定により指名された事業者」と、「関係請負人」とあるのは「当該指名された事業者以外の請負人で法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事を自ら行うもの」と読み替えるものとする。

（法第三十条の二第一項に規定する措置を講ずべき者の指名）

第六百四十三条の七　第六百四十三条の規定は、法第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条の見出し及び同条第二項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条の二第一項」と、同条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事」と、「建築工事における躯体工事等当該仕事」とあるのは「当該仕事」と読み替えるものとする。

（事故現場の標識の統一等）

第六百四十三条の四　元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一　有機則第二十七条第二項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない事故現場

二　電離則第三条第一項の区域、電離則第十五条第一項の室、電離則第十八条第一項本文の規定により労働者を立ち入らせてはならない場所又は電離則第四十二条第一項の区域

三　酸欠則第九条第一項の酸素欠乏危険場所又は酸欠則第十四条第一項の規定により労働者を退避させなければならない場所

2　（略）

3　元方事業者及び関係請負人は、その労働者のうち必要がある者以外の者を第一項各号に掲げる事故現場等に立ち入らせてはならない。

（有機溶剤等の容器の集積箇所の統一）

第六百四十三条の五　第六百四十一条第一項の規定は、元方事業者について準用する。

2　第六百四十一条第二項の規定は、元方事業者及び関係請負人について準用する。

（警報の統一等）

第六百四十三条の六　元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときには、次の場合に行う警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

3　元方事業者及び関係請負人は、第一項第三号に掲げる場合において、前項の規定により警報が行われたときは、危険がある区域にいるその労働者のうち必要がある者以外の者を退避させなければならない。

（新設）

（法第三十条の二第一項の元方事業者の指名）

第六百四十三条の七　第六百四十三条の規定は、法第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の二第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第三十条の二第一項に規定する事業の仕事」と、「建築工事における躯体工事等当該仕事」とあるのは「当該仕事」と、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。

（法第二十五条の二第一項に規定する措置を講ずべき者の指名）

第六百四十三条の八　第六百四十三条の規定は、法第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条の見出し及び同条第二項中「第三十条第一項」とあるのは「第二十五条の二第一項」と、同条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第二十五条の二第一項に規定する仕事」と、「建築工事における躯体工事等」とあるのは「ずい道等の建設の仕事における掘削工事等」と読み替えるものとする。

（くい打機及びくい抜機についての措置）

第六百四十四条　法第三十一条第一項の注文者（以下「注文者」という。）は、同項の場合において、請負人（同項の請負人をいう。以下この章において同じ。）に係る作業従事者にくい打機又はくい抜機を使用させるときは、当該くい打機又はくい抜機については、第二編第二章第二節（第百七十二条、第百七十四条から第百七十六条まで、第百七十八条から第百八十一条まで及び第百八十三条に限る。）に規定するくい打機又はくい抜機の基準に適合するものとしなければならない。

（軌道装置についての措置）

第六百四十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に軌道装置を使用させるときは、当該軌道装置については、第二編第二章第三節（第百九十六条から第二百四条まで、第二百七条から第二百九条まで、第二百十二条、第二百十三条及び第二百十五条から第二百十七条までに限る。）に規定する軌道装置の基準に適合するものとしなければならない。

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

第六百四十七条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～五　（略）

（交流アーク溶接機についての措置）

第六百四十八条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に交流アーク溶接機（自動溶接機を除く。）を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一　（略）

二　墜落により作業従事者に危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に作業従事者が接触するおそれのあるところ

（法第三十条の三第一項の元方事業者の指名）

第六百四十三条の八　第六百四十三条の規定は、法第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の規定による指名について準用する。この場合において、第六百四十三条第一項第一号中「第三十条第二項の場所」とあるのは「第三十条の三第二項において準用する法第三十条第二項の場所」と、「特定事業（法第十五条第一項の特定事業をいう。）の仕事」とあるのは「法第二十五条の二第一項に規定する仕事」と、「建築工事における躯体工事等」とあるのは「ずい道等の建設の仕事における掘削工事等」と、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と読み替えるものとする。

（くい打機及びくい抜機についての措置）

第六百四十四条　法第三十一条第一項の注文者（以下「注文者」という。）は、同項の場合において、請負人（同項の請負人をいう。以下この章において同じ。）の労働者にくい打機又はくい抜機を使用させるときは、当該くい打機又はくい抜機については、第二編第二章第二節（第百七十二条、第百七十四条から第百七十六条まで、第百七十八条から第百八十一条まで及び第百八十三条に限る。）に規定するくい打機又はくい抜機の基準に適合するものとしなければならない。

（軌道装置についての措置）

第六百四十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に軌道装置を使用させるときは、当該軌道装置については、第二編第二章第三節（第百九十六条から第二百四条まで、第二百七条から第二百九条まで、第二百十二条、第二百十三条及び第二百十五条から第二百十七条までに限る。）に規定する軌道装置の基準に適合するものとしなければならない。

（型わく支保工についての措置）

第六百四十六条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に型わく支保工を使用させるときは、当該型わく支保工については、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第三章（第二百三十七条から第二百三十九条まで、第二百四十二条及び第二百四十三条に限る。）に規定する型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（アセチレン溶接装置についての措置）

第六百四十七条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にアセチレン溶接装置を使用させるときは、当該アセチレン溶接装置について、次の措置を講じなければならない。

一～五　（略）

（交流アーク溶接機についての措置）

第六百四十八条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に交流アーク溶接機（自動溶接機を除く。）を使用させるときは、当該交流アーク溶接機に、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない。ただし、次の場所以外の場所において使用させるときは、この限りでない。

一　（略）

二　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれのあるところ

（電動機械器具についての措置）

第六百四十九条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に電動機を有する機械又は器具（以下この条において「電動機械器具」という。）で、対地電圧が百五十ボルトを超える移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものを使用させるときは、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。

2　（略）

（潜函等についての措置）

第六百五十条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に潜函等を使用させる場合で、当該作業従事者が当該潜函等の内部で明り掘削の作業を行うときは、当該潜函等について、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（ずい道等についての措置）

第六百五十一条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にずい道等を使用させる場合で、当該作業従事者がずい道等の建設の作業を行うとき（落盤又は肌落ちにより作業従事者に危険を及ぼすおそれのあるときに限る。）は、当該ずい道等についてずい道支保工を設け、ロツクボルトを施す等落盤又は肌落ちを防止するための措置を講じなければならない。

2　（略）

（ずい道型わく支保工についての措置）

第六百五十二条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にずい道型わく支保工を使用させるときは、当該ずい道型わく支保工を、第二編第六章第二節第三款に規定するずい道型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（物品揚卸口等についての措置）

第六百五十三条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、作業床、物品揚卸口、ピツト、坑又は船舶のハツチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により作業従事者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2　注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルを超える箇所にあるものについては、作業従事者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

（架設通路についての措置）

第六百五十四条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

（足場についての措置）

第六百五十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（電動機械器具についての措置）

第六百四十九条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に電動機を有する機械又は器具（以下この条において「電動機械器具」という。）で、対地電圧が百五十ボルトをこえる移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のものを使用させるときは、当該電動機械器具が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。

2　（略）

（潜函等についての措置）

第六百五十条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に潜函等を使用させる場合で、当該労働者が当該潜函等の内部で明り掘削の作業を行なうときは、当該潜函等について、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（ずい道等についての措置）

第六百五十一条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にずい道等を使用させる場合で、当該労働者がずい道等の建設の作業を行なうとき（落盤又は肌落ちにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに限る。）は、当該ずい道等についてずい道支保工を設け、ロツクボルトを施す等落盤又は肌落ちを防止するための措置を講じなければならない。

2　（略）

（ずい道型わく支保工についての措置）

第六百五十二条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にずい道型わく支保工を使用させるときは、当該ずい道型わく支保工を、第二編第六章第二節第三款に規定するずい道型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。

（物品揚卸口等についての措置）

第六百五十三条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピツト、坑又は船舶のハツチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2　注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

（架設通路についての措置）

第六百五十四条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

（足場についての措置）

第六百五十五条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（作業構台についての措置）

第六百五十五条の二　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（クレーン等についての措置）

第六百五十六条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

（ゴンドラについての措置）

第六百五十七条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にゴンドラを使用させるときは、当該ゴンドラを、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）に適合するものとしなければならない。

（局所排気装置についての措置）

第六百五十八条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に局所排気装置を使用させるとき（有機則第五条若しくは第六条第二項（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人が局所排気装置を設けなければならない場合に限る。）は、当該局所排気装置の性能については、有機則第十六条（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（プッシュプル型換気装置についての措置）

第六百五十八条の二　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者にプッシュプル型換気装置を使用させるとき（有機則第五条若しくは第六条第二項（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュプル型換気装置を設けなければならない場合に限る。）は、当該プッシュプル型換気装置の性能については、有機則第十六条の二（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（全体換気装置についての措置）

第六百五十九条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に全体換気装置を使用させるとき（有機則第六条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限る。）であるときは、当該全体換気装置の性能については、有機則第十七条（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（圧気工法に用いる設備についての措置）

第六百六十条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に潜函（かん）工法その他の圧気工法に用いる設備で、その作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるときは、当該設備を、高圧則第四条から第七条の三まで及び第二十一条第二項に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（エックス線装置についての措置）

第六百六十一条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

（作業構台についての措置）

第六百五十五条の二　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（クレーン等についての措置）

第六百五十六条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

（ゴンドラについての措置）

第六百五十七条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にゴンドラを使用させるときは、当該ゴンドラを、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）に適合するものとしなければならない。

（局所排気装置についての措置）

第六百五十八条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に局所排気装置を使用させるとき（有機則第五条若しくは第六条第二項（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人が局所排気装置を設けなければならない場合に限る。）は、当該局所排気装置の性能については、有機則第十六条（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（プッシュプル型換気装置についての措置）

第六百五十八条の二　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュプル型換気装置を使用させるとき（有機則第五条若しくは第六条第二項（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュプル型換気装置を設けなければならない場合に限る。）は、当該プッシュプル型換気装置の性能については、有機則第十六条の二（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（全体換気装置についての措置）

第六百五十九条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に全体換気装置を使用させるとき（有機則第六条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限る。）であるときは、当該全体換気装置の性能については、有機則第十七条（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（圧気工法に用いる設備についての措置）

第六百六十条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に潜函（かん）工法その他の圧気工法に用いる設備で、その作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるときは、当該設備を、高圧則第四条から第七条の三まで及び第二十一条第二項に規定する基準に適合するものとしなければならない。

（エックス線装置についての措置）

第六百六十一条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に令第十三条第三項第二十二号のエックス線装置を使用させるときは、当該エックス線装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

（ガンマ線照射装置についての措置）

第六百六十二条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人に係る作業従事者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

（法第三十二条第三項の請負人の義務）

第六百六十二条の九　法第三十二条第三項の請負人は、法第三十条の三第一項又は第四項の規定による措置を講ずべき元方事業者又は指名された事業者が行う作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練に協力しなければならない。

（法第三十二条第五項の請負人の義務）

第六百六十三条　法第三十二条第五項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2　法第三十二条第五項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（法第三十二条第六項の請負人の義務）

第六百六十三条の二　法第三十二条第六項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

（報告）

第六百六十四条　特定元方事業者（法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者を除く。）は、その労働者である作業従事者及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われるときは、当該作業の開始後、遅滞なく、次の事項を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～五　（略）

2　前項の規定は、法第三十条第二項の規定により指名された事業者について準用する。この場合において、前項中「当該作業の開始後」とあるのは、「指名された後」と、同項第二号中「関係請負人」とあるのは、「当該指名を受けた事業者以外の請負人で特定事業の仕事を自ら行うもの」と読み替えるものとする。

（機械等貸与者）

第六百六十五条　法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、令第十条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として、事業を行う者に貸与する者とする。

（機械等貸与者の講ずべき措置）

第六百六十六条　前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を事業を行う者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

2　前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種の選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業を行う者が行うもの（小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第六項に規定する都道府県の設備貸与機関が行う設備貸与事業を含む。）については、適用しない。

（ガンマ線照射装置についての措置）

第六百六十二条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に令第十三条第三項第二十三号のガンマ線照射装置を使用させるときは、当該ガンマ線照射装置については法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格でガンマ線照射装置に係るものに適合するものとしなければならない。

（法第三十二条第三項の請負人の義務）

第六百六十二条の九　法第三十二条第三項の請負人は、法第三十条の三第一項又は第四項の規定による措置を講ずべき元方事業者又は指名された事業者が行う労働者の救護に関し必要な事項についての訓練に協力しなければならない。

（法第三十二条第四項の請負人の義務）

第六百六十三条　法第三十二条第四項の請負人は、第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

2　法第三十二条第四項の請負人は、注文者が第六百四十四条から第六百六十二条までに規定する措置を講ずるために行う点検、補修その他の措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（法第三十二条第五項の請負人の義務）

第六百六十三条の二　法第三十二条第五項の請負人は、第六百六十二条の四第一項又は第二項に規定する措置が講じられていないことを知つたときは、速やかにその旨を注文者に申し出なければならない。

（報告）

第六百六十四条　特定元方事業者（法第三十条第二項又は第三項の規定により指名された事業者を除く。）は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときは、当該作業の開始後、遅滞なく、次の事項を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～五　（略）

2　前項の規定は、法第三十条第二項の規定により指名された事業者について準用する。この場合において、前項中「当該作業の開始後」とあるのは、「指名された後」と読み替えるものとする。

（機械等貸与者）

第六百六十五条　法第三十三条第一項の厚生労働省令で定める者は、令第十条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として、他の事業者に貸与する者とする。

（機械等貸与者の講ずべき措置）

第六百六十六条　前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者に貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

2　前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種の選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行うもの（小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第二条第六項に規定する都道府県の設備貸与機関が行う設備貸与事業を含む。）については、適用しない。

（機械等の貸与を受けた事業を行う者の講ずべき措置）

第六百六十七条　機械等貸与者から機械等の貸与を受けた事業を行う者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（機械等を操作する者の義務）

第六百六十八条　前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた事業を行う者から同条第二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。

（共用の避難用出入口等）

第六百七十条　法第三十四条の建築物貸与者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業を行う者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかなければならない。

２　（略）

（共用の警報設備等）

第六百七十一条　建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業を行う者が危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造若しくは取扱いをするとき、又は当該建築物の貸与を受けた事業を行う者の労働者で、当該建築物の内部で就業するものの数が五十人以上であるときは、非常の場合に関係労働者にすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備え、かつ、有効に作動するように保持しておかなければならない。

（貸与建築物の有効維持）

第六百七十二条　建築物貸与者は、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物で、次の各号のいずれかの装置を設けたものを貸与する場合において、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業を行う者が当該装置の全部又は一部を共用することとなるときは、当該装置の機能を有効に保持するため、点検、補修等の必要な措置を講じなければならない。

一～五　（略）

（貸与建築物の給水設備）

第六百七十三条　建築物貸与者は、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物で飲用又は食器洗浄用の水を供給する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備を、水道法第三条第九項に規定する給水装置又は同法第四条の水質基準に適合する水を供給することができる設備としなければならない。

（貸与建築物の排水設備）

第六百七十四条　建築物貸与者は、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないよう、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

（貸与建築物の清掃等）

第六百七十五条　建築物貸与者は、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物を貸与するときは、当該建築物の清潔を保持するため、当該建築物の貸与を受けた事業を行う者との協議等により、清掃及びねずみ、昆虫等の防除に係る措置として、次の各号に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一～三　（略）

（便宜の供与）

第六百七十六条　建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業を行う者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、当該設備の設置に伴う建築物の変更の承認、当該設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、これを供与するようにしなければならない。

（機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置）

第六百六十七条　機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

一・二　（略）

（機械等を操作する者の義務）

第六百六十八条　前条の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者から同条第二号に掲げる事項について通知を受けたときは、当該事項を守らなければならない。

（共用の避難用出入口等）

第六百七十条　法第三十四条の建築物貸与者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかなければならない。

２　（略）

（共用の警報設備等）

第六百七十一条　建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造若しくは取扱いをするとき、又は当該建築物の貸与を受けた事業者の労働者で、当該建築物の内部で就業するものの数が五十人以上であるときは、非常の場合に関係労働者にすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備え、かつ、有効に作動するように保持しておかなければならない。

（貸与建築物の有効維持）

第六百七十二条　建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で、次の各号のいずれかの装置を設けたものを貸与する場合において、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が当該装置の全部又は一部を共用することとなるときは、その共用部分の機能を有効に保持するため、点検、補修等の必要な措置を講じなければならない。

一～五　（略）

（貸与建築物の給水設備）

第六百七十三条　建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で飲用又は食器洗浄用の水を供給する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備を、水道法第三条第九項に規定する給水装置又は同法第四条の水質基準に適合する水を供給することができる設備としなければならない。

（貸与建築物の排水設備）

第六百七十四条　建築物貸与者は、工場の用に供される建築物で排水に関する設備を設けたものを貸与するときは、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏水等が生じないよう、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

（貸与建築物の清掃等）

第六百七十五条　建築物貸与者は、工場の用に供される建築物を貸与するときは、当該建築物の清潔を保持するため、当該建築物の貸与を受けた事業者との協議等により、清掃及びねずみ、昆虫等の防除に係る措置として、次の各号に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

一～三　（略）

（便宜の供与）

第六百七十六条　建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者から、局所排気装置、騒音防止のための障壁その他労働災害を防止するため必要な設備の設置について、当該設備の設置に伴う建築物の変更の承認、当該設備の設置の工事に必要な施設の利用等の便宜の供与を求められたときは、これを供与するようにしなければならない。

（貸与建築物の便所）

第六百七十七条　建築物貸与者は、貸与する建築物に設ける便所で当該建築物の貸与を受けた二以上の事業を行う者が共用するものについては、第六百二十八条第一項各号及び第六百二十八条の二に規定する基準に適合するものとするようにしなければならない。この場合において、労働者の数に応じて設けるべき便房等については、当該便所を共用する事業を行う者の労働者数を合算した数に基づいて設けるものとする。

（警報及び標識の統一）

第六百七十八条　建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業を行う者に周知させなければならない。

2　建築物貸与者は、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物を貸与する場合において、当該建築物の内部に第六百四十条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業を行う者に周知させなければならない。

（共用部分における墜落等による危険の防止）

第六百七十九条　建築物貸与者は、貸与する建築物のうち、貸与を受けた二以上の事業を行う者に専ら使用させる部分以外の部分（以下この条から第六百八十二条までにおいて「共用部分」という。）において、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により事業を行う者の労働者（以下この条において単に「労働者」という。）に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2　建築物貸与者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（共用部分における昇降するための設備の設置等）

第六百八十条　建築物貸与者は、貸与する建築物の共用部分のうち、高さ又は深さが一・五メートルを超える箇所には、事業を行う者の労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが建築物の構造や当該建築物において行われることが想定される事業の性質上著しく困難な場合であつて、防網の設備を設け、立入区域を設定する等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（共用部分の通路）

第六百八十一条　建築物貸与者は、貸与する建築物の共用部分における通路については、次に定めるところによらなければならない。

一　用途に応じた幅を有すること。

二　通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。

三　通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。

（共用部分の通路の照明）

第六百八十二条　建築物貸与者は、前条の通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、事業を行う者に対し、事業を行う者の労働者が常時通行の用に供しない地下室等で通行する場合、適当な照明具を所持する必要がある旨を周知したときは、この限りでない。

（貸与建築物の便所）

第六百七十七条　建築物貸与者は、貸与する建築物に設ける便所で当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用するものについては、第六百二十八条第一項各号及び第六百二十八条の二に規定する基準に適合するものとするようにしなければならない。この場合において、労働者の数に応じて設けるべき便房等については、当該便所を共用する事業者の労働者数を合算した数に基づいて設けるものとする。

（警報及び標識の統一）

第六百七十八条　建築物貸与者は、貸与する建築物において火災の発生、特に有害な化学物質の漏えい等の非常の事態が発生したときに用いる警報を、あらかじめ統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。

2　建築物貸与者は、工場の用に供される建築物を貸与する場合において、当該建築物の内部に第六百四十条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを当該建築物の貸与を受けた事業者に周知させなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

様式第二十一号の二の二及び様式第二十一号の二の三を次のように改める。

様式第21号の２の２（第95条の３関係）

（第１面）

第　　号

立　入　検　査　証

写　真

印

又　は

刻印

官職　　氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、
の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　　月　　日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長　印

労働安全衛生法　（抄）

（厚生労働大臣等の権限）

第96条　厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

２　厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

３　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録設計審査等機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第１号において「外国登録設計審査等機関等」という。）を除く。）（以下「登録設計審査等機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第２項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

５　第91条第３項及び第４項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

（第３面）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第91条　（第１項及び第２項　略）

３　前２項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第４面）

労働災害防止団体法（抄）

（報告等）

第52条　厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル）

（第５面）

作業環境測定法（抄）

（厚生労働大臣等の権限）

第41条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関、指定試験機関、登録講習機関又は指定登録機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に関係のある試料その他の物件を収去させることができる。

２　第39条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（第６面）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第39条　（第１項　略）

２　前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

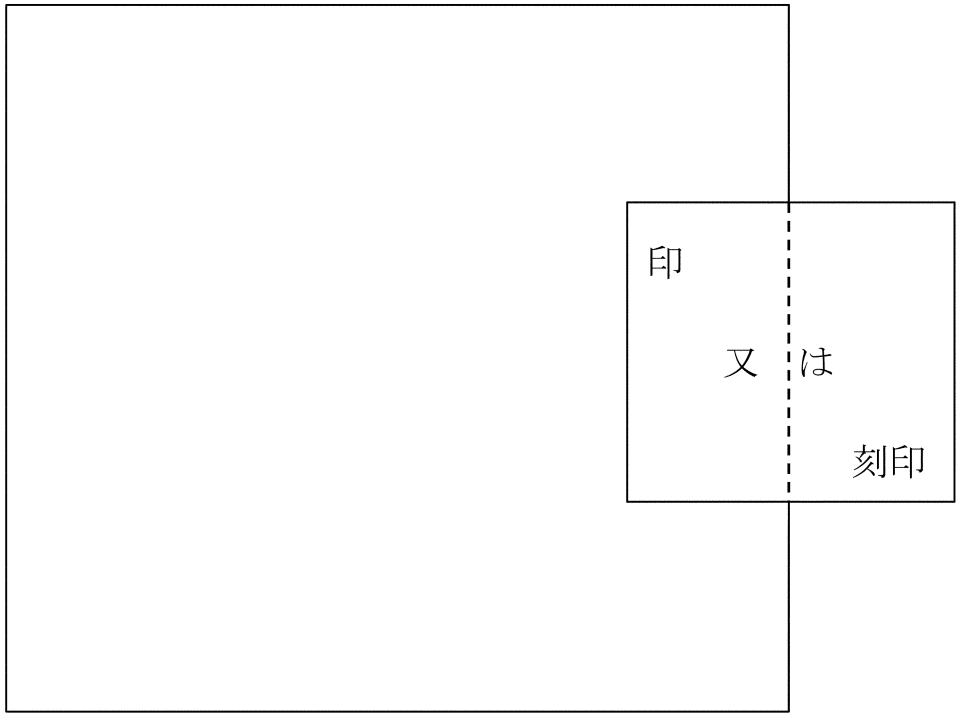
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第21号の２の３（第95条の３の２関係）

（表面）

第　　号

立　入　検　査　証



氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第９６条の２の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　　月　　日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長　印

（裏面）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）　（抄）

（機構による労働災害の原因の調査等の実施）

第九十六条の二　厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

２　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

３　厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

４　機構は、前項の指示に従つて立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

５　第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものとする。

（機構に対する命令）

第九十六条の三　厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五・六　（略）

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第九十一条　（略）

２　（略）

３　前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第九十三条　（略）

２　産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

３　労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の四第四項の規定による勧告、第五十七条の五第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

４　（略）

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第九十四条　産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

２　（略）

（縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル）

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第三条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
（削る）	第一章の二　特別特定機械等（第二条の二）
第二章～第八章　（略）	第二章～第八章　（略）
附則	附則
（削る）	**第一章の二**　特別特定機械等
（削る）	（特別特定機械等）
（製造許可）	**第二条の二**　労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の厚生労働省令で定める特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。次章において同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。第三章において同じ。）とする。
第三条　ボイラー（小型ボイラーを除く。この章において同じ。）を製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。	（製造許可）
2　前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該ボイラーの設計について、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうち当該特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章及び第三章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、ボイラーの構造を示す図面並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。	**第三条**　ボイラーを製造しようとする者は、製造しようとするボイラーについて、あらかじめ、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けているボイラーと型式が同一であるボイラー（以下「許可型式ボイラー」という。）については、この限りでない。
一　法第三十七条第三項の登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該ボイラーを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類	2　前項の許可を受けようとする者は、ボイラー製造許可申請書（様式第一号）にボイラーの構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
二　次の事項を記載した書面	一　強度計算
イ　ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数	（新設）
ロ　工作責任者の経歴の概要	二　ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
ハ　工作者の資格及び数	三　工作責任者の経歴の概要
ニ　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果	四　工作者の資格及び数
三　強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面	五　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果
（設計審査）	（新設）
第三条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、ボイラー設計審査申請書（様式第一号の二）にボイラーの構造を示す図面及びボイラーの強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。	（新設）
2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載したボイラー設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。	（新設）

（変更報告）

第四条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るボイラー又は許可型式ボイラーを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（構造検査）

第五条　ボイラーを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ボイラーについて、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2　溶接によるボイラーについては、第七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。

3　構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第二号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

4　登録設計審査等機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。

5　登録設計審査等機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行つた登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録設計審査等機関」とする。

（溶接検査）

第七条　溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ボイラーについて、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない（附属設備（過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）を除く。）。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2　前項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該ボイラーの溶接作業に着手する前に、ボイラー溶接検査申請書（様式第七号）にボイラー溶接明細書（様式第八号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

3　登録設計審査等機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行つた登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（変更報告）

第四条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るボイラー又は許可型式ボイラーを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（構造検査）

第五条　ボイラーを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、同項の登録製造時等検査機関（以下「登録製造時等検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

2　溶接によるボイラーについては、第七条第一項の規定による検査に合格した後でなければ、前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「構造検査」という。）を受けることができない。

3　構造検査を受けようとする者は、ボイラー構造検査申請書（様式第二号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4　登録製造時等検査機関は、構造検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。

5　登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録製造時等検査機関」とする。

（溶接検査）

第七条　溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、当該ボイラーが附属設備（過熱器及び節炭器に限る。以下この章において同じ。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）である場合は、この限りでない。

2　前項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該ボイラーの溶接作業に着手する前に、ボイラー溶接検査申請書（様式第七号）にボイラー溶接明細書（様式第八号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

3　登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格したボイラーに様式第九号による刻印を押し、そのボイラー溶接明細書を申請者に交付する。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

（使用検査）

第十二条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該ボイラーについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国においてボイラーを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該ボイラーについて、登録設計審査等機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定により登録設計審査等機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第十三号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

4　ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が製造許可基準のうちボイラーの構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

5　登録設計審査等機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。

6　登録設計審査等機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第十二条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（ボイラー検査証）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前二項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付した移動式ボイラーのボイラー検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式ボイラーを設置している者は、ボイラー検査証再交付申請書（様式第十六号）に第二項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、移動式ボイラーを設置している者に対し、与えるものとする。

5　所轄労働基準監督署長は、前三項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該ボイラーの法第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）の結果等に基づくものとする。

（使用検査）

第十二条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国においてボイラーを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ボイラーを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定により登録製造時等検査機関が行う検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、ボイラー使用検査申請書（様式第十三号）にボイラー明細書（様式第三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4　ボイラーを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るボイラーの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

5　登録製造時等検査機関は、使用検査に合格したボイラーに様式第四号による刻印を押し、そのボイラー明細書を申請者に交付する。

6　登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式ボイラーについて、申請者に対しボイラー検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第十二条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

（ボイラー検査証）

第十五条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（使用の制限）

第二十六条　事業者は、ボイラーについては、製造許可基準のうちボイラーの構造に係る部分に適合するものでなければ、使用してはならない。

（性能検査等）

第三十八条　ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、性能検査を受けなければならない。

2　（略）

（製造許可）

第四十九条　第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。この章において同じ。）を製造しようとする者は、製造しようとする第一種圧力容器について、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器（以下「許可型式第一種圧力容器」という。）については、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、第一種圧力容器製造許可申請書（様式第一号）に第一種圧力容器の構造を示す図面並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該第一種圧力容器の設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、第一種圧力容器の構造を示す図面並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。

一　登録設計審査等機関のうち当該第一種圧力容器を製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類

二　次の事項を記載した書面

イ　第一種圧力容器の製造及び検査のための設備の種類、能力及び数

ロ　工作責任者の経歴の概要

ハ　工作者の資格及び数

ニ　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

三　強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面

（設計審査）

第四十九条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、第一種圧力容器設計審査申請書（様式第一号の二）に第一種圧力容器の構造を示す図面及び第一種圧力容器の強度計算その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載した第一種圧力容器設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（変更報告）

第五十条　第四十九条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器又は許可型式第一種圧力容器を製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（使用の制限）

第二十六条　事業者は、ボイラーについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ボイラーの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ、使用してはならない。

（性能検査等）

第三十八条　ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）を受けなければならない。

2　（略）

（製造許可）

第四十九条　第一種圧力容器を製造しようとする者は、製造しようとする第一種圧力容器について、あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けなければならない。ただし、既に当該許可を受けている第一種圧力容器と型式が同一である第一種圧力容器（以下「許可型式第一種圧力容器」という。）については、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、第一種圧力容器製造許可申請書（様式第一号）に第一種圧力容器の構造を示す図面及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　強度計算

（新設）

二　第一種圧力容器の製造及び検査のための設備の種類、能力及び数

三　工作責任者の経歴の概要

四　工作者の資格及び数

五　溶接によつて製造するときは、溶接施行法試験結果

（新設）

（変更報告）

第五十条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る第一種圧力容器又は許可型式第一種圧力容器を製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の工作責任者を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（構造検査）

第五十一条　第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該第一種圧力容器について、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2　（略）

3　構造検査を受けようとする者は、第一種圧力容器構造検査申請書（様式第二号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

4　登録設計審査等機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。

5　登録設計審査等機関は、構造検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十一条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行つた登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（設置地で組み立てる第一種圧力容器にあつては、その設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録設計審査等機関」とする。

（溶接検査）

第五十三条　溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、当該第一種圧力容器について、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない（圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接による第一種圧力容器を除く。）。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2　前項の規定による検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該第一種圧力容器の溶接作業に着手する前に、第一種圧力容器溶接検査申請書（様式第七号）に第一種圧力容器溶接明細書（様式第八号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

3　登録設計審査等機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十三条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長」とする。

（使用検査）

第五十七条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該第一種圧力容器について、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国において第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該第一種圧力容器について、登録設計審査等機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該第一種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定による検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器使用検査申請書（様式第十三号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

（構造検査）

第五十一条　第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

2　（略）

3　構造検査を受けようとする者は、第一種圧力容器構造検査申請書（様式第二号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

4　登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。

5　登録製造時等検査機関は、構造検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十一条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（設置地で組み立てる第一種圧力容器にあつては、その設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録製造時等検査機関」とする。

（溶接検査）

第五十三条　溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとする者は、法第三十八条第一項の規定により、当該第一種圧力容器について、登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。ただし、圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接による第一種圧力容器については、この限りでない。

2　前項の規定による検査（以下この章において「溶接検査」という。）を受けようとする者は、当該第一種圧力容器の溶接作業に着手する前に、第一種圧力容器溶接検査申請書（様式第七号）に第一種圧力容器溶接明細書（様式第八号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

3　登録製造時等検査機関は、溶接検査に合格した第一種圧力容器に様式第九号による刻印を押し、その第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十三条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長」とする。

（使用検査）

第五十七条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国において第一種圧力容器を製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該第一種圧力容器について登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該第一種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　前二項の規定による検査（以下この章において「使用検査」という。）を受けようとする者は、第一種圧力容器使用検査申請書（様式第十三号）に第一種圧力容器明細書（様式第二十三号）を添えて、登録製造時等検査機関に提出しなければならない。

４　第一種圧力容器を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る第一種圧力容器の構造が製造許可基準のうち第一種圧力容器の構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

５　登録設計審査等機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。

６　登録設計審査等機関は、使用検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（第一種圧力容器検査証）

第六十条　（略）

２・３　（略）

４　前二項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付した移動式第一種圧力容器の第一種圧力容器検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式第一種圧力容器を設置している者は、第一種圧力容器検査証再交付申請書（様式第十六号）に第二項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、移動式第一種圧力容器を設置している者に対し、与えるものとする。

５　所轄労働基準監督署長は、前三項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、登録省令第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該第一種圧力容器の性能検査の結果等に基づくものとする。

（使用の制限）

第六十四条　事業者は、第一種圧力容器については、製造許可基準のうち第一種圧力容器の構造に係る部分に適合するものでなければ、使用してはならない。

第百二十五条　次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。

一　ボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器で、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの又は電気事業法の適用を受けるもの　第三条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十七条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十一条、第九十四条及び第九十五条

二～四　（略）

４　第一種圧力容器を輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る第一種圧力容器の構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（第一種圧力容器の構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

５　登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した第一種圧力容器に様式第四号による刻印を押し、その第一種圧力容器明細書を申請者に交付する。

６　登録製造時等検査機関は、使用検査に合格した移動式第一種圧力容器について、申請者に対し第一種圧力容器検査証（様式第六号）を交付する。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

（第一種圧力容器検査証）

第六十条　（略）

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（使用の制限）

第六十四条　事業者は、第一種圧力容器については、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（第一種圧力容器の構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ、使用してはならない。

第百二十五条　次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。

一　ボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器で、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの又は電気事業法の適用を受けるもの　第二条の二から第八条まで、第十条から第十五条まで、第二十六条、第三十二条、第三十三条、第三十七条から第五十四条まで、第五十六条から第六十条まで、第六十四条、第六十七条、第六十八条、第七十二条から第八十四条まで、第八十八条、第八十九条、第九十条の二、第九十一条、第九十四条及び第九十五条

二～四　（略）

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条、第49条関係）

（　　）製造許可申請書

事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　　）		
※　製造予定のボイラー又は第一種圧力容器の種類			
最高使用圧力	MPa		
ボイラー又は圧力容器の製造に関する経歴の概要			
登録設計審査等機関による設計審査	有　・　無	登録設計審査等機関の名称	

年　　月　　日

収入印紙

申請者氏名

労働局長殿

備考

１　表題の（　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　第一種圧力容器にあつては、※の欄にその形式(円筒形、ジャケット付、角形等)を併記すること。

３　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

４　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第１号の次に次の二様式を加える。

様式第１号の２（第３条の２、第49条の２関係）

（　）設計審査申請書

事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
※　製造予定のボイラー又は第一種圧力容器の種類			
最高使用圧力	MPa		
製造許可申請予定局		備考	

年　月　日

申請者氏名

殿

備考

１　表題の（　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　第一種圧力容器にあつては、※の欄にその形式(円筒形、ジャケット付、角形等)を併記すること。

３　「製造許可申請予定局」の欄は、製造しようとする者の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局を記入すること。

様式第１号の３（第３条の２、第49条の２関係）

（　　）設計審査結果証明書

1	証明書番号		2	証明年月日	年　月　日
3	事業場の名称				
4	事業場の所在地	電話　（　）			
5	製造予定のボイラー又は第一種圧力容器の種類				
6	最高使用圧力	MPa			
7	審査員の氏名				

年　月　日

殿

登録設計審査等機関

備考

１　表題の（　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　都道府県労働局に製造許可申請を行う際には、本証明書の原本を添付すること。

３　本証明書を紛失した場合には、発行した登録設計審査等機関の業務規程に基づき、再交付処理を行うこと。

様式第二号を次のように改める。

様式第２号（第５条、第51条関係）

（　　）構造検査申請書

種類			
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m^2・m^3
製造許可年月日及び製造許可番号	年　月　日　第　号		
登録設計審査等機関の名称			
溶接検査刻印番号			
受検地	電話　（　）		
受検希望日	年　月　日		

年　月　日

収入印紙

申請者　住　所
　　氏　名

殿

備考

１　表題の（　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

３　「受検地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先(電話番号)を併記すること。

４　使用を廃止したボイラー又は第一種圧力容器を改修して製造したときには、その旨を「種類」の欄に併記すること。

５　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第７条、第53条関係）

（　　）溶接検査申請書

種類			
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m^2・m^3
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号		
登録設計審査等機関の名称			
受検地	電話　（　）		
溶接着手予定年月日	年　月　日 （　）		

年　月　日

収入印紙

殿

申請者　住所
氏名

備考

１　表題の（　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

３　「溶接着手予定年月日」の欄の（　）内には、溶接期間が１月以上の場合に溶接完了予定年月日を付記すること。

４　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第13号（第12条、第57条関係）

様式第十三号を次のように改める。

（　　）使用検査申請書

種　　類			
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m^2・m^3
ボイラー又は第一種圧力容器の経歴概要			
登録設計審査等機関の名称			
受検地	電話　（　　）		
受検希望日	年　月　日		

年　月　日

収入印紙

申請者　住　所
　　氏　名

殿

備考

1　表題の（　　）内には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

2　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

3　「受検地」の欄は、当該ボイラー又は第一種圧力容器の所在地を記入し、かつ、申請者の連絡先(電話番号)を併記すること。

4　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

5　当該ボイラー又は第一種圧力容器について申請前に受けた検査に関する資料があるときには、当該資料を添付すること。

様式第16号（第15条、第44条、第60条、第79条関係）

様式第十六号を次のように改める。

（　　）検査証再交付／書替申請書

事業場の所在地		検査証番号	第　　号
事業場の名称			
種類			
最高使用圧力	MPa		
伝熱面積又は内容積	m^2・m^3		
再交付又は書替えの理由			

年　　月　　日

収　入 印　紙

申請者　氏　名

労　働　局　長
労働基準監督署長　殿
登録設計審査等機関

備考

１　表題の（　）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

２　表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。

３　所轄労働基準監督署長又は所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

（クレーン等安全規則の一部改正）

第四条　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造許可）	（製造許可）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第一号）にクレーンの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該クレーンの設計について、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうち当該特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章から第六章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、クレーンの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。	2　前項の許可を受けようとする者は、クレーン製造許可申請書（様式第一号）にクレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
一　法第三十七条第三項に規定する登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該クレーンを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類	一　強度計算の基準
二　次の事項を記載した書面	（新設）
イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要	二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要
ロ　（略）	三　（略）
三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面	（新設）
（設計審査）	（新設）
第三条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、クレーン設計審査申請書（様式第一号の二）にクレーンの組立図及び強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。	
2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載したクレーン設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。	
（検査設備等の変更報告）	（検査設備等の変更報告）
第四条　第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。	**第四条**　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るクレーン又は許可型式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
（設置届）	（設置届）
第五条　事業者は、クレーンを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により、クレーン設置届（様式第二号）にクレーン明細書（様式第三号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。	**第五条**　事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、クレーン設置届（様式第二号）にクレーン明細書（様式第三号）、クレーンの組立図、別表の上欄に掲げるクレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

（クレーン検査証）

第九条　（略）

２　（略）

３　前項の再交付申請を受けた労働基準監督署長は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号。以下「登録省令」という。）第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該クレーンの性能検査（法第四十一条第二項の性能検査をいう。以下同じ。）の結果等に基づき、有効期間その他必要な事項を記載した上で当該クレーン検査証を再交付するものとする。

４　（略）

（使用の制限）

第十七条　事業者は、クレーンについては、製造許可基準のうちクレーンの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第二十六条　事業者は、クレーンを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第二十七条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人に係る作業従事者）を乗せることができる。

２・３　（略）

（立入禁止）

第二十八条　事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第二十九条　事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（組立て等の作業）

第三十三条　事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（クレーン検査証）

第九条　（略）

２　（略）

（新設）

３　（略）

（使用の制限）

第十七条　事業者は、クレーンについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「厚生労働大臣の定める基準」という。）（クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第二十六条　事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第二十七条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）を乗せることができる。

２・３　（略）

（立入禁止）

第二十八条　事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第二十九条　事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（組立て等の作業）

第三十三条　事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（性能検査）

第四十条　クレーンに係る性能検査においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行うほか、荷重試験を行うものとする。

2　（略）

（性能検査の申請等）

第四十一条　法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うクレーンに係る性能検査を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第五十三条　（略）

2　前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第一号）に移動式クレーンの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該移動式クレーンの設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、移動式クレーンの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。

一　登録設計審査等機関のうち当該移動式クレーンを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類

二　次の事項を記載した書面

イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要

ロ　（略）

三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面

（設計審査）

第五十三条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、移動式クレーン設計審査申請書（様式第一号の二）に移動式クレーンの組立図及び移動式クレーンの強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載した移動式クレーン設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（検査設備等の変更報告）

第五十四条　第五十三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（製造検査）

第五十五条　移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。

2～4　（略）

（性能検査）

第四十条　クレーンに係る法第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）においては、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

2　（略）

（性能検査の申請等）

第四十一条　クレーンに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、クレーン性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第五十三条　（略）

2　前項の許可を受けようとする者は、移動式クレーン製造許可申請書（様式第一号）に移動式クレーンの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　強度計算の基準

（新設）

二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三　（略）

（新設）

（検査設備等の変更報告）

第五十四条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る移動式クレーン又は許可型式移動式クレーンを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（製造検査）

第五十五条　移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

2～4　（略）

5　製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書（様式第十五号）に移動式クレーン明細書（様式第十六号）、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする移動式クレーンが既に製造検査に合格している移動式クレーンと寸法及びつり上げ荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

6　登録設計審査等機関は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、その移動式クレーン明細書を申請者に交付するものとする。

7　登録設計審査等機関は、製造検査に合格した移動式クレーンについて、申請者に対し移動式クレーン検査証（様式第二十一号）を交付するものとする。

（都道府県労働局長が製造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十五条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の製造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条中「設計審査を行つた登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（使用検査）

第五十七条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該移動式クレーンについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国において移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該移動式クレーンについて、登録設計審査等機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該移動式クレーンを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　（略）

4　使用検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用検査申請書（様式第十九号）に移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び第五十五条第五項の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

5　移動式クレーンを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る移動式クレーンの構造が製造許可基準のうち移動式クレーンの構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6　登録設計審査等機関は、使用検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、その移動式クレーン明細書を申請者に交付するものとする。

7　登録設計審査等機関は、使用検査に合格した移動式クレーンについて、申請者に対し移動式クレーン検査証（様式第二十一号）を交付するものとする。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

5　製造検査を受けようとする者は、移動式クレーン製造検査申請書（様式第十五号）に移動式クレーン明細書（様式第十六号）、移動式クレーンの組立図及び別表の上欄に掲げる移動式クレーンの種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとする移動式クレーンが既に製造検査に合格している移動式クレーンと寸法及びつり上げ荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

6　所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第十八号による製造検査済の印を押して前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（新設）

（使用検査）

第五十七条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国において移動式クレーンを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該移動式クレーンについて都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該移動式クレーンを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　（略）

4　使用検査を受けようとする者は、移動式クレーン使用検査申請書（様式第十九号）に移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び第五十五条第五項の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。

5　移動式クレーンを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係る移動式クレーンの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6　都道府県労働局長は、使用検査に合格した移動式クレーンに様式第十七号による刻印を押し、かつ、その移動式クレーン明細書に様式第二十号による使用検査済の印を押して第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（新設）

（移動式クレーン検査証の再交付等）

（削る）

第五十九条　移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式クレーン検査証再交付申請書（様式第八号）に次の書面を添えて、当該移動式クレーン検査証を交付した者に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

2　移動式クレーン検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付した移動式クレーン検査証を滅失し、又は損傷したときは、移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証再交付申請書（様式第八号）に第一項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、移動式クレーンを設置している者に対し、与えるものとする。

4　所轄労働基準監督署長は、前二項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、登録省令第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該移動式クレーンの性能検査の結果等に基づくものとする。

5　移動式クレーンを設置している者に異動があつたときは、移動式クレーンを設置している者は、当該異動後十日以内に、移動式クレーン検査証書替申請書（様式第八号）に移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第六十四条　事業者は、移動式クレーンについては、製造許可基準のうち移動式クレーンの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第七十二条　事業者は、移動式クレーンを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第七十三条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人に係る作業従事者）を乗せることができる。

2・3　（略）

（移動式クレーン検査証）

第五十九条　所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格した移動式クレーンについて、それぞれ第五十五条第五項又は第五十七条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、移動式クレーン検査証（様式第二十一号）を交付するものとする。

2　移動式クレーンを設置している者は、移動式クレーン検査証を滅失し又は損傷したときは、移動式クレーン検査証再交付申請書（様式第八号）に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

3　移動式クレーンを設置している者に異動があつたときは、移動式クレーンを設置している者は、当該異動後十日以内に、移動式クレーン検査証書替申請書（様式第八号）に移動式クレーン検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由し移動式クレーン検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第六十四条　事業者は、移動式クレーンについては、厚生労働大臣の定める基準（移動式クレーンの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第七十二条　事業者は、移動式クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、移動式クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第七十三条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）を乗せることができる。

2・3　（略）

（立入禁止）

第七十四条　事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第七十四条の二　事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（ジブの組立て等の作業）

第七十五条の二　事業者は、移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

2　（略）

（性能検査の申請等）

第八十二条　法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行う移動式クレーンに係る性能検査を受けようとする者は、移動式クレーン性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第九十四条　（略）

2　前項の許可を受けようとする者は、デリック製造許可申請書（様式第一号）にデリックの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該デリックの設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、デリックの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。

一　登録設計審査等機関のうち当該デリックを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類

二　次の事項を記載した書面

イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要

ロ　（略）

三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面

（設計審査）

第九十四条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、デリック設計審査申請書（様式第一号の二）にデリックの組立図及びデリックの強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果について、デリック設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（立入禁止）

第七十四条　事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第七十四条の二　事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（ジブの組立て等の作業）

第七十五条の二　事業者は、移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

2　（略）

（性能検査の申請等）

第八十二条　移動式クレーンに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、移動式クレーン性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第九十四条　（略）

2　前項の許可を受けようとする者は、デリック製造許可申請書（様式第一号）にデリックの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　強度計算の基準

（新設）

二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三　（略）

（新設）

（新設）

（検査設備等の変更報告）

第九十五条　第九十四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るデリック又は許可型式デリックを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（デリック検査証）

第九十九条　（略）

2　デリックを設置している者は、デリック検査証を滅失し、又は損傷したときは、デリック検査証再交付申請書（様式第八号）に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一　デリック検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二　デリック検査証を損傷したときは、当該デリック検査証

3　前項の再交付申請を受けた労働基準監督署長は、登録省令第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該デリックの性能検査の結果等に基づき、有効期間その他必要な事項を記載した上で当該デリック検査証を再交付するものとする。

4　デリックを設置している者に異動があつたときは、デリックを設置している者は、当該異動後十日以内に、デリック検査証書替申請書（様式第八号）にデリック検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第百四条　事業者は、デリックについては、製造許可基準のうちデリックの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第百十二条　事業者は、デリックを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者を、デリックにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第百十三条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、デリックのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人に係る作業従事者）を乗せることができる。

2　（略）

（立入禁止）

第百十四条　事業者は、デリックを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープが通つているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第百十五条　事業者は、デリックに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（検査設備等の変更報告）

第九十五条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るデリック又は許可型式デリックを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（デリック検査証）

第九十九条　（略）

2　デリックを設置している者は、デリック検査証を滅失し又は損傷したときは、デリック検査証再交付申請書（様式第八号）に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。

一　デリック検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面

二　デリック検査証を損傷したときは、当該デリック検査証

（新設）

3　デリツクを設置している者に異動があつたときは、デリツクを設置している者は、当該異動後十日以内に、デリツク検査証書替申請書（様式第八号）にデリツク検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第百四条　事業者は、デリツクについては、厚生労働大臣の定める基準（デリツクの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第百十二条　事業者は、デリックを使用する作業場において作業に従事する者を、デリックにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。

第百十三条　事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、デリックのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者（作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人）を乗せることができる。

2　（略）

（立入禁止）

第百十四条　事業者は、デリックを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは起伏用ワイヤロープが通つているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

第百十五条　事業者は、デリックに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第六号の場合にあつては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一～六　（略）

（組立て等の作業）

第百十八条　事業者は、デリックの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（性能検査の申請等）

第百二十六条　法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うデリックに係る性能検査を受けようとする者は、デリック性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第百三十八条　（略）

２　前項の許可を受けようとする者は、エレベーター製造許可申請書（様式第一号）にエレベーターの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該エレベーターの設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、エレベーターの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。

一　登録設計審査等機関のうち当該エレベーターを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類

二　次の事項を記載した書面

イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要

ロ　（略）

三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面

（設計審査）

第百三十八条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、エレベーター設計審査申請書（様式第一号の二）にエレベーターの組立図及びエレベーターの強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

２　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づく設計審査の結果について、エレベーター設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（検査設備等の変更報告）

第百三十九条　第百三十八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るエレベーター又は許可型式エレベーターを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（組立て等の作業）

第百十八条　事業者は、デリックの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（性能検査の申請等）

第百二十六条　デリックに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、デリック性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第百三十八条　（略）

２　前項の許可を受けようとする者は、エレベーター製造許可申請書（様式第一号）にエレベーターの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　強度計算の基準

（新設）

二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三　（略）

（新設）

（検査設備等の変更報告）

第百三十九条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るエレベーター又は許可型式エレベーターを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（エレベーター検査証）

第百四十三条　（略）

２　（略）

３　前項の再交付申請を受けた労働基準監督署長は、登録省令第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該エレベーターの性能検査の結果等に基づき、有効期間その他必要な事項を記載した上で当該エレベーター検査証を再交付するものとする。

４　（略）

（使用の制限）

第百四十八条　事業者は、エレベーターについては、製造許可基準のうちエレベーターの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（組立て等の作業）

第百五十三条　事業者は、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（性能検査の申請等）

第百六十条　法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うエレベーターに係る性能検査を受けようとする者は、エレベーター性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第百七十二条　（略）

２　前項の許可を受けようとする者は、建設用リフト製造許可申請書（様式第一号）に建設用リフトの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、法第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該建設用リフトの設計について、設計審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、建設用リフトの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。

一　登録設計審査等機関のうち当該建設用リフトを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類

二　次の事項を記載した書面

イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要

ロ　（略）

三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面

（エレベーター検査証）

第百四十三条　（略）

２　（略）

（新設）

３　（略）

（使用の制限）

第百四十八条　事業者は、エレベーターについては、厚生労働大臣の定める基準（エレベーターの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（組立て等の作業）

第百五十三条　事業者は、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（性能検査の申請等）

第百六十条　エレベーターに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、エレベーター性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（製造許可）

第百七十二条　（略）

２　前項の許可を受けようとする者は、建設用リフト製造許可申請書（様式第一号）に建設用リフトの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　強度計算の基準

（新設）

二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要

三　（略）

（新設）

（設計審査）

第百七十二条の二　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、建設用リフト設計審査申請書（様式第一号の二）に建設用リフトの組立図及び建設用リフトの強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

２　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づく設計審査の結果について、建設用リフト設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。

（検査設備等の変更報告）

第百七十三条　第百七十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る建設用リフト又は許可型式建設用リフトを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（使用の制限）

第百八十一条　事業者は、建設用リフトについては、製造許可基準のうち建設用リフトの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第百八十六条　事業者は、建設用リフトを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者を建設用リフトの搬器に乗せてはならない。ただし、建設用リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当該作業に従事する作業従事者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（立入禁止）

第百八十七条　事業者は、建設用リフトを用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する作業従事者が次の場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（組立て等の作業）

第百九十一条　事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（搭乗の制限）

第二百七条　事業者は、簡易リフトを用いた作業を行う作業場において作業に従事する作業従事者を簡易リフトの搬器に乗せてはならない。ただし、簡易リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当該作業に従事する作業従事者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する作業従事者は、同項ただし書の場合を除き、簡易リフトの搬器に乗つてはならない。

（新設）

（検査設備等の変更報告）

第百七十三条　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る建設用リフト又は許可型式建設用リフトを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

（使用の制限）

第百八十一条　事業者は、建設用リフトについては、厚生労働大臣の定める基準（建設用リフトの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（搭乗の制限）

第百八十六条　事業者は、建設用リフトを使用する作業場において作業に従事する者を建設用リフトの搬器に乗せてはならない。ただし、建設用リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当該作業に従事する者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、建設用リフトの搬器に乗つてはならない。

（立入禁止）

第百八十七条　事業者は、建設用リフトを用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者が次の場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

一・二　（略）

（組立て等の作業）

第百九十一条　事業者は、建設用リフトの組立て又は解体の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該区域が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

三　（略）

２　（略）

（搭乗の制限）

第二百七条　事業者は、簡易リフトを使用する作業場において作業に従事する者を簡易リフトの搬器に乗せてはならない。ただし、簡易リフトの修理、調整、点検等の作業を行う場合において、当該作業に従事する者に危険を生ずるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。

２　前項の作業場において作業に従事する者は、同項ただし書の場合を除き、簡易リフトの搬器に乗つてはならない。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条、第53条、第94条、第138条、第172条関係）

（　　）製　造　許　可　申　請　書

事業場の名称			
事業場の所在地	電話　　（　　）		
製造予定のクレーン等の種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
クレーン等の製造に関する経歴の概要			
登録設計審査等機関による設計審査	有　・　無	登録設計審査等機関の名称	

年　　月　　日

収　入 印　紙

申請者氏名

労働局長殿

備考

１　表題の（　）内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

２　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

３　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第１号の次に次の二様式を加える。

様式第１号の２（第３条の２、第53条の２、第94条の２、第138条の２、第172条の２関係）

（　　）設　計　審　査　申　請　書

事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　　（　　）		
製造予定のクレーン等の種　類　及　び　型　式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
製　造　許　可　申　請　予　定　局		備　　考	

年　　月　　日

申請者氏名

殿

備考

１　表題の（　）内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

２　「製造許可申請予定局」の欄は、製造しようとする者の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局を記入すること。

様式第１号の３（第３条の２、第53条の２、第94条の２、第138条の２、第172条の２関係）

（　　）設計審査結果証明書

1	証明書番号		2	証明年月日	年　　月　　日
3	事業場の名称				
4	事業場の所在地	電話　　（　　）			
5	製造予定のクレーン等の種類及び型式				
6	つり上げ荷重又は積載荷重	t			
7	審査員の氏名				

年　　月　　日

殿

登録設計審査等機関

備考

１　表題の(　)内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

２　都道府県労働局長に製造許可申請を行う際には、本証明書の原本を添付すること。

３　本証明書を紛失した場合には、発行した登録設計審査等機関の業務規程に基づき、再交付処理を行うこと。

様式第二号を次のように改める。

様式第２号（第５条関係）

クレーン設置届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
設置地			
種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号（　）		
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話　（　）		
設置工事落成予定年月日	年　月　日		

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

１　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

２　「製造許可年月日及び番号」の欄の(　)内には、すでに製造許可を受けているクレーンと型式が同一であるクレーンについて、その旨を注記すること。

様式第七号から様式第九号を次のように改める。

様式第７号（第９条、第99条関係）

（表面）

第　　号（　　）検　査　証			
設　置　地			
事業場の名称			
種類及び型式			
つり上げ荷重	t		
有効期間	検査者氏名	有効期間	検査者氏名
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで	
年　月　日 労働基準監督署長　印			

（裏面）

日付	記事欄	検査者氏名
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		

様式第８号（第９条、第59条、第99条、第143条、第177条関係）

（　　）検査証　再交付／書替　申請書

種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
設置地又は事業場の所在地			
事業場の名称			
検査証番号	第　　号	製造検査又は使用検査の刻印番号	
再交付又は書替えの理由			

年　　月　　日

収入印紙

申請者　住所
　　氏名

労働基準監督署長
労働局長殿
登録設計審査等機関

備考

１　表題の（　）内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

２　表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。

３　「設置地又は事業場の所在地」の欄は、移動式クレーンの場合は事業場の所在地を、それ以外の場合は設置地を記入すること。

４　「製造検査又は使用検査の刻印番号」の欄は、移動式クレーンの場合に記入すること。

５　所轄労働基準監督署長又は所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第９号（第11条、第61条関係）

（　　）設　置　報　告　書

事　業　の　種　類			
事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　（　　）		
設　置　地			
種　類　及　び　型　式			
つ　り　上　げ　荷　重	t	設置予定年月日	年　月　日
製　造　者　名		製造年月日	年　月　日

年　月　日

報告者氏名

労働基準監督署長殿

備考

１　表題の（　）内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。

２　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。

３　「設置地」の欄は、クレーンの場合に記入すること。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（第44条、第85条、第129条、第163条、第197条関係）

（　　）変　　更　　届

事業場の名称			
事業場の所在地	電話　　（　　）		
設置地		検査証番号	第　　号
種類及び型式		つり上げ荷重又は積載荷重	t
変更する部分			
変更の理由			
変更工事を行う者の名称及び所在地	電話　　（　　）		
変更工事着手予定年月日	年　　月　　日	変更工事完了予定年月日	年　　月　　日

年　　月　　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

１　表題の（　　）内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又は建設用リフトの別を記入すること。

２　「設置地」の欄は、移動式クレーン以外の場合に記入すること。

様式第十五号から様式第十七号を次のように改める。

様式第15号（第55条関係）

移動式クレーン製造検査申請書

種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号（　）		
登録設計審査等機関の名称			
受検地	電話　（　）		
受検希望日	年　月　日	参考事項	

年　月　日

収入印紙

申請者　住所

氏名

殿

備考

1　「製造許可年月日及び番号」の欄の（　）内には、すでに製造許可を受けている移動式クレーンと型式が同一である移動式クレーンについて、その旨を注記すること。

2　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

3　「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

4　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付すること。この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第16号（第55条関係）

移動式クレーン明細書

事業の種類			種類及び型式			つり上げ荷重			t			
定格	作業半径	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
	定格荷重	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	定格速度 つり上げ m/s											
	定格速度 起伏 m/s											
	定格速度 旋回度 rad/s											
	定格速度 走行 m/s											
	定格速度 つり下げ m/s（ロープ速度）											

構造	ジブの最大長さ	m	ワイヤロープ		構成	直径	ドラム及びシーブ		用途	直径
	ジブの使用範囲 傾斜角の範囲	度～　度		巻上げ用		mm		ドラム		mm
	ジブの使用範囲 旋回限度	度		起伏用		mm		シーブ		mm
	ジブの使用範囲 最大作業半径	m		伸縮用		mm				
	アウトリガー	有　無		旋回用		mm				
	台車		安全装置の種類及び性能					ブレーキの種類・性能及び用途		
	走行装置	クローラ　ホイール								
	継ぎジブのそれぞれの長さと数	mもの　本 mもの　本 mもの　本								
原動機	種類									
	定格出力	kW　kW　kW								
	用途									

つり具及びその重量	フック　（　t）　グラブバケット　（　t）　リフティングマグネット　（　t）　その他（　）（　t）
製造者及び製造年月日	年　月　日　製造
備考	
※検査員の所属及び氏名	

備考

1　「つり具及びその重量」の欄は、該当する事項に○印を付し、重量をその下の（　）内に記入すること。「その他」に○印を付したときは、その右の（　）内につり具の名称を記入すること。

2　「備考」の欄には、特殊な材料を使用すること、特殊な構造とすること、つりチェーンを使用すること、その他参考となる事項を記入すること。

3　※印を付してある欄は、記入しないこと。

様式第17号（第55条、第57条関係）

①	②	番		号

備考

１　①②は、製造検査実施者又は使用検査実施者を示す文字を入れるものとすること。この場合において、製造検査実施者又は使用検査実施者が都道府県労働局長であるときは、都道府県の頭文字とすること。ただし、次の各県については、それぞれに掲げる文字とする。

福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎

２　番号は、製造検査又は使用検査の番号とすること。

３　文字及び数字の大きさは、縦９ｍｍ、横７ｍｍとし、文字及び数字の太さは、0.5ｍｍとすること。

様式第十八号を削り、様式第十九号を次のように改める。

様式第19号（第57条関係）

移動式クレーン使用検査申請書

種類及び型式		つり上げ荷重	t
移動式クレーンの経歴の概要			
登録設計審査等機関の名称			
受検地	電話　（　）		
受検希望日	年　月　日	参考事項	

年　月　日

収入印紙

申請者　住所
　　氏名

殿

備考

1　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

2　「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

3　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付すること。この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第二十号を削り、様式第二十一号を次のように改める。

様式第21号（第55条、第57条関係）

（表面）

第　　号　移動式クレーン検査証				
製造検査又は使用検査申請者名及び住所				
事業場の所在地				
事業場の名称				
種類及び型式				
つり上げ荷重	t			
製造検査又は使用検査の刻印番号				
有効期間	検査者氏名	有効期間	検査者氏名	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日 交付者名				

（裏面）

日付	記事欄	検査者氏名
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		

様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号（第96条関係）

デ　リ　ッ　ク　設　置　届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
設置地			
種類及び型式		つり上げ荷重	t
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号（　）		
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話　（　）	設置工事落成予定年月日	年　月　日
土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の作業場において移設する必要がある場合は、その理由及び移設予定時期			

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

1　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

2　「製造許可年月日及び番号」の欄の(　)内には、すでに製造許可を受けているデリックと型式が同一であるデリックについて、その旨を注記すること。

3　土木、建築等の工事の作業に用いるデリックについて、同一の作業場内において移設する必要があり、かつ、当該移設する箇所を予定することができる場合には、当該移設に係る位置を示す図面を添えること。

様式第二十五号を次のように改める。

様式第25号（第101条関係）

デ　リ　ッ　ク　設　置　報　告　書

事　業　の　種　類					
事　業　場　の　名　称					
事　業　場　の　所　在　地	電話　　（　　）				
設　置　地					
種　類　及　び　型　式		つり上げ荷重	t		
マ　ス　ト　の　長　さ	m	ブームの長さ	m	設置予定年月日	年　　月　　日

年　　月　　日

報告者氏名

労働基準監督署長殿

備考

「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

様式第二十六号を次のように改める。

様式第26号（第140条関係）

エレベーター設置届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
設置地			
種類及び型式		積載荷重	t
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号（　）		
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話　（　）	設置工事落成予定年月日	年　月　日

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

1　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。

2　「製造許可年月日及び番号」の欄の（　）内には、すでに製造許可を受けているエレベーターと型式が同一であるエレベーターについて、その旨を注記すること。

様式第二十八号を次のように改める。

様式第28号（第143条関係）

（表面）

第　　号　　エレベーター検査証					
設　置　地					
事業場の名称					
種類及び型式					
積載荷重	t				
有効期間	検査者氏名		有効期間	検査者氏名	
年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日 労働基準監督署長　印					

（裏面）

日付	記事欄	検査者氏名
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		

様式第二十九号を次のように改める。

様式第29号（第145条、第202条関係）

（　　）設置報告書

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
設置地			
種類及び型式			
積載荷重	t	設置予定年月日	年　月　日
製造者名		製造年月日	年　月　日

年　月　日

報告者氏名

労働基準監督署長殿

備考

1　表題の（　）内には、エレベーター又は簡易リフトの別を記入すること。

2　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。

様式第三十号を次のように改める。

様式第30号（第174条関係）

建　設　用　リ　フ　ト　設　置　届

事　業　の　種　類			
事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　　（　　）		
設　置　地			
種　類　及　び　型　式		積　載　荷　重	t
製造許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号（　　）		
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話　　（　　）		
設置工事落成予定年月日	年　　月　　日	廃　止　予　定　年　月　日	年　　月　　日

年　　月　　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

１　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

２　「製造許可年月日及び番号」の欄の(　)内には、すでに製造許可を受けている建設用リフトと型式が同一である建設用リフトについて、その旨を注記すること。

様式第三十二号を次のように改める。

様式第32号（第177条関係）

第　　号	建設用リフト検査証			
設置地				
事業場の名称				
種類及び型式				
積載荷重	t	ガイドレール昇降路の高さ	m	
廃止予定年月日	年　　月　　日			
有効期間	廃止の日まで	検査者印		
記事				
年　　月　　日 労働基準監督署長　印				

（ゴンドラ安全規則の一部改正）

第五条　ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（製造許可） **第二条**　（略） 2　前項の許可を受けようとする者は、ゴンドラ製造許可申請書（様式第一号）にゴンドラの組立図並びに次の第一号及び第二号に掲げる書類及び書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十三条の二第一項の規定により、所轄都道府県労働局長が、当該ゴンドラの設計について、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（以下「製造許可基準」という。）のうちゴンドラの構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（この章及び第三章において「設計審査」という。）の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、ゴンドラの組立図並びに次の第二号及び第三号に掲げる書面を添えるものとする。 一　法第三十七条第三項に規定する登録設計審査等機関（以下「登録設計審査等機関」という。）のうち当該ゴンドラを製造しようとする者の事業場の所在地を含む地域の区分の登録があるものが行つた設計審査の結果を記載した書類 二　次の事項を記載した書面 イ　製造の過程において行う検査のための設備の概要 ロ　（略） 三　強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面 （設計審査） **第二条の二**　登録設計審査等機関が行う設計審査を受けようとする者は、ゴンドラ設計審査申請書（様式第一号の二）にゴンドラの組立図及び強度計算の基準その他設計審査に必要な事項を記載した書面を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。 2　登録設計審査等機関は、前項の申請に基づき行つた設計審査の結果を記載したゴンドラ設計審査結果証明書（様式第一号の三）を申請者に交付する。 （検査設備等の変更報告） **第三条**　第二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るゴンドラ又は許可型式ゴンドラを製造する場合において、同条第二項第二号イの設備又は同号ロの主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。 （製造検査） **第四条**　ゴンドラを製造した者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、設計審査を行つた登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。ただし、当該登録設計審査等機関の検査を受けることができないときは、他の登録設計審査等機関の検査を受けることができる。 2　前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行うほか、荷重試験を行うものとする。	（製造許可） **第二条**　（略） 2　前項の許可を受けようとする者は、ゴンドラ製造許可申請書（様式第一号）にゴンドラの組立図及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。 一　強度計算の基準 （新設） 二　製造の過程において行なう検査のための設備の概要 三　（略） （新設） （検査設備等の変更報告） **第三条**　前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係るゴンドラ又は許可型式ゴンドラを製造する場合において、同条第二項第二号の設備又は同項第三号の主任設計者若しくは工作責任者を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。 （製造検査） **第四条**　ゴンドラを製造した者は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。 2　前項の規定による検査（以下「製造検査」という。）においては、ゴンドラの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

3　前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一　下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行うこと。

二　下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行うこと。

4　製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5　登録設計審査等機関は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書を申請者に交付するものとする。

6　登録設計審査等機関は、製造検査に合格したゴンドラについて、申請者に対しゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

（都道府県労働局長が製造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第四条の二　法第五十三条の二第一項の規定により、都道府県労働局長が前条の製造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条（第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、前条中「設計審査を行つた登録設計審査等機関」又は「登録設計審査等機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（使用検査）

第六条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該ゴンドラについて、登録設計審査等機関の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国においてゴンドラを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該ゴンドラについて、登録設計審査等機関の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ゴンドラを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　（略）

4　使用検査を受けようとする者は、ゴンドラ使用検査申請書（様式第六号）にゴンドラ明細書、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、登録設計審査等機関に提出しなければならない。

5　ゴンドラを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るゴンドラの構造が製造許可基準のうちゴンドラの構造に係る部分に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6　登録設計審査等機関は、使用検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書を申請者に交付するものとする。

7　登録設計審査等機関は、使用検査に合格したゴンドラについて、申請者に対しゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

3　前項の荷重試験は、次の各号のいずれかに定めるところによるものとする。

一　下降のみに使用されるゴンドラ以外のゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて上昇及び下降の作動を定格速度及び許容下降速度により行なうこと。

二　下降のみに使用されるゴンドラにあつては、作業床に積載荷重に相当する荷重の荷をのせて下降の作動を許容下降速度により行なうこと。

4　製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書（様式第二号）にゴンドラ明細書（様式第三号）、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、当該検査を受けようとするゴンドラが既に製造検査に合格しているゴンドラと寸法及び積載荷重が同一であるときは、当該組立図及び強度計算書の添付を省略することができる。

5　所轄都道府県労働局長は、製造検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第五号による製造検査済の印を押して前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（新設）

（使用検査）

第六条　次の者は、法第三十八条第一項の規定により、当該ゴンドラについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

一～三　（略）

2　外国においてゴンドラを製造した者は、法第三十八条第二項の規定により、当該ゴンドラについて都道府県労働局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合においては、当該ゴンドラを輸入した者については、前項の規定は、適用しない。

3　（略）

4　使用検査を受けようとする者は、ゴンドラ使用検査申請書（様式第六号）にゴンドラ明細書、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならない。

5　ゴンドラを輸入し、又は外国において製造した者が使用検査を受けようとするときは、前項の申請書に当該申請に係るゴンドラの構造が法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ゴンドラの構造に係る部分に限る。）に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。

6　都道府県労働局長は、使用検査に合格したゴンドラに様式第四号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第七号による使用検査済の印を押して第四項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

（新設）

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第六条の二　法第五十三条の二第一項の規定により、都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、前条の規定を適用する。この場合において、前条中「登録設計審査等機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録設計審査等機関」とする。

（ゴンドラ検査証の再交付等）

（削る）

第八条　ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に次の書面を添えて、当該ゴンドラ検査証を交付した者に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

2　ゴンドラ検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

3　前二項の規定にかかわらず、都道府県労働局長又は業務を廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）した登録設計審査等機関が交付したゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に第一項第一号又は第二号に掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。この場合において、所轄労働基準監督署長が、都道府県労働局長が再交付した検査証に、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載し、ゴンドラを設置している者に対し、与えるものとする。

4　労働基準監督署長は、前二項の場合において、有効期間その他必要な事項を記載するときは、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第九条に基づく報告その他の方法で確認した当該ゴンドラの性能検査（法第四十一条第二項の性能検査をいう。以下同じ。）の結果等に基づくものとする。

5　ゴンドラを設置している者に異動があつたときは、ゴンドラを設置している者は、当該異動のあつた日から十日以内に、ゴンドラ検査証書替申請書（様式第九号）にゴンドラ検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第十一条　事業者は、ゴンドラについては、製造許可基準のうちゴンドラの構造に係る部分に適合するものでなければ使用してはならない。

（性能検査の申請等）

第二十五条　法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うゴンドラに係る性能検査を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（新設）

（ゴンドラ検査証）

第八条　所轄都道府県労働局長又は都道府県労働局長は、それぞれ製造検査又は使用検査に合格したゴンドラについて、それぞれ第四条第四項又は第六条第四項の規定により申請書を提出した者に対し、ゴンドラ検査証（様式第八号）を交付するものとする。

2　ゴンドラを設置している者は、ゴンドラ検査証を滅失し、又は損傷したときは、ゴンドラ検査証再交付申請書（様式第九号）に次の書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、再交付を受けなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

3　ゴンドラを設置している者に異動があつたときは、ゴンドラを設置している者は、当該異動のあつた日から十日以内に、ゴンドラ検査証書替申請書（様式第九号）にゴンドラ検査証を添えて、所轄労働基準監督署長を経由してゴンドラ検査証の交付を受けた都道府県労働局長に提出し、書替えを受けなければならない。

（使用の制限）

第十一条　事業者は、ゴンドラについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準（ゴンドラの構造に係る部分に限る。）に適合するものでなければ使用してはならない。

（性能検査の申請等）

第二十五条　ゴンドラに係る性能検査（法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うものに限る。）を受けようとする者は、ゴンドラ性能検査申請書（様式第十一号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第２条関係）

ゴンドラ製造許可申請書

事業場の名称			
事業場の所在地	電話　（　）		
製造予定のゴンドラの種類及び型式		積載荷重	t
ゴンドラの製造に関する経歴の概要			
登録設計審査等機関による設計審査	有　・　無	登録設計審査等機関の名称	

年　月　日

収入印紙

申請者氏名

労働局長殿

備考

１　「登録設計審査等機関の名称」欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

２　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第１号の２（第２条の２関係）

ゴ　ン　ド　ラ　設　計　審　査　申　請　書

事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　（　）		
製造予定のゴンドラの種類及び型式		積　載　荷　重	t
製　造　許　可　申　請　予　定　局		備　　考	

年　月　日

申請者氏名

殿

備考

「製造許可申請予定局」の欄は、製造しようとする者の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局を記入すること。

様式第１号の３（第２条の２関係）

ゴンドラ設計審査結果証明書

1	証明書番号		2	証明年月日	年　月　日
3	事業場の名称				
4	事業場の所在地	電話　（　）			
5	製造予定のゴンドラの種類及び型式				
6	積載荷重	t			
7	審査員の氏名				

年　月　日

殿

登録設計審査等機関

備考

１　都道府県労働局に製造許可申請を行う際には、本証明書の原本を添付すること。

２　本証明書を紛失した場合には、発行した登録設計審査等機関の業務規程に基づき、再交付処理を行うこと。

様式第二号から様式第四号を次のように改める。

様式第２号（第４条関係）

ゴ　ン　ド　ラ　製　造　検　査　申　請　書

種　類　及　び　型　式		積載荷重	t
製造許可年月日及び番号	年　月　日　第　号（　）		
登録設計審査等機関の名称			
受　検　地	電話　（　）		
受　検　希　望　日	年　月　日	参考事項	

年　月　日

収入印紙

申請者　住　所
　　氏　名

殿

備考

１　「製造許可年月日及び番号」の欄の（　）内には、すでに製造許可を受けているゴンドラと型式が同一であるゴンドラについて、その旨を注記すること。

２　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

３　「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

４　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付すること。この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第3号（第4条関係）

ゴンドラ明細書

<table>
<tr><td colspan="2">種類及び型式</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">積載荷重</td><td colspan="3">t</td></tr>
<tr><td rowspan="5">構造</td><td colspan="2">アームの最大長さ</td><td colspan="3">m</td><td colspan="2">定格速度</td><td colspan="3">m/s</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アームの使用範囲</td><td>傾斜角の範囲</td><td colspan="3">度～　　度</td><td colspan="2">許容下降速度</td><td colspan="3">m/s</td></tr>
<tr><td>旋回限度</td><td colspan="3">度</td><td rowspan="4">ワイヤロープ</td><td></td><td>構成</td><td>直径</td><td>数</td><td rowspan="4">ドラム及びシーブ</td><td rowspan="2">ドラム</td><td>用途</td><td>直径</td></tr>
<tr><td colspan="2">アウトリガー</td><td colspan="3">有　　無</td><td>巻上げ用</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">mm</td></tr>
<tr><td colspan="2">台車及び走行装置</td><td colspan="3"></td><td>起伏用</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td rowspan="2">シーブ</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">原動機</td><td>種類</td><td></td><td></td><td></td><td>伸縮用</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>定格出力</td><td>kW</td><td>kW</td><td>kW</td><td>旋回用</td><td></td><td>mm</td><td></td><td></td><td></td><td>mm</td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">安全装置の種類及び性能</td><td colspan="2"></td><td>ブレーキの種類及び性能</td><td colspan="3"></td><td>作業床の構造及び重量</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造者</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造者の所在地</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造年月日</td><td colspan="8">年　　月　　日製造</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※検査員の所属及び氏名</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

備考

1　※印を付してある欄は、記入しないこと。

2　「備考」の欄は、特殊な材料を使用すること、つりチェーンを使用することその他参考となる事項を記入すること。

様式第４号（第４条、第６条関係）



備考

１　①　②は、製造検査実施者又は使用検査実施者を示す文字を入れるものとすること。この場合において、製造検査実施者又は使用検査実施者が都道府県労働局長であるときは、都道府県の頭文字とすること。ただし、次の各県については、それぞれに掲げる文字とする。

福井県は福井、山梨県は山梨、山口県は山口、愛媛県は愛媛、福岡県は福岡、長崎県は長崎、大分県は大分、宮崎県は宮崎

２　番号は、製造検査又は使用検査の番号とすること。

３　文字及び数字の大きさは、縦９ｍｍ、横７ｍｍとし、文字及び数字の太さは、0.5ｍｍとすること。

様式第五号を削り、様式第六号を次のように改める。

様式第６号（第６条関係）

ゴ　ン　ド　ラ　使　用　検　査　申　請　書

種　類　及　び　型　式		積載荷重	t
ゴンドラの経歴の概要			
登録設計審査等機関の名称			
受　検　地	電話　（　）		
受　検　希　望　日	年　月　日	参考事項	

年　月　日

収　入 印　紙

申請者　住　所

氏　名

殿

備考

１　「登録設計審査等機関の名称」の欄は、登録設計審査等機関が設計審査を行つた場合に記入すること。

２　「参考事項」の欄は、申請者において記入しないこと。

３　都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付すること。この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第七号を削り、様式第八号から様式第十号を次のように改める。

様式第８号（第４条、第６条関係）

（表面）

第　　号　ゴンドラ検査証				
製造検査又は使用検査申請者名及び住所				
設　置　地				
事業場の名称				
種類及び型式				
積載荷重	t			
製造検査又は使用検査の刻印番号				
有効期間	検査者氏名	有効期間	検査者氏名	
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日から 年　月　日まで		年　月　日から 年　月　日まで		
年　月　日 交付者名				

（裏面）

日付	記事欄	検査者氏名
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		
年 月　日		

様式第９号（第８条関係）

ゴンドラ検査証再交付／書替申請書

種類及び型式		積載荷重	t
設置地			
事業場の名称			
検査証番号	第　　号	製造検査又は使用検査の刻印番号	
再交付又は書替えの理由			

年　　月　　日

収入印紙

申請者　住所
　　氏名

殿

備考

１　表題の「再交付」及び「書替」のうち、該当しない文字は、抹消すること。

２　所轄労働基準監督署長又は所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に申請するときは、収入印紙を貼付し、この場合、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第10号（第10条関係）

ゴ　ン　ド　ラ　設　置　届

事　業　の　種　類			
事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　（　）		
設　置　地			
種　類　及　び　型　式		積載荷重	t
製造検査又は使用検査の刻印番号及び検査年月日	第　号　　年　月　日		
使　用　目　的			
設置工事を行う者の名称及び所在地	電話　（　）		

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（第28条関係）

ゴ　ン　ド　ラ　変　更　届

事　業　場　の　名　称			
事　業　場　の　所　在　地	電話　（　　）		
設　置　地		検査証番号	第　　号
種　類　及　び　型　式		積載荷重	t
変　更　す　る　部　分			
変　更　の　理　由			
変更工事を行う者の名称及び所在地	電話　（　　）		

年　　月　　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第六条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十三条の三　（略）	**第十三条の三**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。	5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　事業者は、当該許可に係る作業場において作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。	四　事業者は、当該許可に係る作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。
6・7　（略）	6・7　（略）
（事故の場合の退避等）	（事故の場合の退避等）
第二十七条　事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、作業従事者を当該事故現場から退避させなければならない。	**第二十七条**　事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を当該事故現場から退避させなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　事業者は、前項の事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、作業従事者が当該事故現場に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、安全な方法によつて、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。	2　事業者は、前項の事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、作業に従事する者が当該事故現場に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、安全な方法によつて、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでない。
（評価の結果に基づく措置）	（評価の結果に基づく措置）
第二十八条の三　（略）	**第二十八条の三**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　事業者は、第一項の場所において労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。	4　事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
（有機溶剤等の貯蔵）	（有機溶剤等の貯蔵）
第三十五条　事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。	**第三十五条**　事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。
一　当該屋内における作業従事者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備	一　当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備
二　（略）	二　（略）

（鉛中毒予防規則の一部改正）

第七条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十三条の三　（略）	**第二十三条の三**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二条第一項の測定の結果の評価が第五十二条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。	5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二条第一項の測定の結果の評価が第五十二条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　当該許可に係る作業場については、作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。	四　当該許可に係る作業場については、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。
6・7　（略）	6・7　（略）
（換気装置の稼動）	（換気装置の稼動）
第三十二条　（略）	**第三十二条**　（略）
2　事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が鉛業務に従事する間（労働者が鉛業務に従事するときを除く。）、当該装置を前項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させること等について配慮しなければならない。	2　事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が鉛業務に従事するときを除く。）、当該装置を前項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させること等について配慮しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（ホッパーの下方における作業）	（ホッパーの下方における作業）
第三十九条　（略）	**第三十九条**　（略）
2　事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉱等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉱等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において作業従事者（労働者を除く。以下この項及び第五十八条において同じ。）が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において作業従事者が作業することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、当該場所において作業従事者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでない。	2　事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉱等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉱等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において労働者以外の者が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において労働者以外の者が作業することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、当該場所において労働者以外の者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでない。
（休憩室）	（休憩室）
第四十五条　（略）	**第四十五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　作業従事者は、鉛業務に従事したときは、第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉱等を除去しなければならない。	3　鉛業務に従事した者は、第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉱等を除去しなければならない。
（作業衣等の保管設備）	（作業衣等の保管設備）
第四十六条　（略）	**第四十六条**　（略）
2　事業者は、第五十八条第二項、第四項若しくは第六項又は第五十九条第二項の請負人に対し、当該請負人に係る作業従事者が使用し、又は着用する呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。	2　事業者は、第五十八条第二項、第四項若しくは第六項又は第五十九条第二項の請負人に対し、当該請負人が使用し、又は着用する呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

（喫煙等の禁止）

第五十一条　事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所における作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない。

2　前項の作業場所において作業従事者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。

（評価の結果に基づく措置）

第五十二条の三　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、第一項の場所において作業従事者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（呼吸用保護具等）

第五十八条　（略）

2～7　（略）

8　事業者は、第二項、第四項若しくは第六項の請負人又は第三十九条第二項ただし書の作業従事者がホースマスクを使用するときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなければならない。

9　（略）

（四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正）

第八条　四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（四アルキル鉛の製造に係る措置） **第二条**　（略） 2　（略） 3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人に係る作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。 一～三　（略） （装置等の修理等に係る措置） **第五条**　（略） 2　（略） 3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人に係る作業従事者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。 一・二　（略） （タンク内業務に係る措置） **第六条**　（略） 2～4　（略）	（四アルキル鉛の製造に係る措置） **第二条**　（略） 2　（略） 3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。 一～三　（略） （装置等の修理等に係る措置） **第五条**　（略） 2　（略） 3　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、同項第一号ただし書の場合は、第一号の事項について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。 一・二　（略） （タンク内業務に係る措置） **第六条**　（略） 2～4　（略）

５　事業者は、前項の請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人に係る作業従事者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。

一・二　（略）

（加鉛ガソリンの使用に係る措置）

第十二条　（略）

２　（略）

３　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　第一項第一号の規定により局所排気装置を設けた場合において、当該請負人に係る作業従事者が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮すること。

二　（略）

（保護具等の管理）

第十六条　（略）

２～５　（略）

６　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する作業従事者（労働者を除く。）ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、次項の規定に基づく措置として当該請負人に更衣用ロッカーを使用させる場合は、この限りでない。

７　（略）

（立入禁止）

第十九条　事業者は、労働者が作業を行う場所のうち、四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、これらの場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（事故の場合の退避等）

第二十条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業従事者を作業場所等から退避させなければならない。

一～四　（略）

２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

３　事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に係る作業従事者が異常な症状を訴え、又は当該請負人に係る作業従事者について異常な症状を発見したときであつて当該請負人に係る作業従事者が四アルキル鉛中毒にかかつているおそれのあるときには、直ちに当該請負人に係る作業従事者を作業場所等から退避させなければならない。

５　事業者は、前項の請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、第二号の事項については、この限りでない。

一・二　（略）

（加鉛ガソリンの使用に係る措置）

第十二条　（略）

２　（略）

３　事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　第一項第一号の規定により局所排気装置を設けた場合において、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮すること。

二　（略）

（保護具等の管理）

第十六条　（略）

２～５　（略）

６　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者（労働者を除く。）ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、次項の規定に基づく措置として当該請負人に更衣用ロッカーを使用させる場合は、この限りでない。

７　（略）

（立入禁止）

第十九条　事業者は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、これらの場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

（事故の場合の退避等）

第二十条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならない。

一～四　（略）

２　事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係者以外の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

３　事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人が異常な症状を訴え、又は当該請負人について異常な症状を発見したときであつて当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかつているおそれのあるときには、直ちに当該請負人を作業場所等から退避させなければならない。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第九条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の三　（略）	**第六条の三**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。	5　第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第三十六条第一項の測定の結果の評価が第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかつたとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　当該許可に係る作業場において作業に従事する作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。	四　当該許可に係る作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。
6・7　（略）	6・7　（略）
（局所排気装置等の稼働）	（局所排気装置等の稼働）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。	2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（警報設備等）	（警報設備等）
第十九条　事業者は、特定化学設備が設置され、これを用いた作業が行われる作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で、第三類物質等を合計百リットル（気体である物にあつては、その容積一立方メートルを二リットルとみなす。次項及び第二十四条第二号において同じ。）以上取り扱うものには、第三類物質等が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他の設備を備えなければならない。	**第十九条**　事業者は、特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で、第三類物質等を合計百リットル（気体である物にあつては、その容積一立方メートルを二リットルとみなす。次項及び第二十四条第二号において同じ。）以上取り扱うものには、第三類物質等が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるための警報用の器具その他の設備を備えなければならない。
2～4　（略）	2～4　（略）
（設備の改造等の作業）	（設備の改造等の作業）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　事業者は、第一項第七号の確認が行われていない設備については、当該設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業従事者に周知させなければならない。	4　事業者は、第一項第七号の確認が行われていない設備については、当該設備の内部に頭部を入れてはならない旨を、あらかじめ、作業従事者に周知させなければならない。
5　（略）	5　（略）
（退避等）	（退避等）
第二十三条　事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、作業従事者を作業場等から退避させなければならない。	**第二十三条**　事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければならない。
2　（略）	2　（略）

（立入禁止措置）

第二十四条　事業者は、次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一　（略）

二　特定化学設備が設置され、これを用いた作業が行われる作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの

（容器等）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　事業者は、労働者が作業を行う屋内において、特別有機溶剤等を貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一　当該屋内で作業に従事する作業従事者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二　（略）

（評価の結果に基づく措置）

第三十六条の三　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、第一項の場所において作業従事者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（休憩室）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　第一項の作業に従事した作業従事者は、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

（喫煙等の禁止）

第三十八条の二　事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場における作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を当該作業場の見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2　前項の作業場において作業従事者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（コークス炉に係る措置）

第三十八条の十二　（略）

2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口の蓋の開閉を当該請負人に係る作業従事者が行うときは、当該請負人に係る作業従事者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するため、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮を行うこと。

二　（略）

3　（略）

（立入禁止措置）

第二十四条　事業者は、次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一　（略）

二　特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの

（容器等）

第二十五条　（略）

2～4　（略）

5　事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一　当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二　（略）

（評価の結果に基づく措置）

第三十六条の三　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（休憩室）

第三十七条　（略）

2　（略）

3　第一項の作業に従事した者は、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

（喫煙等の禁止）

第三十八条の二　事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を当該作業場の見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2　前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（コークス炉に係る措置）

第三十八条の十二　（略）

2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口の蓋の開閉を当該請負人が行うときは、当該請負人がコークス炉発散物により汚染されることを防止するため、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮を行うこと。

二　（略）

3　（略）

（三酸化二アンチモン等に係る措置）

第三十八条の十三　（略）

２・３　（略）

４　事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　前項第二号イ及びロに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、前号の全体換気装置を有効に稼働させること等について配慮すること。

三・四　（略）

五　前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する作業従事者以外の者（有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

５　（略）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四　事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一～四　（略）

五　倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び当該確認を行う者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者（労働者を除く。）を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

六　（略）

七　倉庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　倉庫の一部を燻蒸するときは、当該倉庫内の燻蒸が行われていない場所に当該倉庫内で作業に従事する作業従事者のうち燻蒸に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

ニ　倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて作業従事者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業従事者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

（三酸化二アンチモン等に係る措置）

第三十八条の十三　（略）

２・３　（略）

４　事業者が講ずる前項第二号の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　（略）

二　前項第二号イ及びロに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、前号の全体換気装置を有効に稼働させること等について配慮すること。

三・四　（略）

五　前項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する者以外の者（有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

５　（略）

（燻蒸作業に係る措置）

第三十八条の十四　事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一～四　（略）

五　倉庫、コンテナー、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び当該確認を行う者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者（労働者を除く。）を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

六　（略）

七　倉庫燻蒸作業又はコンテナー燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　倉庫の一部を燻蒸するときは、当該倉庫内の燻蒸が行われていない場所に当該倉庫内で作業に従事する者のうち燻蒸に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

ニ　倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナーの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

八　（略）

九　サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、燻蒸したサイロに作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

十　はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ニ　（略）

ホ　投薬作業を開始する前に、居住室等に臭化メチル等が流入することを防止するための目張りが固着していることその他の必要な措置が講じられていること及び燻蒸する場所から作業従事者が退避したことを確認すること。

ヘ　燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に作業従事者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に作業従事者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一　本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業従事者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業従事者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二　第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び作業従事者（労働者を除く。以下この号において同じ。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該保護具を使用している作業従事者を、当該場所に立ち入らせることができる。

（表略）

八　（略）

九　サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、燻蒸したサイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

十　はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ～ニ　（略）

ホ　投薬作業を開始する前に、居住室等に臭化メチル等が流入することを防止するための目張りが固着していることその他の必要な措置が講じられていること及び燻蒸する場所から作業に従事する者が退避したことを確認すること。

ヘ　燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居住室等に天幕を外した直後に作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、当該居住室等の外から行うこと。

十一　本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

イ・ロ　（略）

ハ　燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居住室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居住室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居住室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居住室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク若しくは防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居住室等の外から行うこと。

十二　第七号ニ、第十号ヘ又は前号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が、次の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難な場合であつて当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器、隔離式防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該保護具を使用している作業に従事する者（労働者を除く。）を、当該場所に立ち入らせることができる。

（表略）

２　事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。

一　（略）

二　前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

（一・三―ブタジエン等に係る措置）

第三十八条の十七　事業者は、一・三―ブタジエン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテン又は一・三―ブタジエン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三―ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業従事者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二～四　（略）

２　（略）

（硫酸ジエチル等に係る措置）

第三十八条の十八　事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業従事者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二～四　（略）

２　（略）

２　事業者は、倉庫、コンテナー、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居住室等又は燻蒸中の場所に隣接する居住室等において燻蒸作業以外の作業に労働者を従事させようとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなときは、この限りでない。

一　（略）

二　前号の規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が前項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。

（一・三―ブタジエン等に係る措置）

第三十八条の十七　事業者は、一・三―ブタジエン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテン又は一・三―ブタジエン若しくは一・四―ジクロロ―二―ブテンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・三―ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二～四　（略）

２　（略）

（硫酸ジエチル等に係る措置）

第三十八条の十八　事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二～四　（略）

２　（略）

（高気圧作業安全衛生規則の一部改正）

第十条　高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（空気槽） **第八条**　事業者は、潜水業務従事者（潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）及び潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（労働者を除く。以下「潜水業務請負作業従事者」という。）をいう。以下同じ。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（以下「予備空気槽」という。）を設けなければならない。 ２・３　（略） （作業主任者） **第十条**　（略） ２　事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一～四　（略） 五　気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する作業従事者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条第一項及び第二項の規定に適合して行われるように措置すること。 六　（略） **第十条の二**　事業者は、前条第一項の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合における高圧室内作業に従事する作業従事者（労働者を除く。以下この項において同じ。）について、当該高圧室内作業に従事する作業従事者が作業室に入室し、又は作業室から退室するときに、当該高圧室内作業に従事する作業従事者の人数を点検しなければならない。 ２　（略） （立入禁止） **第十三条**　事業者は、高圧室内業務を行うときは、必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい場所に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、気こう室及び作業室が立入禁止である旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。 （加圧の速度） **第十四条**　事業者は、気こう室において高圧室内業務従事者（高圧室内作業者及び高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する作業従事者（労働者を除く。以下「高圧室内業務請負作業従事者」という。）をいう。以下同じ。）に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の速度で行わなければならない。 （ガス分圧の制限） **第十五条**　（略） ２　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者について、当該高圧室内業務請負作業従事者が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、作業室及び気こう室における前項各号に掲げる気体の分圧がそれぞれ当該各号に定める分圧の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。	（空気槽） **第八条**　事業者は、潜水業務従事者（潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）及び潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。以下「潜水業務請負人等」という。）をいう。以下同じ。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（以下「予備空気槽」という。）を設けなければならない。 ２・３　（略） （作業主任者） **第十条**　（略） ２　事業者は、高圧室内作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。 一～四　（略） 五　気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条第一項及び第二項の規定に適合して行われるように措置すること。 六　（略） **第十条の二**　事業者は、前条第一項の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合における高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。以下この項において同じ。）について、当該高圧室内作業に従事する者が作業室に入室し、又は作業室から退室するときに、当該高圧室内作業に従事する者の人数を点検しなければならない。 ２　（略） （立入禁止） **第十三条**　事業者は、必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい場所に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、気こう室及び作業室が立入禁止である旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。 （加圧の速度） **第十四条**　事業者は、気こう室において高圧室内業務従事者（高圧室内作業者及び高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。以下「高圧室内業務請負人等」という。）をいう。以下同じ。）に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の速度で行わなければならない。 （ガス分圧の制限） **第十五条**　（略） ２　事業者は、高圧室内業務請負人等について、当該高圧室内業務請負人等が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、作業室及び気こう室における前項各号に掲げる気体の分圧がそれぞれ当該各号に定める分圧の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（酸素ばく露量の制限）

第十六条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者について、当該高圧室内業務請負作業従事者が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、前項の厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、同項の厚生労働大臣が定める値を超えないように、作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（有害ガスの抑制）

第十七条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者について、当該高圧室内業務請負作業従事者が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、作業室における有害ガスによる危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（減圧の速度等）

第十八条　（略）

2　（略）

3　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者について、気こう室において当該高圧室内業務請負作業従事者に減圧を行うときは、第一項各号に定めるところによらなければならない。

4　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者に対して、減圧を終了した時から十四時間は、重激な業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

（火傷等の防止）

第二十五条の二　（略）

2　（略）

3　事業者は、高圧室内業務を行うときは、高圧室内業務請負作業従事者に対し、潜函（かん）、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行つてはならない旨を周知させなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。

4　（略）

（作業計画等の準用）

第二十七条　第十二条の二及び第二十条の二の規定は潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。）について、第十五条及び第十六条の規定は潜水業務について、第十五条、第十六条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は潜水作業者について、第十五条第二項、第十六条第二項並びに第十八条第三項及び第四項の規定は潜水業務請負作業従事者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条第二項	（略）	当該潜水業務請負作業従事者が吸入する時点の前項
	（略）	当該潜水業務請負作業従事者への送気、ボンベからの給気

（酸素ばく露量の制限）

第十六条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負人等について、当該高圧室内業務請負人等が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、前項の厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、同項の厚生労働大臣が定める値を超えないように、作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（有害ガスの抑制）

第十七条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負人等について、当該高圧室内業務請負人等が高圧室内業務に従事する間（高圧室内作業者が当該高圧室内業務に従事するときを除く。）、作業室における有害ガスによる危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（減圧の速度等）

第十八条　（略）

2　（略）

3　事業者は、高圧室内業務請負人等について、気こう室において当該高圧室内業務請負人等に減圧を行うときは、第一項各号に定めるところによらなければならない。

4　事業者は、高圧室内業務請負人等に対して、減圧を終了した時から十四時間は、重激な業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

（火傷等の防止）

第二十五条の二　（略）

2　（略）

3　事業者は、高圧室内業務を行うときは、高圧室内業務請負人等に対し、潜函（かん）、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行つてはならない旨を周知させなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。

4　（略）

（作業計画等の準用）

第二十七条　第十二条の二及び第二十条の二の規定は潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。）について、第十五条及び第十六条の規定は潜水業務について、第十五条、第十六条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は潜水作業者について、第十五条第二項、第十六条第二項並びに第十八条第三項及び第四項の規定は潜水業務請負人等について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十五条第二項	（略）	当該潜水業務請負人等が吸入する時点の前項
	（略）	当該潜水業務請負人等への送気、ボンベからの給気

（略）	（略）	（略）	（略）
第十六条第二項	（略）	当該潜水業務請負作業従事者への送気、ボンベからの給気	当該潜水業務請負人等への送気、ボンベからの給気
（略）	（略）	（略）	（略）
第十八条第三項	気こう室において当該高圧室内業務請負作業従事者に減圧を行う	当該潜水業務請負作業従事者に浮上を行わせる	当該潜水業務請負人等に浮上を行わせる
（略）	（略）	（略）	（略）

（連絡員）

第三十六条　事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水業務従事者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水業務従事者と連絡するための者（次条において「連絡員」という。）を、潜水業務従事者二人以下ごとに一人置き、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　潜水業務従事者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する作業従事者と連絡して、潜水業務従事者に必要な量の空気を送気させること。

三・四　（略）

（潜水業務における携行物等）

第三十七条　（略）

2　事業者は、前項の潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する作業従事者（労働者を除く。）が、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（当該者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、当該者に対し、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物（当該者と連絡員とが通話装置により通話することができるときにあつては、鋭利な刃物）を携行する必要がある旨を周知させなければならない。

3　（略）

4　事業者は、携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する作業従事者（労働者を除く。）に対し、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行するほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。

（病者の就業禁止）

第四十一条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負作業従事者又は潜水業務請負作業従事者に対し、前項各号のいずれかに掲げる疾病にかかつているときは、医師が必要と認める期間、高気圧業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

（略）	（略）	（略）	（略）
第十六条第二項	（略）	当該潜水業務請負作業従事者への送気、ボンベからの給気	当該潜水業務請負人等への送気、ボンベからの給気
（略）	（略）	（略）	（略）
第十八条第三項	気こう室において当該高圧室内業務請負作業従事者に減圧を行う	当該潜水業務請負作業従事者に浮上を行わせる	当該潜水業務請負人等に浮上を行わせる
（略）	（略）	（略）	（略）

（連絡員）

第三十六条　事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水業務従事者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水業務従事者と連絡するための者（次条において「連絡員」という。）を、潜水業務従事者二人以下ごとに一人置き、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　潜水業務従事者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、潜水業務従事者に必要な量の空気を送気させること。

三・四　（略）

（潜水業務における携行物等）

第三十七条　（略）

2　事業者は、前項の潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）が、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（当該者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、当該者に対し、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物（当該者と連絡員とが通話装置により通話することができるときにあつては、鋭利な刃物）を携行する必要がある旨を周知させなければならない。

3　（略）

4　事業者は、携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行するほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用する必要がある旨を周知させなければならない。

（病者の就業禁止）

第四十一条　（略）

2　事業者は、高圧室内業務請負人等又は潜水業務請負人等に対し、前項各号のいずれかに掲げる疾病にかかつているときは、医師が必要と認める期間、高気圧業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

（立入禁止）

第四十三条　事業者は、高気圧業務を行うときは、必要のある者以外の者が再圧室を設置した場所及び当該再圧室を操作する場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しておかなければならない。

（危険物等の持込み禁止）

第四十六条　事業者は、高気圧業務を行うときは、再圧室の内部に危険物その他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となつて可燃物の点火源となるおそれのある物（以下この条において「危険物等」という。）を持ち込むことについて、禁止する旨を再圧室の入口に掲示することその他の方法により禁止するとともに、掲示以外の方法により禁止したときは、再圧室の内部への危険物等の持込みが禁止されている旨を再圧室の入口に掲示しておかなければならない。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第十一条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（放射線業務従事者の被ばく限度）	（放射線業務従事者の被ばく限度）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該放射線業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条第二項に規定する女性を除く。）の受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。	3　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該放射線業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条第二項に規定する女性を除く。）の受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する作業従事者の受ける等価線量が、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。	2　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者の受ける等価線量が、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する作業従事者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき前項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。	2　事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき前項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
（特例緊急被ばく限度）	（特例緊急被ばく限度）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　厚生労働大臣は、前二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する労働者（次条において「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。	3　厚生労働大臣は、前二項の規定により特例緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する者（次条において「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。
4　（略）	4　（略）

（線量の測定）

第八条　（略）

２～６　（略）

７　事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次項において「管理区域内放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内放射線業務等に従事する作業従事者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を、第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

８　（略）

（立入禁止）

第十八条　事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するときは、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下の場所を除く。）に、作業従事者を立ち入らせてはならない。ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の規定により作業従事者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

（透過写真の撮影時の措置等）

第十八条の二　事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。以下同じ。）を放射線装置室以外の場所で使用するとき（被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、作業従事者が立ち入らない方向に照射し、又は遮蔽する措置を講じなければならない。

（放射線源の収納）

第十八条の十　（略）

２　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用することにより当該作業に従事する作業従事者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。

（退去者の汚染検査）

第三十一条　（略）

２・３　（略）

４　作業従事者（労働者を除く。）は、管理区域から退去するときは、第一項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

５　（略）

（線量の測定）

第八条　（略）

２～６　（略）

７　事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次項において「管理区域内放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内放射線業務等に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を、第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

８　（略）

（立入禁止）

第十八条　事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するときは、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下の場所を除く。）に、作業に従事する者を立ち入らせてはならない。ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の規定により作業に従事する者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

（透過写真の撮影時の措置等）

第十八条の二　事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。以下同じ。）を放射線装置室以外の場所で使用するとき（被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、作業に従事する者が立ち入らない方向に照射し、又は遮蔽する措置を講じなければならない。

（放射線源の収納）

第十八条の十　（略）

２　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。

（退去者の汚染検査）

第三十一条　（略）

２・３　（略）

４　管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、その区域から退去するときは、第一項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

５　（略）

（持出し物品の汚染検査）

第三十二条　（略）

２　（略）

３　作業従事者（労働者を除く。）は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

４　（略）

（喫煙等の禁止）

第四十一条の二　事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場において作業を行うときは、作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

２　作業従事者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（退避）

第四十二条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、作業従事者を退避させなければならない。

一～五　（略）

２　（略）

３　事業者は、作業従事者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事する作業従事者については、この限りでない。

（診察等）

第四十四条　（略）

２　（略）

３　事業者は、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次条第四項において「放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、放射線業務等に従事する作業従事者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（酸素欠乏症等防止規則の一部改正）

第十二条　酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（換気）	（換気）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。	２　事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。
３　（略）	３　（略）

（人員の点検）

第八条　（略）

２　事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならない。

（立入禁止）

第九条　事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する作業従事者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該酸素欠乏危険場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

２　酸素欠乏危険作業に従事する作業従事者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入つてはならない。

３　（略）

（退避）

第十四条　事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、作業従事者をその場所から退避させなければならない。

２　（略）

（救出時の空気呼吸器等の使用）

第十六条　事業者は、酸素欠乏症等にかかつた作業従事者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。

２　（略）

３　事業者は、第一項の救出作業を、酸素欠乏等の場所（労働者が作業を行つている場所に限る。）において作業従事者（労働者を除く。）が行うときは、当該者に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（冷蔵室等に係る措置）

第二十条　（略）

２　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に係る作業従事者が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

（溶接に係る措置）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　請負人に係る作業従事者が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。

二　（略）

（人員の点検）

第八条　（略）

２　事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならない。

（立入禁止）

第九条　事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該酸素欠乏危険場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

２　酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入つてはならない。

３　（略）

（退避）

第十四条　事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者をその場所から退避させなければならない。

２　（略）

（救出時の空気呼吸器等の使用）

第十六条　事業者は、酸素欠乏症等にかかつた作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。

２　（略）

３　事業者は、第一項の救出作業を、酸素欠乏等の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）が行うときは、当該者に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（冷蔵室等に係る措置）

第二十条　（略）

２　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

（溶接に係る措置）

第二十一条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一　請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。

二　（略）

（ガス漏出防止措置）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に係る作業従事者が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項各号の措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（空気の稀薄化の防止）

第二十三条　（略）

２　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人に係る作業従事者が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。

（ガス配管工事に係る措置）

第二十三条の二　（略）

２　（略）

３　事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　（略）

二　請負人に係る作業従事者が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮し、又は請負人に空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。

４　（略）

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第十三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第一章の六　（略）	第一章～第一章の六　（略）
第一章の七　登録設計審査等機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）	第一章の七　登録製造時等検査機関（第一条の二の四十五―第一条の十一）
第一章の八～第十一章　（略）	第一章の八～第十一章　（略）
附則	附則
（変更の届出）	（変更の届出）
第一条の二の二の五　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、第一条の二の二の二第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。	**第一条の二の二の五**　登録衛生工学衛生管理者講習機関は、第一条の二の二の二第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録衛生工学衛生管理者講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
（公示）	（公示）
第一条の二の二の十五　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。	**第一条の二の二の十五**　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。
（略）　（略）	（略）　（略）

（傍線部分は改正部分）

第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第一条の二の六　登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第一条の二の十五　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（公示）

第一条の二の二十九　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（公示）

第一条の二の四十四　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第一条の二の四十四の七　登録適合性証明機関は、第一条の二の四十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、登録適合性証明機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第一条の二の二の五の規定による第一条の二の二の二第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第一条の二の六　登録安全衛生推進者等養成講習機関は、第一条の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録安全衛生推進者等養成講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第一条の二の十五　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第一条の二の六の規定による第一条の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（公示）

第一条の二の二十九　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（公示）

第一条の二の四十四　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第一条の二の四十四の七　登録適合性証明機関は、第一条の二の四十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録適合性証明機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第一条の二の四十四の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第一条の二の四十四の七の規定による第一条の二の四十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第一条の二の四十四の七の規定による第一条の二の四十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

第一章の七　登録設計審査等機関

（登録の区分）

第一条の二の四十五　法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める地域の区分は、次の各号に掲げるものとし、第一号から第七号において、その地域の区分の区域は、それぞれ当該各号に定める都道府県の区域とする。

一　北海道　北海道

二　東北　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

三　関東甲信越　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

四　東海北陸　富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

五　近畿　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

六　中国四国　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

七　九州　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

八　第一号から前号までの本邦の全ての地域

九　本邦以外の地域

（登録の申請）

第一条の三　法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録設計審査等機関登録申請書（様式第六号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ　（略）

ロ　法第四十六条第三項第二号に規定するもの及び審査員の経歴及び数

ハ　（略）

ニ　法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検査員の経歴及び数

ホ　設計審査等の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（公示）

第一条の二の四十四の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第一条の二の四十四の七の規定による第一条の二の四十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第一条の二の四十四の七の規定による第一条の二の四十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

第一章の七　登録製造時等検査機関

（登録の区分）

第一条の二の四十五　法第四十六条第一項の厚生労働省令で定める区分は、次のとおりとする。

一　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号のボイラー

二　令第十二条第一項第二号の第一種圧力容器

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（登録の申請）

第一条の三　法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録製造時等検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ　（略）

（新設）

ロ　（略）

ハ　法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数

ニ　製造時等検査の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

（製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第一条の五　法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　ボイラー又は第一種圧力容器（以下この号及び第五条において「ボイラー等」という。）の製造時等検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ　ボイラー等の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ロ・ハ　（略）

二　移動式クレーン又はゴンドラ（以下この号において「移動式クレーン等」という。）の製造時等検査を実施するに当たり、次の事項を行うこと。

イ　強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該検査の実施について危険が予想されるときは、当該検査を行わないこと。

ロ　移動式クレーン等の各部分の構造及び機能について点検を行うに当たり、移動式クレーン等が不意に起動することによる労働者の墜落、挟まれ等の危険を防止するため、当該移動式クレーン等の運転を禁止するとともに、当該移動式クレーン等の操作部分に運転を禁止する旨の表示をすること。

ハ　移動式クレーン等の構造部材その他荷重を受ける部分に著しい損傷等が認められ、荷重試験等の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

ニ　荷重試験等の実施に当たり、ジブ等が当該試験を行う場所に隣接する家屋、公道等に危険を及ぼすおそれのある場合には、当該試験を行わないこと。

ホ　荷重試験等の実施に当たり、当該試験を続行することによる危険が予想されるときは、当該試験を中止すること。

三　移動式クレーンの製造時等検査を実施するに当たり、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により当該移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、当該検査を行わないこと。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に当該移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

（変更の届出）

第一条の五の二　登録設計審査等機関は、法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録設計審査等機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第一条の六　登録設計審査等機関は、法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　登録設計審査等機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　設計審査等の実施方法

二　設計審査等に関する料金

三　（略）

四　設計審査等の業務を行う時間及び休日に関する事項

五　設計審査の結果を記載した書類の交付に関する事項

（製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置）

第一条の五　法第四十七条第四項に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

（新設）

一　ボイラー又は第一種圧力容器（以下この条及び第五条において「ボイラー等」という。）の圧力を受ける部分に著しい損傷等が認められ、その水圧試験又は気圧試験の実施について危険が予想されるときは、当該試験を行わないこと。

二・三　（略）

（新設）

（新設）

（変更の届出）

第一条の五の二　登録製造時等検査機関は、法第四十七条の二の規定により変更の届出をしようとするときは、登録製造時等検査機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務規程）

第一条の六　登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項前段の規定により業務規程の届出をしようとするときは、業務規程届出書（様式第二号）に当該業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　製造時等検査の実施方法

二　製造時等検査に関する料金

三　（略）

四　製造時等検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

（新設）

六　製造時等検査を行う者にあつては、第一条の三の申請に係る特定機械等（以下「設計審査等対象機械等」という。）のうち製造時等検査に係るものが製造時等検査に合格した場合の刻印及び検査証の交付並びに検査証の再交付に関する事項
七　審査員又は検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
八　設計審査等に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
九　（略）
十　前各号に掲げるもののほか、設計審査等の業務に関し必要な事項

3　登録設計審査等機関は、法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等の届出）

第一条の七　登録設計審査等機関は、法第四十九条の規定により設計審査等の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、設計審査等業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による届出が設計審査等の業務の廃止の届出である場合は、第一条の九の帳簿の写しを添付しなければならない。

3　登録設計審査等機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第一条の九の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（審査員又は検査員の選任等の届出）

第一条の八　登録設計審査等機関は、法第五十一条の規定により審査員又は検査員の選任の届出をしようとするときは、審査員・検査員選任届出書（様式第五号）に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　登録設計審査等機関は、法第五十一条の規定により審査員又は検査員の解任の届出をしようとするときは、審査員・検査員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（旅費の額）

第一条の八の二　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（報告）

第一条の八の五　登録設計審査等機関は、設計審査等を行つたときは、その結果について、速やかに、設計審査等結果報告書（様式第六号の二の二）を設計審査等を行つた設計審査等対象機械等を製造しようとする又は製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

第一条の八の六　登録設計審査等機関は、検査証を再交付したときは、速やかに、検査証再交付報告書（様式第六号の二の三）を検査証に係る特定機械等の設置の場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

五　製造時等検査に合格した第一条の三の申請に係る特定機械等（第一条の八の五及び第一条の九において「製造時等検査対象機械等」という。）についての刻印に関する事項
六　検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
七　製造時等検査に関する書類及び帳簿の保存に関する事項
八　（略）
九　前各号に掲げるもののほか、製造時等検査の業務に関し必要な事項

3　登録製造時等検査機関は、法第四十八条第一項後段の規定により業務規程の変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止等の届出）

第一条の七　登録製造時等検査機関は、法第四十九条の規定により製造時等検査の業務の休止又は廃止の届出をしようとするときは、製造時等検査業務休廃止届出書（様式第四号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定による届出が製造時等検査の業務の廃止の届出である場合は、第一条の九の帳簿の写しを添付しなければならない。

3　登録製造時等検査機関は、当該登録を取り消されたとき又は当該登録がその効力を失つたときは、第一条の九の帳簿の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（検査員の選任等の届出）

第一条の八　登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の選任の届出をしようとするときは、検査員選任届出書（様式第五号）に選任しようとする者の経歴を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　登録製造時等検査機関は、法第五十一条の規定により検査員の解任の届出をしようとするときは、検査員解任届出書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（旅費の額）

第一条の八の二　令第十五条の三第一項の旅費の額に相当する額（次条及び第一条の八の四において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条及び第一条の八の四において「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。第一条の八の四において「旅費法施行令」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

（報告）

第一条の八の五　登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行つたときは、その結果について、速やかに、製造時等検査結果報告書（様式第六号の二）を製造時等検査を行つた製造時等検査対象機械等を製造した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（帳簿）

第一条の九　登録設計審査等機関は、設計審査等を行つた設計審査等対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、移動式の特定機械等の製造時等検査に係るものは記載の日から登録に係る業務の廃止（登録の取消し及び失効を含む。）に至るまで、機械等（移動式の特定機械等を除く。）の製造時等検査に係るもの及び全ての機械等の設計審査に係るものは、記載の日から三年間保存しなければならない。

一　設計審査等を受けた者の氏名又は名称及び住所
二　設計審査等対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項
三　設計審査等を行つた年月日
四　設計審査等を行つた審査員又は検査員の氏名
五　設計審査等の結果
六　設計審査結果証明書番号及び製造時等検査合格番号
七　その他設計審査等に関し必要な事項

（設計審査等の業務の引継ぎ等）

第一条の十　登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関（法第五十二条に規定する外国登録設計審査等機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　設計審査等の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該設計審査等の業務並びに当該設計審査等の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二　その他設計審査等の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2　外国登録設計審査等機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　法第五十三条の二第一項の規定により設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該設計審査等の業務並びに当該設計審査等の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二　（略）

（公示）

第一条の十一　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

法第三十七条第三項の規定による登録をしたとき。	一　登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　設計審査等の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　行うことができる設計審査等及び地域の区分 四　（略）

（帳簿）

第一条の九　登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行つた製造時等検査対象機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一　製造時等検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
二　製造時等検査対象機械等の型式、構造及び性能並びにその安全装置及び附属装置等に関する事項
三　製造時等検査を行つた年月日
四　製造時等検査を行つた検査員の氏名
五　製造時等検査の結果
六　製造時等検査合格番号
七　その他製造時等検査に関し必要な事項

（製造時等検査の業務の引継ぎ等）

第一条の十　登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関（法第五十二条に規定する外国登録製造時等検査機関をいう。次項及び次条において同じ。）を除く。）は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　製造時等検査の業務を行つた事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二　その他製造時等検査の業務を行つた事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2　外国登録製造時等検査機関は、法第五十三条の二第一項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

一　法第五十三条の二第一項の規定により製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うこととなる都道府県労働局長に当該製造時等検査の業務並びに当該製造時等検査の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。
二　（略）

（公示）

第一条の十一　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

法第三十八条第一項の規定による登録をしたとき。	一　登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　行うことができる製造時等検査 四　（略）

法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更した年月日	法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　外国登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　（略）	法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。
法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録設計審査等機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後の設計審査等の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更した年月日	法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　設計審査等の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた設計審査等の業務の範囲及びその期間	法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。
法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　設計審査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録設計審査等機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する設計審査等の業務の範囲 三　設計審査等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　設計審査等の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録設計審査等機関（外国登録設計審査等機関を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は設計審査等の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　設計審査等の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた設計審査等の業務の範囲及びその期間	法第四十九条の規定による届出があつたとき。
法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとする都道府県労働局長の名称 二　設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 三　自ら行うものとする設計審査等の業務の範囲及びその期間			

法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更する年月日	法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　外国登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　（略）	法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。
法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録製造時等検査機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後の製造時等検査の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更する年月日	法第五十三条第二項の規定により登録を取り消したとき。	一　登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等検査の範囲及びその期間	法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。
法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録製造時等検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する製造時等検査の業務の範囲 三　製造時等検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　製造時等検査の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた製造時等検査の範囲及びその期間	法第四十九条の規定による届出があつたとき。
法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする都道府県労働局長の名称 二　製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 三　自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲及びその期間			

法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が自ら行つていた設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとするときは、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一　設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称	
二　設計審査等の業務の全部又は一部を行わないものとする年月日	
三　行わないものとする設計審査等の業務の範囲	

（公示）

第一条の二十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（登録の申請）

第三条　法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十三条の三において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検査員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十条の三　第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十七条第三項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「設計審査等の業務」とあるのは「性能検査の業務」と、「設計審査等及び地域の区分」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十七条の二」と、「第四十九条」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録設計審査等機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

（登録の申請）

第十二条　法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が自ら行つていた製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとするときは、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一　製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとする都道府県労働局長の名称	
二　製造時等検査の業務の全部又は一部を行わないものとする年月日	
三　行わないものとする製造時等検査の業務の範囲	

（公示）

第一条の二十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（登録の申請）

第三条　法第五十三条の三において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録性能検査機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十三条の三において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十三条の三において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検査員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十条の三　第一条の十一の規定は、登録性能検査機関について準用する。この場合において、同条の表中「第三十八条第一項」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と、「第四十七条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第四十九条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第一項」と、「外国登録製造時等検査機関」とあるのは「外国登録性能検査機関」と、「第五十三条第二項」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条第二項」と、「第五十三条の二」とあるのは「第五十三条の三において準用する法第五十三条の二」と、「都道府県労働局長」とあるのは「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

（登録の申請）

第十二条　法第五十四条において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録個別検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（登録の申請）

第十九条の四　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条の二において準用する法第四十六条第二項各号及び同条第三項第六号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第五号に規定するもの及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
（略）	（略）

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
法第五十四条において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（登録の申請）

第十九条の四　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録型式検定機関登録申請書（様式第四号の二）に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第五十四条の二において準用する第四十六条第二項各号及び同条第三項第四号イからハまでの規定に該当しないことを説明した書面

四　次の事項を記載した書面

イ・ロ　（略）

ハ　法第五十四条の二において準用する法第四十六条第三項第三号に規定する者及び検定員の経歴及び数

ニ　（略）

（公示）

第十九条の十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
（略）	（略）

法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　（略）

2　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

3～8　（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二の六　登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の七　登録較正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録較正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

法第五十四条の二において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者）

第十九条の二十二　（略）

2　令第十三条第三項第八号に掲げるフォークリフト（以下「フォークリフト」という。）に係る法第五十四条の四第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したもの

イ　学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に二年従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に五年以上従事した経験を有するもの

ロ・ハ　（略）

二　（略）

3～8　（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二の六　登録検査業者検査員研修機関は、第十九条の二十四の二の三第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録検査業者検査員研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の七　登録較正機関は、第十九条の二十四の四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録較正機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二十二　登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の三十一　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の三十七　登録ボイラー実技講習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録ボイラー実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の四十六　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）

（公示）

第十九条の二十四の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第十九条の二十四の七の規定による第十九条の二十四の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の二十二　登録発破実技講習機関は、第十九条の二十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録発破実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の三十一　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第十九条の二十四の二十二の規定による第十九条の二十四の十九第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（変更の届出）

第十九条の二十四の三十七　登録ボイラー実技講習機関は、第十九条の二十四の三十四第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録ボイラー実技講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

（公示）

第十九条の二十四の四十六　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）

第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（公示）

第十九条の三十八　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（登録の申請）

第二十一条　法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録教習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第七十七条第三項において準用する法第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

五　（略）

（公示）

第二十五条の三　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

2　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第十九条の二十四の三十七の規定による第十九条の二十四の三十四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（公示）

第十九条の三十八　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（登録の申請）

第二十一条　法第七十七条第一項の登録の申請をしようとする者は、登録教習機関登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が申請に係る技能講習又は教習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　申請者が法第七十七条第三項において準用する第四十六条第二項各号の規定に該当しないことを説明した書面

五　（略）

（公示）

第二十五条の三　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

2　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）
法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
法第七十七条第三項において準用する法第四十七条の二の規定による法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（公示）

第二十五条の三の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第二十五条の九　登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第二十五条の十九　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（公示）

第二十五条の三十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（公示）

第三十八条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（公示）

第五十二条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第五十八条　登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録計画作成参画者研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第二十五条の三の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第二十五条の九　登録コンサルタント講習機関は、第二十五条の六第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録コンサルタント講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第二十五条の十九　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第二十五条の九の規定による第二十五条の六第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（公示）

第二十五条の三十二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（公示）

第三十八条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（公示）

第五十二条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（変更の届出）

第五十八条　登録計画作成参画者研修機関は、第五十五条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録計画作成参画者研修機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（公示）

第六十七条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（略）	（略）
第五十八条の規定による第五十五条第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更した年月日
第五十八条の規定による第五十五条第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更した年月日
（略）	（略）

（指定）

第六十八条　法第九十九条の二第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う。

一・二　（略）

三　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者（法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名を受けた事業者を除く。）の労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。以下この条において同じ。）及び法第十五条第一項に規定する関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務（法第三十条第二項又は第三項の規定に基づく指名がなされた場合にあつては、当該指名を受けた事業者の労働者である作業従事者及び当該指名を受けた事業者以外の請負人で法第十五条第一項の特定事業の仕事を自ら行う請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務）に従事する者　統括安全衛生責任者等に対する講習

２・３　（略）

（公示）

第百九条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（公示）

第百二十三条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

（表略）

（公示）

第六十七条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（略）	（略）
第五十八条の規定による第五十五条第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略） 二　変更する年月日
第五十八条の規定による第五十五条第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略） 三　変更する年月日
（略）	（略）

（指定）

第六十八条　法第九十九条の二第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行おうとする者（法人に限る。）の申請により行う。

一・二　（略）

三　統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者その他法第十五条第一項に規定する特定元方事業者の労働者及び同項に規定する関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて発生する労働災害を防止するための業務に従事する者　統括安全衛生責任者等に対する講習

２・３　（略）

（公示）

第百九条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

（公示）

第百二十三条　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

（表略）

様式第１号の５（第１条の２の２の５、第１条の２の６、第１条の２の44の７、第１条の５の２、第５条の２、第14条の２、第19条の６の２、第19条の24の２の６、第19条の24の７、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の２、第25条の９、第58条関係）

様式第一号の五を次のように改める。

登録〔　　〕機関登録事項変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
届出者の住所		電話（　　）
変更事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		
変更の理由		

年　月　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「設計審査等」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

２　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

３　法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。

４　この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第２号（第１条の２の２の６、第１条の２の７、第１条の２の 44 の８、第１条の６、第６条、第 15 条、第 19 条の７、第 19 条の 24 の２の７、第 19 条の 24 の８、第 19 条の 24 の 23、第 19 条の 24 の 38、第 23 条、第 25 条の 10、第 59 条関係）

様式第二号から様式第四号の四を次のように改める。

業務規程届出書

登　　録　　番　　号	
届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称	
届　出　者　の　住　所	電話（　　）
業 務 開 始 予 定 年 月 日	

年　　月　　日

届出者

厚 生 労 働 大 臣
都道府県労働局長　殿

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第３号（第１条の２の２の６、第１条の２の７、第１条の２の 44 の８、第１条の６、第６条、第 15 条、第 19 条の７、第 19 条の 24 の２の７、第 19 条の 24 の８、第 19 条の 24 の 23、第 19 条の 24 の 38、第 23 条、第 25 条の 10、第 59 条関係）

業務規程変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称		
届出者の住所		電話（　　）
変更事項	変更前	
	変更後	
変更しようとする年月日		
変更の理由		

年　　月　　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

２　この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第４号（第１条の２の２の７、第１条の２の８、第１条の２の44の９、第１条の７、第７条、第16条、第19条の８、第19条の24の２の８、第19条の24の９、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の２、第25条の11、第60条関係）

（　　）業務休廃止届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
3	届出者の住所	電話　（　）
4	（休止・廃止）しようとする業務の範囲	
5	（休止・廃止）年月日	
6	休止の期間	
7	（休止・廃止）の理由	

年　月　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「設計審査等」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

２　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

３　４、５及び７の欄中（　）内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第４号の２（第１条の２の44の２、第３条、第12条、第19条の４関係）

登録〔　　〕機関登録申請書

1	登録番号		2	登録年月日	年　月　日
3	申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名				
4	申請者の住所			電話（　　）	
5	事務所の名称及び所在地				
6	（適合性証明・性能検査・個別検定・型式検定）を行おうとする機械等の種類				
7	（適合性証明員・検査員・検定員）数				
8	（適合性証明・性能検査・個別検定・型式検定）業務以外の業務を実施しているか否かの区別		（実施している。　実施していない。）		

年　月　日

申請者

収　入 印　紙

厚生労働大臣殿

備考

１　表題には、「適合性証明」、「性能検査」、「個別検定」及び「型式検定」のうち、該当する文字を記入すること。

２　１及び２の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

３　６、７及び８の欄中（　　）内は、該当しない文字を抹消すること。

４　登録の申請（登録適合性証明機関を除く。）を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

５　登録の更新の申請（登録適合性証明機関を除く。）を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

６　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第４号の３（第１条の２の44の６関係）

適合性証明申請書

1	製造者の名称	
2	製造者の住所	電話（　　）
3	品名及び型式	
4	適用した規格等	
5	用途及び仕様	
6	使用条件	

殿

年　　月　　日

申請者

備考

１　本申請書には、ボイラー及び圧力容器安全規則第25条第２項に規定する厚生労働大臣の定める技術上の指針（以下「技術指針」という。）への適合性を明らかにする書面を添付すること。

２　４の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。

３　５の欄には、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準（日本産業規格Ｃ0508）並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル（日本産業規格Ｂ9705）を記載すること。

様式第４号の４（第１条の２の44の６関係）

適合証明書

1	証明書番号		2	証明年月日	年　月　日
3	製造者の名称				
4	製造者の住所				電話（　　）
5	品名及び型式				
6	適用した規格等				
7	用途及び仕様				
8	使用条件				
9	証明書の期限の末日				

年　月　日

殿

登録適合性証明機関

備考

１　６の欄には、証明に当たって適用した技術指針以外の日本産業規格又は国際規格等の名称を記載すること。

２　７の欄については、証明対象機器の用途に加え、当該機器が適合する安全度水準（日本産業規格Ｃ0508）並びにカテゴリー及びパフォーマンスレベル（日本産業規格Ｂ9705）を記載すること。

様式第５号（第１条の２の44の11、第１条の８、第１条の20、第８条、第17条、第19条の９関係）

様式第五号から様式第六号の二を次のように改める。

［　　］選任届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称	
3	届出者の住所	電話（　　）
4	選任した（適合性証明員・審査員・検査員・証明書作成員・検定員）の氏名及び生年月日	
5	（適合性証明・設計審査等・証明書作成・性能検査・個別検定・型式検定）を行う機械等の種類	
6	勤務地	

年　　月　　日

届出者

厚生労働大臣殿

備考

１　表題中「適合性証明員」、「審査員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。

２　本申請書には、選任する適合性証明員、審査員、検査員、証明書作成員又は検定員の経歴を記載した書面を添付すること。

３　４及び５の欄中（　　）内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第６号（第１条の２の44の11、第１条の８、第１条の20、第８条、第17条、第19条の９関係）

［　　］解任届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称	
3	届出者の住所	電話（　　）
4	解任した（適合性証明員・審査員・検査員・証明書作成員・検定員）の氏名及び生年月日	
5	（適合性証明・設計審査等・証明書作成・性能検査・個別検定・型式検定）を行っていた機械等の種類	
6	解任の理由	

年　月　日

届出者

厚生労働大臣殿

備考

１　表題中「適合性証明員」、「審査員」、「検査員」、「証明書作成員」及び「検定員」のうち、該当する文字を記入すること。

２　４及び５の欄中（　　）内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第６号の２（第１条の３関係）

登録設計審査等機関登録申請書

1	登録番号		2	登録年月日	年　月　日
3	申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名				
4	申請者の住所				電話（　　）
5	事務所の名称及び所在地				
6	労働安全衛生法第46条第１項の特定機械等の区分				
7	地域の区分				
8	審査員及び検査員の数				
9	設計審査等業務以外の業務を実施しているか否かの区別				（実施している。　実施していない。）

年　月　日

申請者

収　入 印　紙

厚生労働大臣殿

備考

１　１及び２の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

２　６の欄は、設計審査及び製造時等検査を行う場合「ボイラー及び第一種圧力容器」、「移動式クレーン」又は「ゴンドラ」のいずれかを、設計審査のみを行う場合「クレーン及びデリック」又は「エレベーター及び建設用リフト」のいずれかをそれぞれ記入すること。

３　７の欄は、第１条の２の45による地域の区分を記入すること。

４　登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

５　登録の更新の申請を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

６　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

様式第６号の２の２（第１条の８の５関係）

様式第六号の二の次に次の二様式を加える。

設計審査等結果報告書

1	申請者	氏名			
		住所			
2	特定機械等の区分				
3	設計審査等の種類	（設計審査・構造検査・溶接検査・製造検査・使用検査）			
4	型式		性能		
5	審査・検査結果の概要				
6	証明書番号又は構造検査、使用検査、溶接検査若しくは製造検査の刻印				
7	備考				

年　月　日

報告者

都道府県労働局長　殿

備考

１　２の欄には、労働安全衛生法別表第１による区分を記入すること。

２　３の欄中（　　）内は、該当しない文字を抹消すること。

３　４の「性能」の欄には、ボイラーにあっては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積、クレーン、移動式クレーン及びデリックにあってはつり上げ荷重、エレベーター、建設用リフト及びゴンドラにあっては積載荷重を、それぞれ記入すること。

４　６の欄には、ボイラー又は第一種圧力容器の構造検査又は使用検査に係る報告書にあってはボイラー及び圧力容器安全規則様式第４号による刻印、溶接検査に係る報告書にあっては同令様式第９号による刻印、移動式クレーンの製造検査又は使用検査に係る報告書にあってはクレーン等安全規則様式第17号による刻印、ゴンドラの製造検査又は使用検査に係る報告書にあってはゴンドラ安全規則様式第４号による刻印を、それぞれ記入すること。

５　７の欄には、検査証を交付した場合における検査証番号その他参考となる事項を記入すること。

６　設計審査の報告にあっては実施した設計審査に係る申請書、製造時等検査の報告にあっては実施した製造時等検査に係る申請書及び明細書をそれぞれ添付すること。

様式第６号の２の３（第１条の８の６関係）

検査証再交付報告書

1	設置者	事業場の名称			
		事業場の所在地			
2	特定機械等の区分			検査証番号	第　　号
3	種類及び型式			性　　能	
4	設置地等				
5	備考				

年　　月　　日

報告者

労働基準監督署長　殿

備考

１　２の欄には、「ボイラー」、「第一種圧力容器」、「移動式クレーン」又は「ゴンドラ」のいずれかを記入すること。

２　３の「性能」の欄には、ボイラーにあっては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積、移動式クレーンにあってはつり上げ荷重、ゴンドラにあっては積載荷重を、それぞれ記入すること。

３　４の欄には、ゴンドラに係る検査証を再交付した場合のみ記入すること。

４　５の欄には、構造検査、溶接検査、製造検査、使用検査における刻印その他参考となる事項を記入すること。

様式第７号（第９条関係）

性能検査結果報告書

1	設置者	事業場の名称			
		事業場の所在地			
2	特定機械等の区分			検査証番号	第　　号
3	型式			性能	
4	設置地等				
5	性能検査結果の概要				
6	有効期間	年　月　日から　　年　月　日まで			
7	備考				

年　　月　　日

報告者

労働基準監督署長　殿

備考

１　２の欄には、第２条による区分を記入すること。

２　３の「性能」の欄には、ボイラーにあっては最高使用圧力及び伝熱面積、第一種圧力容器にあっては最高使用圧力及び内容積、クレーン等にあってはつり上げ荷重又は積載荷重を記入すること。

３　４の欄には、移動式の特定機械等（ゴンドラを除く。）にあっては事業場の所在地を記入すること。

４　６の欄には、性能検査の結果定められた有効期間を記入すること。

５　７の欄には、検査証の有効期間を短縮した場合におけるその理由その他参考となる事項を記入すること。

様式第七号及び様式第七号の二を次のように改める。

様式第７号の２（第19条の14関係）

検査業者登録申請書

1	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
2	業務開始予定年月日	
3	住所	郵便番号（　　） 電話　（　）
4	登録を受けようとする機械等の種類	
5	労働安全衛生法第54条の４第１項の厚生労働省令で定める資格を有する者の数	
6	特定自主検査の業務に使用する検査機器	
7	特定自主検査の業務を行うための事務所の所在地	

年　　月　　日

申請者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。

２　１欄、３欄及び５欄から７欄までに記入した事実を証する書面並びに特定自主検査の業務に関する規程を添付すること。

３　登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。

様式第７号の６（第19条の21関係）

様式第七号の六を次のように改める。

特定自主検査実施状況報告書

登録番号		登録年月日	
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
住所	郵便番号（　　） 電話　（　）		

機械等の種類	特定自主検査を実施する者の数	特定自主検査を行った機械等の数

年　月　日

報告者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　「機械等の種類」の欄には、特定自主検査を行うことができる機械等の種類を記入すること。

２　「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の４第１項の厚生労働省令で定める資格を有する者の４月１日現在の数を記入すること。

３　「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、前年の４月１日から本年の３月31日までの間に特定自主検査を行った機械等の数を記入すること。

（機械等検定規則の一部改正）

第十四条　機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（型式検定合格証の失効の通知及び公示）	（型式検定合格証の失効の通知及び公示）
第十五条　厚生労働大臣は、法第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたときは、遅滞なく、その旨を、理由を付して、書面により、当該型式検定合格証の交付を受けた者に通知するものとするとともに、次の事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。	**第十五条**　厚生労働大臣は、法第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたときは、遅滞なく、その旨を、理由を付して、書面により、当該型式検定合格証の交付を受けた者に通知するものとするとともに、次の事項を告示するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第十五条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示）	（公示）
第五条の十四　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。	**第五条の十四**　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
（表略）	（表略）
（公示）	（公示）
第十七条の十六　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。	**第十七条の十六**　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
（表略）	（表略）
（試験の日時等の公告）	（試験の日時等の公告）
第十八条　試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	**第十八条**　試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報で公告する。
（指定試験機関の名称等の変更の届出）	（指定試験機関の名称等の変更の届出）
第三十二条　（略）	**第三十二条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。
（公示）	（新設）
第四十三条の二　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。	

法第二十条第一項の規定による指定をしたとき。	一	指定試験機関の名称及び住所
	二	試験事務を行う事務所の名称及び所在地
	三	試験事務の開始の日
法第二十二条第二項の規定により指定試験機関の名称の変更の届出があつたとき。	一	変更前及び変更後の指定試験機関の名称
	二	変更する年月日
法第二十二条第二項の規定により指定試験機関の住所の変更の届出があつたとき。	一	指定試験機関の名称
	二	変更前及び変更後の住所
	三	変更する年月日

法第二十二条第二項の規定により指定試験機関の試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたとき。	一　指定試験機関の名称 二　所在地を変更する事務所の名称 三　変更前及び変更後の事務所の所在地 四　変更する年月日	
法第二十九条第一項の規定による許可をしたとき。	一　試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定試験機関の名称及び住所 二　休止し、又は廃止する試験事務に関する業務の範囲 三　試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　試験事務に関する業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	
法第三十条第一項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定試験機関の名称及び住所 二　指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　試験事務に関する業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた試験事務に関する業務の範囲及びその期間	
法第三十一条第一項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行うものとする年月日 二　行うものとする試験事務の範囲及び期間	
法第三十一条第一項の規定により厚生労働大臣が自ら行つていた試験事務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　試験事務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする試験事務の範囲	
第三十二条第二項の規定による届出があつたとき。	一　指定試験機関の名称 二　新設し、又は廃止する事務所の名称及び所在地 三　新設し、又は廃止する事務所において試験事務を開始し、又は廃止する年月日	
第三十二条第三項の規定による届出があつたとき。	一　指定試験機関の名称 二　変更前及び変更後の事務所の名称 三　変更した年月日	

（公示）

第五十一条　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつてはインターネットの利用その他の適切な方法により公示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）

（公示）

第五十一条　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（略）	（略）

法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による労働安全衛生法第四十六条第四項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　（略）　二　変更した年月日
法第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第四十七条の二の規定による労働安全衛生法第四十六条第四項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一・二　（略）　三　変更した年月日
（略）	（略）

（準用）

第五十一条の九　第三十二条、第三十三条、第三十六条、第三十八条、第四十二条、第四十三条及び第四十三条の二の規定は、指定登録機関に関して準用する。この場合において、第三十二条第一項及び第四十三条の二中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十二条第二項」と、第三十二条第一項中「法第二十二条の二第二項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）」とあるのは「法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）」と、同項第一号中「試験事務」とあるのは「、法第三十二条の二第一項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）」と、同条第二項及び第三項、第四十二条、第四十三条並びに第四十三条の二中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第三十三条中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十三条第一項」と、第三十六条中「法第二十五条第一項前段」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十五条第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第三十八条中「法第二十五条第一項後段」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十五条第一項後段」と、第四十二条及び第四十三条の二中「法第二十九条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第二十九条第一項」と、第四十三条中「法第三十一条第三項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第三十一条第三項」と、同条第二号中「書類」とあるのは「書類並びに法第七条の作業環境測定士名簿」と、第四十三条の二中「法第二十条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第一項」と、「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第三十条第一項」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「法第三十二条の二第四項において準用する法第三十一条第一項」と、「第三十二条第二項」とあるのは「第五十一条の九において準用する第三十二条第二項」と、「第三十二条第三項」とあるのは「第五十一条の九において準用する第三十二条第三項」と読み替えるものとする。

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第十六条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（局所排気装置等の稼働）	（局所排気装置等の稼働）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2　事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。	2　事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。
3　（略）	3　（略）

（湿式型の衝撃式削岩機の給水）

第十五条　（略）

２　事業者は、前項の特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該特定粉じん作業に従事する間（労働者が当該特定粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならない。

（湿潤な状態に保つための設備による湿潤化）

第十六条　（略）

２　事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の設備により、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならない。

（休憩設備）

第二十三条　（略）

２　（略）

３　粉じん作業に従事した作業従事者は、第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。

（発破終了後の措置）

第二十四条の二　事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行つたときは、作業従事者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所に近寄ることについて、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

（評価の結果に基づく措置）

第二十六条の三　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の場所において作業従事者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令の一部改正）

第十七条　労働安全衛生法に基づく製造時等検査及び型式検定の手数料の加算額の計算に関する省令（昭和五十八年労働省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（旅行日数） **第二条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十八条第一項の特定機械等をいう。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略）	（旅行日数） **第二条**　検査を実施する日数は次の表の上欄に掲げる特定機械等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第一項の特定機械等をいう。）の種類ごとに同表の下欄に掲げる日数として検査旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数に相当する数を計算する。 （表略） ２　（略）

（港湾労働法施行規則の一部改正）

第十八条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第四面）を次のように改める。

様式第1号（第3条第2項関係）（第4面）

7　資格一覧表

資格番号	資格名	資格概要
1	揚貨装置運転士免許	・　労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第4に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者
2	クレーン・デリック運転士免許	・　安衛則別表第4に規定するクレーン・デリック運転士免許を受けた者
3	床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	・　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）別表第18第26号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許	・　安衛則別表第4に規定する移動式クレーン運転士免許を受けた者
5	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第27号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
6	フォークリフト運転技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第29号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者
7	フォークリフトの訓練を受けた者	・　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
8	上記（6番、7番）以外にフォークリフトの運転ができる者	・　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第113号）第2号イからホまでに掲げる者
9	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者	・　安衛則別表第6に規定する車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者
10	建設機械施工管理技術検定に合格した者	・　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第3号に規定する者を除く。）
11	建設機械運転科の訓練を修了した者	・　能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
12	上記（10番、11番）以外に建設機械の運転の業務ができる者	・　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第4号イからへまでに掲げる者
13	ショベルローダー等運転技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第30号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者
14	ショベルローダー又はフォークローダーの訓練を受けた者	・　能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けた者
15	上記（13番、14番）以外にショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務ができる者	・　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第8号イからへまでに掲げる者
16	不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第31号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者
17	上記（16番）以外に不整地運搬車の運転の業務ができる者	・　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第10号イ及びロに掲げる者
18	高所作業車運転技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第32号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者
19	玉掛け技能講習を修了した者	・　安衛法別表第18第34号に規定する玉掛け技能講習を修了した者
20	玉掛け科の訓練を修了した者	・　能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）を修了した者
21	上記（19番、20番）以外に玉掛けの業務ができる者	・　労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第11号イからワまでに掲げる者

（日本産業規格A列4）

（石綿障害予防規則の一部改正）

第十九条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置）	（石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
2　特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者である作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）に係る作業従事者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。	2　特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　法第三十四条の建築物貸与者は、貸与する建築物のうち、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業を行う者に専ら使用させる部分以外の部分の廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。	5　法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。
（立入禁止措置）	（立入禁止措置）
第十五条　事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、当該作業場において作業に従事する作業従事者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。	**第十五条**　事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、当該作業場において作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
（局所排気装置等の稼働）	（局所排気装置等の稼働）
第十七条　（略）	**第十七条**　（略）
2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に係る作業従事者が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。	2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（休憩室）	（休憩室）
第二十八条　（略）	**第二十八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の作業に従事した作業従事者は、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。	3　第一項の作業に従事した者は、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。

（喫煙等の禁止）

第三十三条　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場における作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

２　前項の作業場において作業従事者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（評価の結果に基づく措置）

第三十八条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、第一項の場所において作業従事者（労働者を除く。第四十六条第二項及び第四項において同じ。）に対し、第一項の場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（保護具等の管理）

第四十六条　（略）

２　事業者は、第十条第三項、第十四条第二項及び第四項、第三十八条第四項並びに第四十八条第六号に規定する作業の一部を請け負わせた請負人に係る作業従事者がこれらの規定に規定する保護具等を使用したときは、当該請負人に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該保護具等を使用した作業従事者に対し他の衣服等から隔離して保管する場所を提供する等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

３　（略）

４　事業者は、第二項の作業従事者が保護具等を使用したときは、同項の請負人に対し、当該保護等であって、廃棄のため容器等に梱包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならない。

（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第二十条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（除染等業務従事者の被ばく限度）	（除染等業務従事者の被ばく限度）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び除染等業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。）の受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。	３　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び除染等業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。）の受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

第四条　（略）

2　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する作業従事者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき前項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

第五条　（略）

2～8　（略）

9　事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ行われるものを除く。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する作業従事者が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を第四項から第六項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

10　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する作業従事者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を、第二項各号、第三項及び第七項に定めるところにより行う必要がある旨を周知させなければならない。

11　（略）

（診察等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、除染等業務に従事する作業従事者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（退出者の汚染検査）

第十四条　（略）

2・3　（略）

4　第一項の作業場において除染等作業に従事する作業従事者（労働者を除く。）は、当該作業場から退去するときは、同項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

5　（略）

（持出し物品の汚染検査）

第十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の作業場において除染等作業に従事する作業従事者（労働者を除く。）は、当該作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

4　（略）

第四条　（略）

2　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき前項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

第五条　（略）

2～8　（略）

9　事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務にあっては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ行われるものを除く。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を第四項から第六項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

10　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を、第二項各号、第三項及び第七項に定めるところにより行う必要がある旨を周知させなければならない。

11　（略）

（診察等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（退出者の汚染検査）

第十四条　（略）

2・3　（略）

4　第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から退去するときは、同項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

5　（略）

（持出し物品の汚染検査）

第十五条　（略）

2　（略）

3　第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

4　（略）

（喫煙等の禁止）

第十八条　事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における除染等業務に従事する作業従事者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を明示することその他の方法により禁止するとともに、明示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を、あらかじめ、当該者に明示しなければならない。

２　前項の作業場において除染等業務に従事する作業従事者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（特定線量下業務従事者の被ばく限度）

第二十五条の二　（略）

２　（略）

３　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する作業従事者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び特定線量下業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。）が受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

第二十五条の三　（略）

２　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する作業従事者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

第二十五条の四　（略）

２～４　（略）

５　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する作業従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を、第二項及び第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

６　（略）

（診察等）

第二十五条の七　（略）

２　（略）

３　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する作業従事者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十一条　有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表改正後欄の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の四十四の二十二中「変更しようとするとき」を「変更したとき」に、「変更しようとする日の二週間前まで」を「変更の日から二週間以内」に改め、同欄の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の四十四の三十二中「変更する」を「変更した」に改める。

（喫煙等の禁止）

第十八条　事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における除染等業務に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を明示することその他の方法により禁止するとともに、明示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を、あらかじめ、当該者に明示しなければならない。

２　前項の作業場において除染等業務に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

（特定線量下業務従事者の被ばく限度）

第二十五条の二　（略）

２　（略）

３　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び特定線量下業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条第二項に規定する女性を除く。）が受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

第二十五条の三　（略）

２　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

第二十五条の四　（略）

２～４　（略）

５　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を、第二項及び第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

６　（略）

（診察等）

第二十五条の七　（略）

２　（略）

３　事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

様式第１号の５（第１条の２の２の５、第１条の２の６、第１条の２の 44 の７、第１条の２の 44 の 22、第１条の５の２、第５条の２、第 14 条の２、第 19 条の６の２、第 19 条の 24 の２の６、第 19 条の 24 の７、第 19 条の 24 の 22、第 19 条の 24 の 37、第 22 条の２、第 25 条の９、第 58 条関係）

登録〔　　〕機関登録事項変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
届出者の住所		電話（　　）
変更事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		
変更の理由		

年　月　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」、「設計審査等」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

２　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

３　法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。

４　この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

第五条中様式第一号の五から様式第四号までの改正規定を次のように改める。
様式第一号の五を次のように改める。

様式第２号（第１条の２の２の６、第１条の２の７、第１条の２の44の８、第１条の２の44の23、第１条の６、第６条、第15条、第19条の７、第19条の24の２の７、第19条の24の８、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

様式第二号を次のように改める。

業務規程届出書

登　　録　　番　　号	
届出者の氏名又は名称	
届　　出　　者　　の　　住　　所	電話（　　）
業務開始予定年月日	

年　　月　　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第１条の２の２の６、第１条の２の７、第１条の２の 44 の８、第１条の２の 44 の 23、第１条の６、第６条、第 15 条、第 19 条の７、第 19 条の 24 の２の７、第 19 条の 24 の８、第 19 条の 24 の 23、第 19 条の 24 の 38、第 23 条、第 25 条の 10、第 59 条関係）

業務規程変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称		
届出者の住所		電話（　　）
変更事項	変更前	
	変更後	
変更しようとする年月日		
変更の理由		

年　月　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

２　この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第四号を次のように改める。

様式第４号（第１条の２の２の７、第１条の２の８、第１条の２の44の９、第１条の２の44の24、第１条の７、第７条、第16条、第19条の８、第19条の24の２の８、第19条の24の９、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の２、第25条の11、第60条関係）

（　　）業務休廃止届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
3	届出者の住所	電話　（　）
4	（休止・廃止）しようとする業務の範囲	
5	（休止・廃止）年月日	
6	休止の期間	
7	（休止・廃止）の理由	

年　月　日

届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長　殿

備考

１　表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」、「設計審査等」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。

２　この届出書は、登録適合性証明機関、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

３　４、５及び７の欄中（　）内は、該当しない文字を抹消すること。

（労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十二条　労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の労働安全衛生規則第九十八条の二第一項中「（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（指針の公示に関する準備行為）

第二条　厚生労働大臣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項に基づき、施行日前において、改正法による改正後の労働安全衛生法第五十七条の二第八項の規定の例により、代替化学名等の通知の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、又は労働安全衛生法第六十二条の二第二項の規定の例により、事業者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を、それぞれ定め、公表する場合は、第二条による改正後の労働安全衛生規則第三十四条の二の十二又は第四十二条の二において準用する第二十四条の規定を適用するものとする。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四号

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十五条の規定に基づき、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の申請） **第九条**　（略） 2～5　（略） 6　第二項の申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項、第十四条第四項及び第十七条第四項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。 （立替払賃金の請求） **第十七条**　（略） 2　前項の請求書には、同項第四号に掲げる事項を証明する裁判所等の証明書若しくは第十五条の通知書又は同項第五号に掲げる事項を証明する同条の通知書を添付しなければならない。ただし、独立行政法人労働者健康安全機構が立替払賃金の支給に関する処分を行う上で必要がないと認める場合には、この限りでない。 3　第一項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の請求書を提出する場合には、当該請求書における請求者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該請求者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。 4　第一項の請求書について、社会保険労務士等が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該請求書の提出に関する手続を請求者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明しなければならない。 5　（略）	（認定の申請） **第九条**　（略） 2～5　（略） 6　第二項の申請書について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この項及び第十四条第四項において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。 （立替払賃金の請求） **第十七条**　（略） 2　前項の請求書には、同項第四号に掲げる事項を証明する裁判所等の証明書若しくは第十五条の通知書又は同項第五号に掲げる事項を証明する同条の通知書を添付しなければならない。 （新設） 3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第一号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

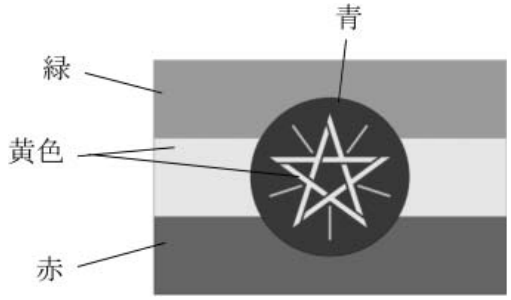
令和八年一月二十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小野田紀美

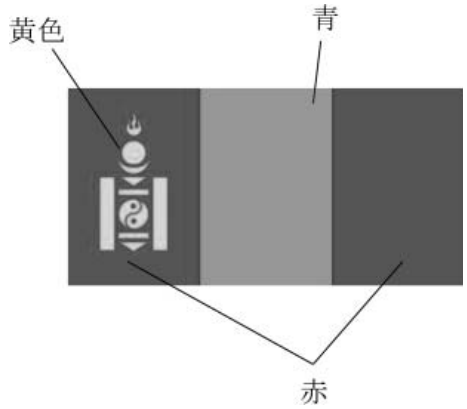
不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

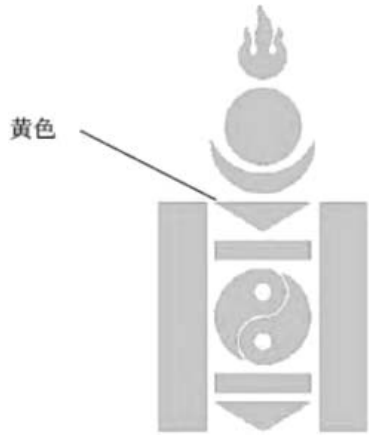
別表第一中エストニアの項の次に次のように加える。

エチオピア連邦民主共和国	

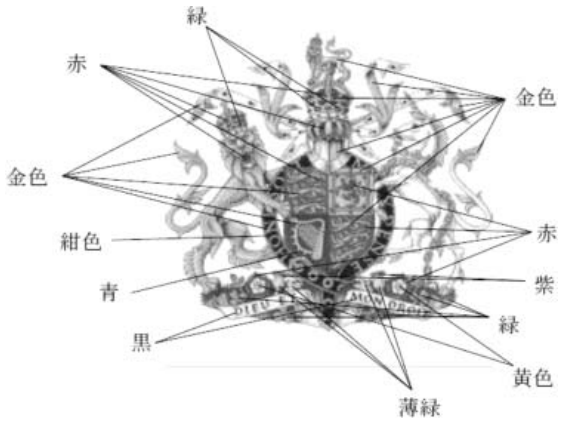
別表第一中モンゴルの項を次のように改める。

モンゴル	

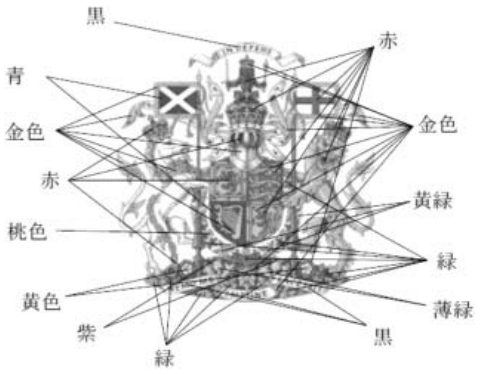
別表第二中モナコの項の次に次のように加える。

モンゴル	一　記章 
	二　記章 

別表第二中英国の項に次のように加える。

六十　記章 	六十一　記章 

六十二　記章



六十三　記章



六十四　記章



六十五　記章



六十六　記章

黒



六十七　記章

黒



六十八　記章

黒

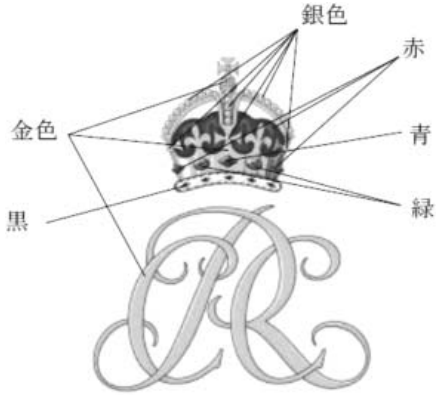


六十九　記章

黒



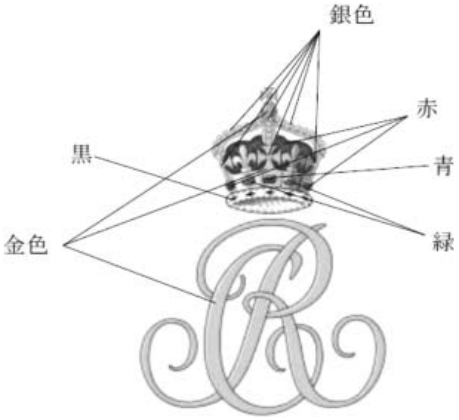
七十　記章



七十一　記章



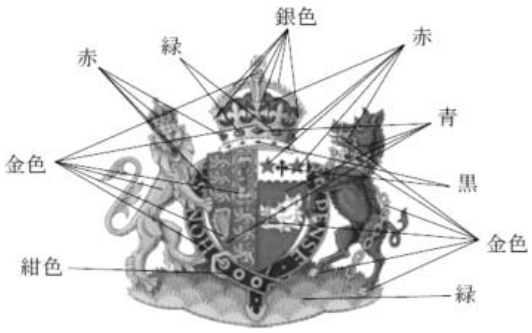
七十二　記章



七十三　記章



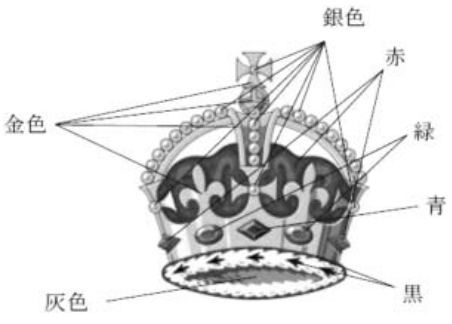
七十四　記章



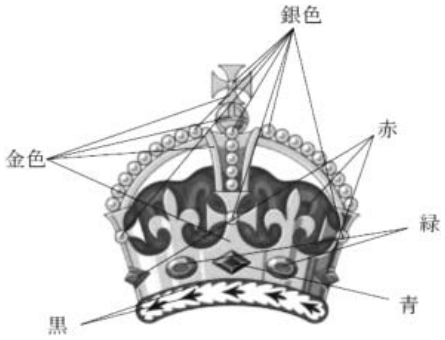
七十五　記章



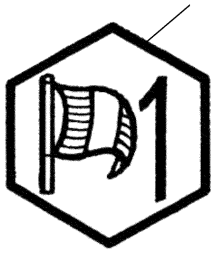
七十六　記章



七十七　記章



別表第三中イタリアの項を次のように改める。

イタリア	一	黒 	銀製品。
	二	黒 	銀製品。
	三	黒 	金製品。

七十八	記章	黒 
七十九	記章	黒 
八十	記章	黒 

四



金製品。

五



金製品。

六



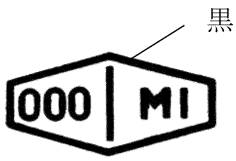
金製品。

七



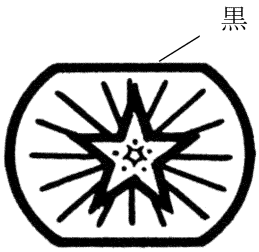
白金製品。

八



貴金属。

九



貴金属。

十



黒

白金製品。

十一



黒

白金製品。

十二



黒

白金製品。

十三



黒

白金製品。

十四



黒

白金製品。

十五



黒

白金製品。

十六



黒

白金製品。

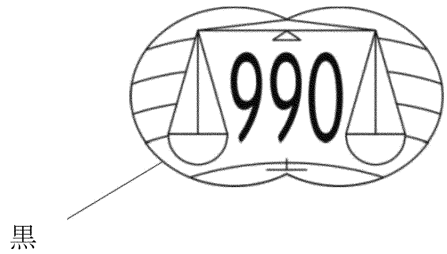
十七



黒

金製品。

十八



黒

金製品。

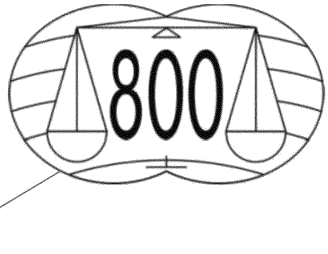
十九



黒

金製品。

二十



黒

金製品。

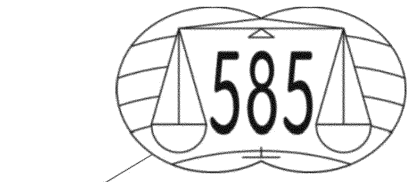
二十一



黒

金製品。

二十二



黒

金製品。

二十三



黒

金製品。

二十四



黒

金製品。

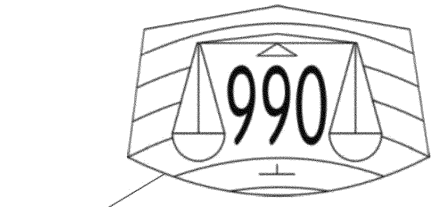
二十五



黒

パラジウム製品。

二十六



黒

パラジウム製品。

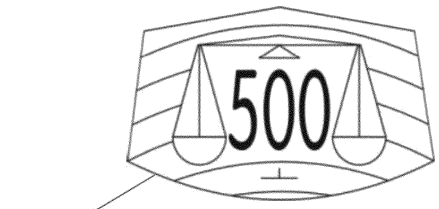
二十七



黒

パラジウム製品。

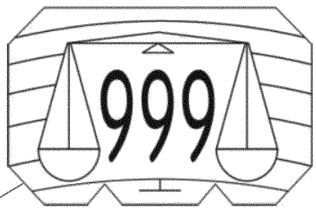
二十八



黒

パラジウム製品。

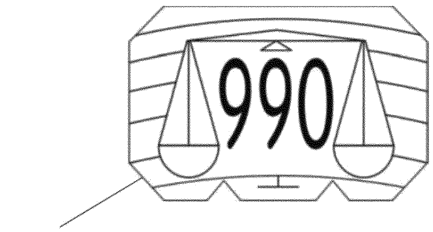
二十九



黒

銀製品。

三十



黒

銀製品。

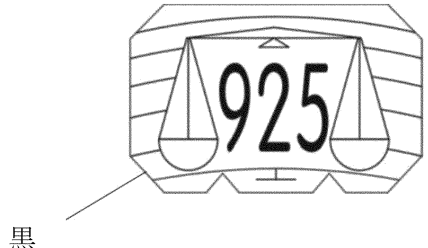
三十一



黒

銀製品。

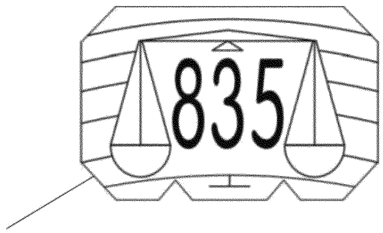
三十二



黒

銀製品。

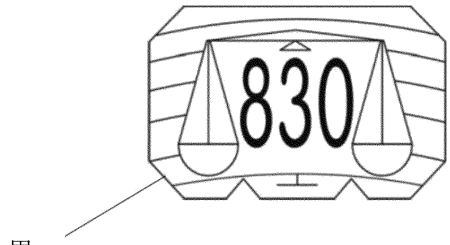
三十三



黒

銀製品。

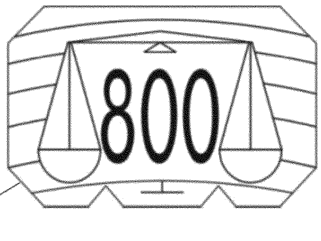
三十四



黒

銀製品。

三十五



黒

銀製品。

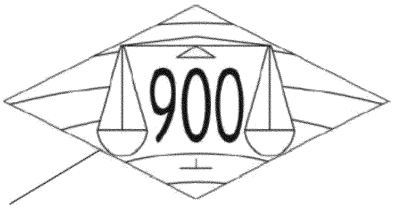
三十六



黒

白金製品。金製品。パラジウム製品。銀製品。

別表第三中セルビアの項に次のように加える。

十八	 黒	白金製品。
十九	 黒	白金製品。
二十	 黒	白金製品。
二十一	 黒	白金製品。

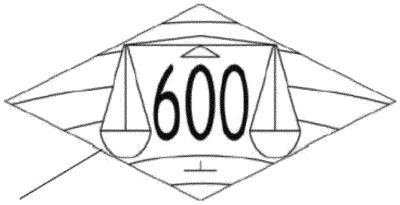
二十二



黒

白金製品。

二十三



黒

白金製品。

二十四



黒

白金製品。

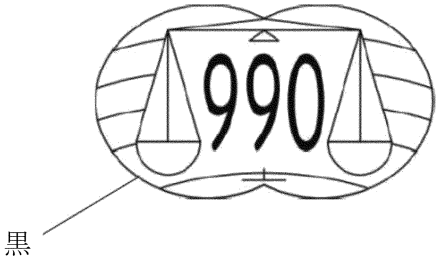
二十五



黒

金製品。

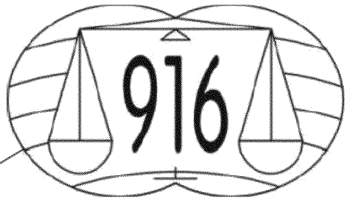
二十六



黒

金製品。

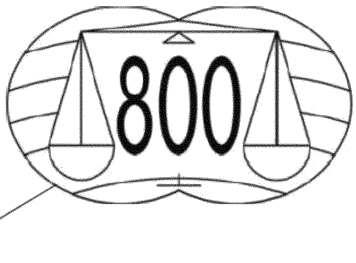
二十七



黒

金製品。

二十八



黒

金製品。

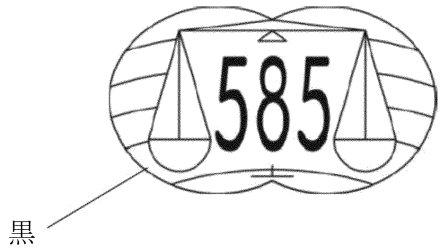
二十九



黒

金製品。

三十



黒

金製品。

三十一



黒

金製品。

三十二



黒

金製品。

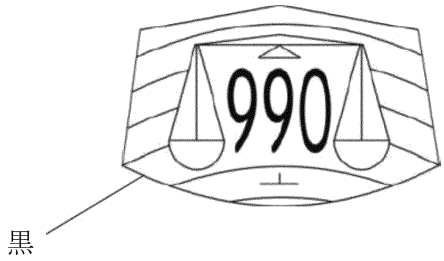
三十三



黒

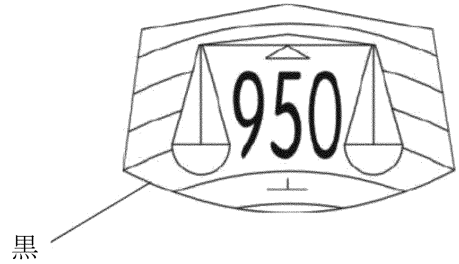
パラジウム製品。

三十四



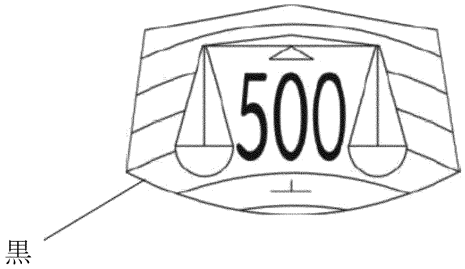
パラジウム製品。

三十五



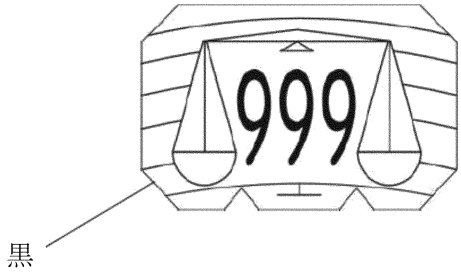
パラジウム製品。

三十六



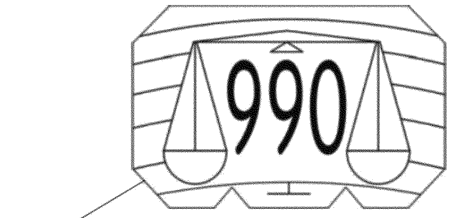
パラジウム製品。

三十七



銀製品。

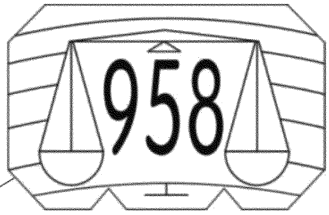
三十八



黒

銀製品。

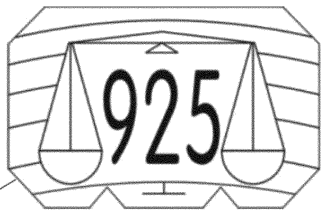
三十九



黒

銀製品。

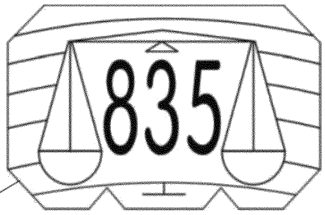
四十



黒

銀製品。

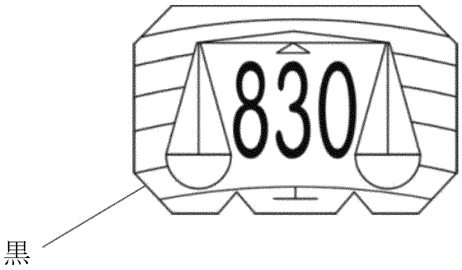
四十一



黒

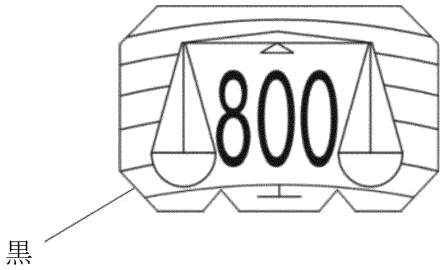
銀製品。

四十二



銀製品。

四十三



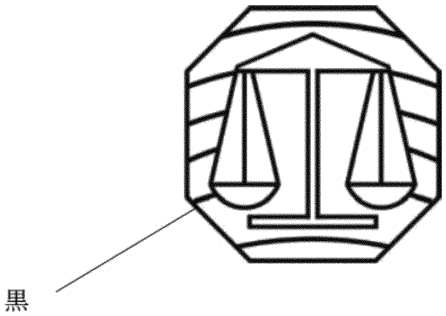
銀製品。

別表第四中欧州共同体諸機関翻訳センターの項を削る。

別表第四中国際民間航空機関の次に次のように加える。

国際民間防衛機関	一　国際民間防衛機関 二　International Civil Defence Organization 三　ICDO 四　

四十四



白金製品。金製品。銀製品。パラジウム製品。

別表第四中イスラム開発銀行の次に次のように加える。

合同核研究所	一　合同核研究所 二　JOINT INSTITUTE FOR NUCLEAR RESEARCH 三　ОБЪЕДИНЕННЫЙ ИНСТИТУТ ЯДЕРНЫХ ИССЛЕДОВАНИЙ 四　JINR 五　ОИЯИ 六

黒

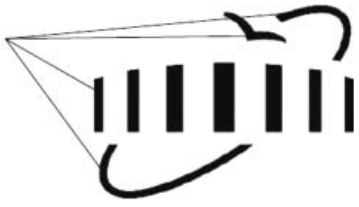


七	八

青



紺色



別表第四中欧州連合軍司令部の次に次のように加える。

欧州連合諸機関翻訳センター	一　欧州連合諸機関翻訳センター
	二　TRANSLATION CENTRE FOR THE BODIES OF THE EUROPEAN UNION
	三　OVERSÆTTELSESCENTRET FOR DEN EUROPÆISKE UNIONS ORGANER
	四　ÜBERSETZUNGSZENTRUM FÜR DIE EINRICHTUNGEN DER EUROPÄISCHEN UNION
	五　黒 Μεταφραστικό Κέντρο των Οργάνων της Ευρωπαϊκής Ένωσης
	六　CENTRE DE TRADUCTION DES ORGANES DE L'UNION EUROPÉENNE
	七　CENTRO DE TRADUCCIÓN DE LOS ÓRGANOS DE LA UNIÓN EUROPEA
	八　EUROOPAN UNIONIN ELINTEN KÄÄNNÖSKESKUS
	九　CENTRO DI TRADUZIONE DEGLI ORGANISMI DELL'UNIONE EUROPEA
	十　黒 Iċ-Ċentru ta' Traduzzjoni għall-Korpi ta' l-Unjoni Ewropea

十一　VERTAALBUREAU VOOR DE ORGANEN VAN DE EUROPESE UNIE

十二　CENTRO DE TRADUÇÃO DOS ORGANISMOS DA UNIÃO EUROPEIA

十三　ÖVERSÄTTNINGSCENTRUM FÖR EUROPEISKA UNIONENS ORGAN

十四　黒

Eiropas Savienības orgānu Tulkošanas Centrs

十五　黒

Europos Sąjungos organų Vertimų Centras

十六　黒

Centrum Tłumaczeń organów Unii Europejskiej

十七

黒

Překladatelské centrum orgánů Evropské unie

十八 PREKLADATEĽSKÉ CENTRUM ORGÁNOV EURÓPSKEJ ÚNIE

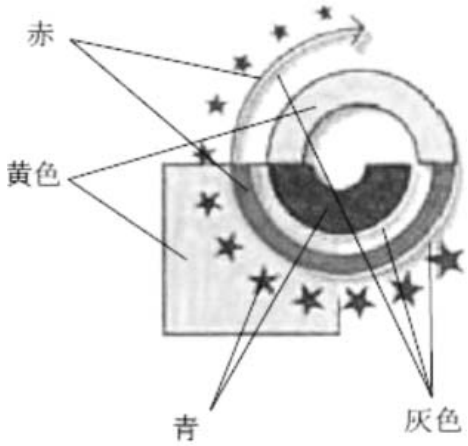
十九 CENTER ZA PREVAJANJE ORGANOV EVROPSKE UNIJE

二十 AZ EURÓPAI UNIÓ SZERVEINEK FORDÍTÓKÖZPONTJA

二十一 EUROOPA LIIDU ORGANITE TÕLKEKESKUS

二十二 CDT

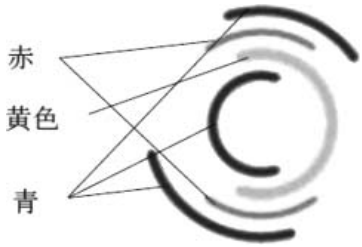
二十三



二十四



二十五



二十六　Център за преводи за органите на Европейския съюз

二十七　Ionad Aistriúcháin Chomhlachtaí an Aontais Eorpaigh

二十八　Prevoditeljski centar za tijela Europske unije

二十九　Centrul de Traduceri pentru Organismele Uniunii Europene

附　則

この省令は、令和八年二月二十日から施行する。

法規的告示

○海上保安庁告示第二号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月二十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 62　なにわ （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 62　いしがき （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 53　きびかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 53　きびかぜ CL 54　なちかぜ （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 48　しおかぜ CL 49　あわかぜ （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 16　いけかぜ CL 17　なちかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 16　いけかぜ （略）

附　則

この告示は、令和八年一月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　令和八年一月二十二日

二　第三条の規定　令和八年二月一日

三　第四条の規定　令和八年二月五日

その他告示

○厚生労働省告示第十一号

事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針（平成二十八年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正し、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から適用する。

令和八年一月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第２　事業譲渡に当たって留意すべき事項等 １・２　（略） ３　企業価値担保権に関する事項 (1)　管財人が行うべき事項等 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「事業性融資推進法」という。）第百九条第一項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）は、その職務を行うに当たっては、事業性融資推進法第百二十二条の規定に基づき、労働組合等に対し、債務者の使用人その他の従業者（以下この３において「労働者」という。）の権利の行使に必要な情報を提供するよう努めるとともに、次の事項を踏まえて対応することが適当と考えられるものであること。 イ　管財人に関する基本的な考え方 管財人は、企業価値担保権の実行手続開始の決定と同時に、裁判所によって選任され、裁判所が監督するものであること。 また、管財人は、企業価値担保権者のみならず労働者も含めた利害関係人に対して、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならず、買受人の選定が労働者の保護の見地から不適当であり、その注意を怠ったときは、労働者、労働組合等を含む利害関係人は裁判所に管財人の解任を請求できることとなることや、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負うこと。	第２　事業譲渡に当たって留意すべき事項 １・２　（略） （新設）

さらに、企業価値担保権の実行手続における管財人は、労働組合法上の使用者の地位を承継すると解され、労働組合から、その権限に関する事項に係る団体交渉の申入れがあった場合には、当該労働組合と誠意をもって交渉に当たらなければならないものとされていること。

ロ　企業価値担保権の実行に関する事項

個々の労働者に対して、労働者の団体交渉その他の権利の行使に必要な情報を提供すること。管財人が、労働組合等及び個々の労働者に対して情報提供を行うに当たっては、１の⑵のイに規定する事項に加えて、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）第２の４に規定する事項を参考にすること。

ハ　企業価値担保権の担保目的財産の換価としての事業譲渡に関する事項等

企業価値担保権の実行における事業譲渡を行うに当たり、１の⑵及び２の⑴に規定する労働者、労働組合等との協議等を行うこと。

なお、この３の情報提供等は、企業価値担保権の実行手続開始決定後、必要に応じて適宜行われること。

事業性融資推進法第百五十七条第一項の規定による営業又は事業の譲渡については、事業を解体せず雇用を維持しつつ承継することが原則であること。譲受会社等の選定及び担保目的財産の換価に際しては、裁判所の許可を受ける必要があり、管財人には、事業譲渡の金額の多寡のみを問題にするのではなく、雇用の維持や取引関係の維持、その他多様な事情を考慮して最も適切な承継先を選定することが求められること。

⑵　会社が行うことが望ましい事項

会社（会社法第二条第一号に規定する会社をいう。以下この⑵において同じ。）は、企業価値担保権を設定する場合においては、会社が置かれている環境や経営課題等について、会社の状況に応じて労働者と意見交換を行い、労働者、労働組合等の意見も踏まえながら、労働組合等に対する情報提供等の促進に向けて取り組むこと。

⑶　企業価値担保権者や特定被担保債権者に関する基本的な考え方

企業価値担保権者や事業性融資推進法第六条第六項に規定する特定被担保債権者が、「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合や、団体交渉の申入れの時点から「近接した時期」に譲渡会社等の労働組合の「組合員らを引き続き雇用する可能性が現実的かつ具体的に存する」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることに、留意が必要であること。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月27日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	EX4 Robusto	127㎜　１本	ブラジル	3,400円
葉巻たばこ	Apyna Robusto	127㎜　１本	ブラジル	3,700円
葉巻たばこ	Ubazito	114㎜　１本	ブラジル	1,200円
葉巻たばこ	Juan Lopez Lancero Adriatico ER2023AD	192㎜　１本	キューバ	20,000円
葉巻たばこ	San Luis Rey Adamastor ER2023PT	192㎜　１本	キューバ	20,000円
葉巻たばこ	Por Larrañaga Leones ER2021ES	155㎜　１本	キューバ	16,000円
葉巻たばこ	Juan Lopez Cincuenta y Cuatro ER2023ES	120㎜　１本	キューバ	19,800円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月２日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・イチゴキャンディー	30.0ｇ　パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・メロンメンソール	30.0ｇ　パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	ブラックスパイダーシャグ・オレンジピールメンソール	30.0ｇ　パウチ	ラオス	830円
パイプたばこ	TP―77　オメガメンソール	150.0ｇ　缶	ラオス	3,990円
パイプたばこ	4th　ジェネレーション　リミテッドエディション	100.0ｇ　缶	ドイツ	6,000円
紙巻たばこ	アーク・ローヤル・キャラメルマキアート	ＦＫ84㎜　20本ボックス	ウルグアイ	550円
紙巻たばこ	ラ・リパブリカーナ・ブラック	ＦＫ84㎜　20本ボックス	ウルグアイ	600円
紙巻たばこ	ラ・リパブリカーナ・イエロー	ＦＫ84㎜　20本ボックス	ウルグアイ	600円
葉巻たばこ	フロール・デ・コパン　1795　リミテッドエディション	157㎜　１本	ホンジュラス	1,800円
パイプたばこ	ADALYA BAGDADI	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA ORANGE MINT	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA GRAPE MINT	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA BLUE MELON	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA ENGLISH LORD	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA STRAWBERRY SPLASH	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA HAWAII	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA GRAPE	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA HAVANA	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA JAMAICAN VIBES	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA ICE LIME ON THE ROCKS	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA SKY FALL	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA BLUEBERRY'S	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	ADALYA JK 777	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	SERBETLI BLUE CURACAO	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	SERBETLI LIME SPICE PEACH	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	SERBETLI ICE GREEN APPLE	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円

パイプたばこ	SERBETLI ICE LEMON MINT	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	SERBETLI LIME LYCHEE BLUEBERRY	50.0ｇ　箱	トルコ	2,000円
パイプたばこ	SERBETLI PISTACHIO ICE CREAM	250.0ｇ　缶	トルコ	9,500円
パイプたばこ	SERBETLI GRAPE	250.0ｇ　缶	トルコ	9,500円
パイプたばこ	SERBETLI BUBBLE FRUIT	250.0ｇ　缶	トルコ	9,500円
パイプたばこ	SERBETLI GREEN MIX	250.0ｇ　缶	トルコ	9,500円
パイプたばこ	SERBETLI MARBELLA	250.0ｇ　缶	トルコ	9,500円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月３日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	センティア・パープル・カプセル	Ｆ45 20スティック ハードパック 5.7ｇ	ルーマニア ギリシャ 大韓民国	530円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月５日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	BLTC Royalty Corona	139.7㎜　１本	ニカラグア	2,000円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Corona Box	139.7㎜　24本	ニカラグア	48,000円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Robusto Box	127㎜　20本	ニカラグア	50,000円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Robusto Real	127㎜　１本	ニカラグア	2,400円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Robusto Real Box	127㎜　20本	ニカラグア	48,000円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	52,000円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Grand Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	2,900円
葉巻たばこ	BLTC Royalty Grand Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	58,000円
葉巻たばこ	BLTC Porcelain Corona Gorda	139.7㎜　１本	ニカラグア	2,300円
葉巻たばこ	BLTC Porcelain Corona Gorda Box	139.7㎜　20本	ニカラグア	46,000円
葉巻たばこ	BLTC Porcelain Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	2,300円
葉巻たばこ	BLTC Porcelain Robusto Box	127㎜　20本	ニカラグア	46,000円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Robusto Box	127㎜　20本	ニカラグア	50,000円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Robusto Real	127㎜　１本	ニカラグア	2,400円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Robusto Real Box	127㎜　20本	ニカラグア	48,000円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	52,000円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Grand Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	2,900円
葉巻たばこ	BLTC Salvation Grand Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	58,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Robusto Box	127㎜　20本	ニカラグア	52,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Robusto Real	127㎜　１本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Robusto Real Box	127㎜　20本	ニカラグア	50,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	2,700円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	54,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Grand Toro	152.4㎜　１本	ニカラグア	3,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Grand Toro Box	152.4㎜　20本	ニカラグア	60,000円
葉巻たばこ	BLTC Lawless Churchill	177.8㎜　１本	ニカラグア	2,600円

葉巻たばこ	BLTC Lawless Churchill Box	177.8㎜	20本	ニカラグア	52,000円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Robusto	127㎜	１本	ニカラグア	2,700円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Robusto Box	127㎜	20本	ニカラグア	54,000円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Robusto Real	127㎜	１本	ニカラグア	2,600円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Robusto Real Box	127㎜	20本	ニカラグア	52,000円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Petite Lancero	165.1㎜	１本	ニカラグア	2,400円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Petite Lancero Box	165.1㎜	20本	ニカラグア	48,000円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Toro	152.4㎜	１本	ニカラグア	2,800円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Toro Box	152.4㎜	20本	ニカラグア	56,000円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Grand Toro	152.4㎜	１本	ニカラグア	3,100円
葉巻たばこ	BLTC Last Rites Grand Toro Box	152.4㎜	20本	ニカラグア	62,000円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Corona Gorda	139.7㎜	１本	ニカラグア	2,300円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Corona Gorda Box	139.7㎜	20本	ニカラグア	46,000円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Short Robusto	120.65㎜	１本	ニカラグア	2,400円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Short Robusto Box	120.65㎜	20本	ニカラグア	48,000円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Petite Lancero	165.1㎜	１本	ニカラグア	2,300円
葉巻たばこ	BLTC Santa Muerte Petite Lancero Box	165.1㎜	20本	ニカラグア	46,000円
葉巻たばこ	BLTC Coffin Nails	127㎜	１本	ニカラグア	1,600円
葉巻たばこ	BLTC Coffin Nails Box	127㎜	10本	ニカラグア	16,000円
葉巻たばこ	BLTC Coffin Nails 5Box	127㎜	50本	ニカラグア	80,000円
葉巻たばこ	コイーバ・ビストソス　TR 2024	145㎜	１本	キューバ	66,000円
葉巻たばこ	H.アップマン・マグナム フィニート　LE 2024	130㎜	１本	キューバ	16,500円
葉巻たばこ	スウィッシャースイート・フォイルパウチ　グリーン	109㎜	２本	ドミニカ共和国	290円
葉巻たばこ	スウィッシャースイート・フォイルパウチ　ハニーバナナ	109㎜	２本	ドミニカ共和国	290円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月15日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
かぎたばこ	ベロ・スムース・ペパーミント・ミディアム	15個　缶	パキスタン	360円
かぎたばこ	ベロ・ブリージー・マンゴー・インテンス	15個　缶	パキスタン	360円
加熱式たばこ	ヴァルト・ブライト・チェリー・クリック	フィルター付　20本　ハードパック　5.3ｇ	インドネシア	580円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月16日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
葉巻たばこ	EIROA 20 YEARS CORONA PRENSADO	152㎜　１本	ホンジュラス	4,000円
葉巻たばこ	EIROA 20 YEARS ROBUSTO PRENSADO	127㎜　１本	ホンジュラス	4,200円
葉巻たばこ	EIROA CLASSIC CORONA PRENSADO	102㎜　１本	ホンジュラス	3,400円
葉巻たばこ	EIROA CLASSIC ROBUSTO	127㎜　１本	ホンジュラス	3,800円
葉巻たばこ	EIROA CBT MADURO CORONA PRENSADO	102㎜　１本	ホンジュラス	3,400円
葉巻たばこ	EIROA CBT MADURO ROBUSTO	127㎜　１本	ホンジュラス	3,800円
葉巻たばこ	CLE COROJO CORONA	146㎜　１本	ホンジュラス	2,600円
葉巻たばこ	CLE COROJO ROBUSTO	127㎜　１本	ホンジュラス	2,800円
葉巻たばこ	Ginza Sapphire Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	3,800円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月23日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	エボ・グリーン・ミント・プルーム用	4.4ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・カカオ・ミント・クリスタル・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・トロピカル・ライム・クリスタル・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・サクラ・レギュラー・プルーム用	4.4ｇ　20本	日本	550円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年12月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年１月20日

財務大臣臨時代理
国務大臣　上野賢一郎

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	テリア・ブロッサム・パール	Ｆ45 20スティック ハードパック 5.7ｇ	ルーマニア ギリシャ 大韓民国	580円

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生計画認可

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和７年11月20日

警察共済組合理事長　髙綱　直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
（短期給付） 第20条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次項、次条及び第23条において同じ。）及びその遺族に対し、法第53条に規定する短期給付を行う。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）第11条第１項に規定する私立大学等派遣警察庁所属職員等である組合員、令和３年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成27年政令第256号）第４条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成27年政令第258号）第３条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等で、令和７年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第３号）第４条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員及び令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和４年政令226号）第５条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員に対しては、法第53条第１項第10号の４に規定する短期給付のみを行う。 ２　後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員（以下「後期高齢者等組合員」という。）に対しては、前項の規定にかかわらず、法第53条第１項第10号の２から第10号の５までに規定する短期給付のみを行う。	（短期給付） 第20条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次項、次条及び第23条において同じ。）及びその遺族に対し、法第53条に規定する短期給付を行う。ただし、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）第11条第１項に規定する私立大学等派遣警察庁所属職員等である組合員、令和３年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成27年政令第256号）第４条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成27年政令第258号）第３条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等で、令和７年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第３号）第４条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員及び令和９年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和４年政令226号）第５条第１項に規定する派遣警察庁所属職員等である組合員に対しては、法第53条第１項第10号の３に規定する短期給付のみを行う。 ２　後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員（以下「後期高齢者等組合員」という。）に対しては、前項の規定にかかわらず、法第53条第１項第10号の２及び第10号の３に規定する短期給付のみを行う。

附　則

この変更は、令和７年11月20日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

北海道帯広市南の森西八丁目七番一三号

株式会社街ＮＡＭＩ

代表清算人　波岡　和昭

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

北海道札幌市中央区北五条西二十九丁目二番一―二一一号

日本船舶貿易株式会社

代表清算人　渋田　聡子

解散公告

当社は、令和七年十二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

北海道目梨郡羅臼町知昭町二三番地一

株式会社知床祐宝

代表清算人　嶋　祐輔

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

札幌市東区伏古八条二丁目九番八号

ヤマサからかね青果株式会社

代表清算人　唐金　直代

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

札幌市白石区平和通十五丁目北一番地二

ミカミ商事株式会社

代表清算人　山嵜　寛一

解散公告

当組合は、令和七年十二月十六日開催の臨時総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

青森県青森市新町一丁目九番九号

青森県ほたて貝廃棄物処理協同組合

代表清算人　長谷川雅俊

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

岩手県花巻市石鳥谷町八幡第一地割一三番地一五

有限会社牧野鈑金

清算人　牧野　榮

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

仙台市青葉区東勝山一丁目一四番一号

有限会社アテンション

清算人　小比類巻伸夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

岩手県一関市萩荘字小萩二一番地一

株式会社アシストス

代表清算人　佐藤　初雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

秋田県横手市雄物川町沼館字沼館五五番地一

富田工業株式会社

代表清算人　冨田ゆう子

解散公告

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目五三九番地三

東岑株式会社

代表清算人　李　旭東

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

埼玉県熊谷市万吉一七〇〇番地

特定非営利活動法人ベアリスランニングクラブ

清算人　山下　義晴

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

埼玉県上尾市栄町六番二二号

株式会社ＪＳＴ

代表清算人　志水　信次

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

千葉市中央区神明町二二番地七

合同会社カイホワーク

清算人　海保　泰夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

千葉県船橋市三咲三丁目九番二三号

株式会社ＧＡＲＤＥＮ

代表清算人　川島　論

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター

キャピタル税理士法人内

一般社団法人札幌南２条

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都渋谷区神宮前二丁目六番一四号第二

神宮前ビル四〇四号

セブンセーラーズ有限会社

清算人　小野　トヨ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

ナイテッド綜合事務所内

相模原ロジスティクス合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユ

ナイテッド綜合事務所内

相模原ロジ一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当会社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内までにお申し出のないときは、清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都中央区日本橋本町四丁目六番一一号

鈴東ビル二階　ＵｉＭａｋｅｒ株式会社

代表清算人　吉井　清敏

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

ＳＣＧ５３合同会社

清算人　長尾　誠

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｒｅｇａｌ合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法

人赤坂国際会計事務所内

Ｄｉｓｃｏｖｅｒｙ２合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都台東区鳥越一丁目一〇番二号

有限会社ホットスタッフ

清算人　臼井　満

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都足立区大谷田二丁目一四番一〇―五

〇一号

ディー・ディー・マイスター株式会社

代表清算人　岡内　幸策

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本

ビル五階

ＤＲＣツー株式会社

代表清算人　青松　英男

解散公告

当社は、令和八年一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本

ビル五階

ＤＲＣスリー株式会社

代表清算人　青松　英男

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都墨田区本所一丁目三三番九号

株式会社ｍａｃｍａｙ

代表清算人　嵯峨　学

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都渋谷区桜丘町一二番一〇号九階

株式会社アゴス・ジャパン

代表清算人　横山　匡

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パ

シフィックセンチュリープレイス丸の内一

三Ｆ

株式会社秋葉塾

代表清算人　秋葉　俊二

第13期決算公告

令和８年１月20日

秋田県潟上市天王字棒沼台272番地６

株式会社Ａ－ＷＩＮＤ　ＥＮＥＲＧＹ

代表取締役　土谷　真人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,919,347
	固定資産	10,163,166
	合計	13,082,513
負債及び純資産の部	流動負債	916,234
	固定負債	11,706,934
	株主資本	172,599
	資本金	93,000
	利益剰余金	79,599
	その他利益剰余金	79,599
	評価・換算差額等	286,744
	（うち当期純利益）	（199,493）
	合計	13,082,513

解散公告

当社は、令和七年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区赤坂九丁目六番三〇―四一八号

株式会社ＨＩＶＥ

代表清算人　キム・スヨン

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区新橋四丁目六番一〇号

有限会社高橋鳶工務店

清算人　高橋　宏和

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都府中市是政六丁目九番地の三二ポレール一〇二　ＦＲＥＥＤＯＭ株式会社

代表清算人　田中　淳弥

解散公告

当社は、令和八年一月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都渋谷区南平台町三丁目二番一号

合同会社ヘルスケアアセット・ガンマ

清算人　山本　顕三

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

なんば南ホテル合同会社

清算人　清水　庸三

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

なんば南ホテルＯｐＣｏ合同会社

清算人　清水　庸三

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー一二階

なんば南ホテル一般社団法人

代表清算人　清水　庸三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目三番三―二五〇三号

株式会社Ｍａｎｚａｎａ

代表清算人　森田　俊介

解散公告

当会社は、令和七年十二月二十五日をもって解散いたしました。

当会社に対する債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出のないときは、清算から除斥いたします。

令和八年一月二十日

横浜市神奈川区羽沢南一―三八―三

有限会社トランステック

清算人　イクタサトシ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

横浜市旭区川井本町七〇番地七

一般社団法人エコバッテリー推進協会

代表清算人　梅沢　隆之

解散公告

当社は、令和八年一月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

新潟県小千谷市大字岩沢二九〇〇番地四

株式会社タナカ鉄筋鋼業

代表清算人　田中　愼一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

石川県金沢市福増町北八〇八番地

有限会社山下鉄工所

清算人　山下　一明

解散公告

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

長野県中野市大字中野一五一三番地

特定非営利活動法人長野コアラ

清算人　丸山　安則

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

静岡県浜松市中央区曳馬四丁目三番四一号

株式会社ベスト総合保険

代表清算人　水野あつ子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

名古屋市緑区定納山一丁目一六〇二番地の五

めいこう合同会社

清算人　菅田　重彦

第41期決算公告

令和８年１月20日

東京都渋谷区南平台町三丁目８番

株式会社レノ

代表取締役　福島　啓修

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,692	流動負債	555
固定資産	41,868	株主資本	35,399
		資本金	10
		利益剰余金	56,396
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	56,394
		（うち当期純利益）	(35,389)
		自己株式	△21,007
		評価・換算差額等	7,607
		その他有価証券評価差額金	7,607
資産合計	43,560	負債・純資産合計	43,560

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

名古屋市西区花の木三丁目一二番一五号荘苑花ノ木五Ａ　日本聖印株式会社

代表清算人　日比野正之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

名古屋市千種区今池五丁目三〇番一二号　株式会社ダイアモンドグレーディングラボラトリー　代表清算人　鈴木　恵司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

愛知県津島市今市場町三丁目九〇番地　永幸商事有限会社

清算人　沖　俊次

解散公告

当社は、令和八年一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

名古屋市中区錦二丁目一七番三〇号　株式会社ハンブル

代表清算人　田中　俊次

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

滋賀県大津市清和町二〇番五号　株式会社ＣＡＮＡ

代表清算人　岡井　翼

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

京都市左京区岡崎徳成町一五番地　株式会社松尾機型

代表清算人　松尾　知英

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

京都市左京区田中関田町二七番地　一般社団法人泰平会

代表清算人　佐野　義一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪府東大阪市末広町一〇番一六号　株式会社徳運送店

代表清算人　柴野　高之

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪市西成区潮路一丁目一番三号ＴＨＥＰＥＡＫＴＥＮＧＡＣＨＡＹＡ八〇一　Ｉｎｓｗｏｏｄ株式会社

代表清算人　リャン・チュン・ファイ

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪市生野区新今里六丁目三番一〇号エクラ新今里三〇二号室　昭源商事株式会社

代表清算人　関　昭雨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪市淀川区東三国二丁目三八番一二号　美亜株式会社

代表清算人　兪　国奇

解散公告

当社は、令和七年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県明石市和坂一丁目一五番五―四一六号　株式会社成松車輌

代表清算人　松崎　達史

解散公告

当社は、令和六年九月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県西宮市堀切町八番一号　合同会社ＭＯＴＨＥＲ

清算人　末永　直之

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県尼崎市立花町二丁目九番三二号　有限会社いとう荘

代表清算人　伊藤　和夫

解散公告

当社は、令和七年二月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目二五―一四　ポート武庫之荘Ⅰ一号室

ａｍａｔｏ　Ｗ合同会社

清算人　竹村　勇来

第20期決算公告

令和８年１月20日

東京都台東区蔵前三丁目13番14号

株式会社シティインデックスファースト

代表取締役　福島　啓修

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	137	流動負債	5,096
固定資産	36,241	固定負債	13,309
		株主資本	15,228
		資本金	5
		利益剰余金	27,873
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	27,872
		（うち当期純利益）	(14,691)
		自己株式	△12,650
		評価・換算差額等	2,745
		その他有価証券評価差額金	2,745
資産合計	36,378	負債・純資産合計	36,378

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県姫路市書写一二八四番地の五

有限会社誠進住設

清算人　堀尾　猛

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県尼崎市南武庫之荘五丁目一番四号

有限会社エステートワイズ

清算人　松岡　康成

解散公告

当組合は、令和八年一月五日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

兵庫県神戸市西区神出町東一一八八番地の三六〇

Ｓロワール有限責任事業組合

清算人　かんば木材株式会社

職務執行者　神庭　博之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

奈良県桜井市大字粟殿一〇〇六番地の九

有限会社丸二商会

清算人　池内　俊介

解散公告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

鳥取市源太一四番地二　株式会社西村組

代表清算人　西村　良清

解散公告

当社は、令和八年一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

島根県松江市朝日町六六一番地

株式会社一畑友の会

代表清算人　錦織　要

解散公告

当社は、令和八年一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

島根県松江市朝日町六六一番地

株式会社一畑百貨店

代表清算人　錦織　要

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

岡山市北区岡南町一丁目三番二〇号

一般社団法人ニャン泊ビレッジ

代表清算人　**廣**畑佐知子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

鳴門市北灘町粟田字東傍示二一七番地の二

特定非営利活動法人ハーモニー人豊かな街づくり

清算人　原内日出美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

愛**媛**県新居浜市西連寺町一丁目一番九号

合同会社ＦｒｅｅＬｉｆｅ

清算人　志賀　早苗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内お申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

愛媛県西条市河原津甲一〇〇三番地二

株式会社富士**環**境

代表清算人　松木　孝子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

愛媛県松山市北斎院町一〇三〇番地七

合同会社のすけ

清算人　三好　浩之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

福岡県糟屋郡宇美町原田三―一三―三一

合同会社大島

代表清算人　大島　孝博

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

北九州市八幡西区鉄王一丁目一番一四号

藤達電気株式会社

代表清算人　藤達　佳子

第 24 期 決 算 公 告

令和８年１月20日

東京都渋谷区南平台町三丁目８番

株式会社エスグラントコーポレーション

代表取締役　池田　龍哉

貸借対照表の要旨

（令和５年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,860	流動負債	49,066
固定資産	76,349	固定負債	22,196
		株主資本	11,319
		資本金	3
		利益剰余金	11,316
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	11,315
		評価・換算差額等	1,629
		その他有価証券評価差額金	1,629
資産合計	84,208	負債・純資産合計	84,208

損益計算書の要旨

（自　令和４年12月１日　至　令和５年11月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	6
営業損失	6
営業外収益	2,208
営業外費用	143
経常利益	2,059
特別利益	2
特別損失	13
税引前当期純利益	2,048
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	2,048

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

長崎市竿浦町一〇八番地

有限会社前田産業

清算人　山口　武彦

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

長崎市浜町七番一五号　株式会社デルコ

代表清算人　新部　泰司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

宮崎県東臼杵郡門川町南町四丁目一三番地

有限会社六興

清算人　黒木　泰明

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

宮崎県宮崎市中央通一番一号ツインビル

有限会社あかり

清算人　押川三和子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

秋田県能代市花園町二七番四一号

医療法人ねもとクリニック

清算人　根本　大輔

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十二日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪市東住吉区往道矢田一丁目二五番五号

医療法人松山診療所

清算人　松山　茂樹

解散公告（第一回）

当法人は、大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪市西区九条一丁目一二番二一号

医療法人回生会

清算人　河野　実

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年十二月十二日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年一月二十日

福岡県久留米市善導寺町飯田六二〇番地二

清算法人山本豊田土地改良区

清算人代表　手島富士雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

福井県坂井市丸岡町谷町二丁目二五番地

本願寺円陵教堂

清算人　松本　隆英

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月一日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

長野県長野市安茂里小市三丁目八番二一号

宗教法人　西敬寺

清算人　佐々木晃慈

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

熊本県上益城郡益城町大字惣領一四二一番地一

医療法人社団椎崎会

清算人　椎崎　敏臣

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

熊本県山鹿市鹿本町来民字水町五六〇番地二

医療法人裕貴会

清算人　甲斐　信

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十八日茨城県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載第一回（令和八年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

茨城県取手市小浮気二六番地三

取手市姥島土地区画整理組合

代表清算人　山崎　昇一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十日

大阪府枚方市宇山町八番一

ロイヤルシャトー枚方牧野管理組合法人

清算人　藤田　奈美

第 80 期 決 算 公 告

2026 年 1 月 20 日

大阪市中央区農人橋二丁目１番36号

ピップ株式会社

代表取締役社長　松浦　由治

貸借対照表の要旨（2025年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	67,445	流動負債	55,448
固定資産	13,400	固定負債	4,817
有形固定資産	2,794	株主資本	15,937
無形固定資産	428	資本金	270
投資その他の資産	10,177	資本剰余金	3,337
		その他資本剰余金	3,337
		利益剰余金	12,329
		利益準備金	67
		その他利益剰余金	12,262
		評価・換算差額等	4,641
		その他有価証券評価差額金	4,641
資産合計	80,845	負債・純資産合計	80,845

損益計算書の要旨

（自　2024年11月１日　至　2025年10月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	221,509
売上原価	200,719
売上総利益	20,789
販売費及び一般管理費	20,266
営業利益	522
営業外収益	1,610
営業外費用	188
経常利益	1,944
特別損失	2
税引前当期純利益	1,941
法人税、住民税及び事業税	697
法人税等調整額	65
当期純利益	1,177

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百五十万円減少し、六百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

札幌市中央区南九条西八丁目二番五号

朝日保温工業株式会社

代表取締役　布施健太郎

第66期決算公告

令和８年１月20日

札幌市中央区南九条西八丁目２番５号

朝日保温工業株式会社

代表取締役　布施健太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,449
	固定資産	5,624
	合計	56,074
負債及び純資産の部	流動負債	6,472
	固定負債	27,733
	株主資本	21,868
	資本金	13,000
	利益剰余金	8,868
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	8,268
	（うち当期純利益）	(13,892)
	合計	56,074

第51期決算公告

令和８年１月20日

茨城県鉾田市上冨田556番地の２

株式会社星山運送

代表取締役　横田　　実

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,884
	固定資産	26,681
	合計	62,565
負債及び純資産の部	流動負債	102,040
	固定負債	8,700
	株主資本	△48,174
	資本金	6,500
	利益剰余金	△54,674
	利益準備金	650
	その他利益剰余金	△55,324
	（うち当期純利益）	(8,892)
	合計	62,565

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十七日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

茨城県鉾田市上冨田五五六番地の二

（甲）株式会社星山運送

代表取締役　横田　　実

茨城県鉾田市上冨田五六番地の二

（乙）有限会社絹西レンタカー

代表取締役　横田　　実

決算公告

令和８年１月20日

大分県臼杵市大字臼杵字洲崎72番地の76

大喜工業株式会社

代表取締役　佐土原　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	172,008
	固定資産	25,965
	資産合計	197,974
負債及び純資産の部	流動負債	97,521
	固定負債	55,680
	株主資本	44,772
	資本金	25,000
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	7,272
	利益準備金	760
	その他利益剰余金	6,512
	（うち当期純利益）	(15,091)
	負債・純資産合計	197,974

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十九頁（号外第二八六号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十日

東京都中央区晴海一丁目八番一二号

（甲）代表取締役　金剛産業株式会社

代表取締役　金剛

大分県臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地の七六

（乙）代表取締役　大喜工業株式会社

代表取締役　佐土原　剛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	376,617
	固定資産	884,346
	合計	1,260,963
負債及び純資産の部	流動負債	2,141,240
	固定負債	97,403
	（受注損失引当金）	(288)
	株主資本	△984,680
	資本金	435,112
	資本剰余金	1,175,112
	（資本準備金）	(1,175,112)
	利益剰余金	△2,594,904
	（その他利益剰余金）	(△2,594,904)
	新株予約権	7,000
	合計	1,260,963

㈱　当期純損失　93,938千円

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二二六一万六〇〇〇円、資本準備金の額を一二億六二六一万六〇〇〇円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十日

東京都江東区青海二丁目七番四号

デザミス株式会社

代表取締役　清家　浩二

決算公告

令和８年１月20日

東京都日野市東豊田一丁目14番21号

ビオリスメディカル株式会社

代表取締役　松本　弘一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	926,035
	固定資産	219,210
	資産合計	1,145,246
負債及び純資産の部	流動負債	518,798
	（うち賞与引当金）	(42,000)
	固定負債	118,189
	株主資本	508,257
	資本金	200,000
	利益剰余金	308,257
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	258,257
	（うち当期純損失）	(35,647)
	負債・純資産合計	1,145,246

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

東京都日野市東豊田一丁目一四番二一号

ビオリスメディカル株式会社

代表取締役　松本　弘一

第 2 期 決 算 公 告

令和８年１月20日　大阪市中央区淡路町三丁目６番３号

株式会社日本コスモトピア

代表取締役　尾上　幸裕

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	110,805	流動負債	85,439
固定資産	103,413	賞与引当金	4,500
		固定負債	66,629
		退職給付引当金	17,629
		株主資本	62,151
		資本金	10,000
		資本剰余金	13,711
		その他資本剰余金	13,711
		利益剰余金	38,439
		その他利益剰余金	38,439
		（うち当期純利益）	(5,948)
資産合計	214,219	負債・純資産合計	214,219

第 25 期 決 算 公 告

令和８年１月20日

東京都渋谷区南平台町三丁目８番

株式会社エスグラントコーポレーション

代表取締役　池田　龍哉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,636	流動負債	7,247
固定資産	40,293	固定負債	12,146
		株主資本	19,143
		資本金	3
		利益剰余金	19,140
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	19,139
		（うち当期純利益）	(15,825)
		評価・換算差額等	5,394
		その他有価証券評価差額金	5,394
資産合計	43,930	負債・純資産合計	43,930

第 29 期 決 算 公 告

令和８年１月20日
東京都新宿区新宿１―36―２
新宿第七葉山ビル３階
株式会社創造集団440Ｈｚ
代表取締役　石本　恵美

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,633
	固定資産	3,234
	資産合計	**26,867**
負債及び純資産の部	流動負債	363
	株主資本	26,504
	資本金	15,950
	利益剰余金	11,254
	その他利益剰余金	11,254
	（うち当期純損失）	(10,540)
	自己株式	△700
	負債・純資産合計	**26,867**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百九十五万円減少し百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
東京都新宿区新宿一―三六―二新宿第七葉山ビル三階
株式会社創造集団４４０Ｈｚ
代表取締役　石本　恵美

第 25 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
群馬県高崎市新後閑町８番地13号
株式会社薬理研
代表取締役社長　辻　　孝幸

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,504
	固定資産	1,181
	合計	**26,685**
負債及び純資産の部	流動負債	13,845
	固定負債	9,033
	株主資本	3,806
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,193
	その他利益剰余金	△6,193
	（うち当期純損失）	(10,846)
	合計	**26,685**

第 16 期 決 算 公 告

令和８年１月20日
横浜市中区本牧緑ケ丘43番地
株式会社石か和
代表取締役　石川　隆司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	33
	固定資産	430
	資産合計	**463**
負債及び純資産の部	流動負債	12
	固定負債	236
	株主資本	215
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	14
	その他利益剰余金	14
	（うち当期純利益）	(4)
	負債・純資産合計	**463**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百十万円減少し、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十日
横浜市中区本牧緑ケ丘四三番地
株式会社石か和
代表取締役　石川　隆司

第 23 期決算公告

令和８年１月20日
東京都品川区上大崎二丁目24番９号
アイケイビル
シック・ジャパン株式会社
代表取締役　後藤　秀夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,744,430
	固定資産	1,022,084
	資産合計	**8,766,514**
負債及び純資産の部	流動負債	3,945,417
	（賞与引当金）	(113,957)
	固定負債	1,242,234
	株主資本	3,578,863
	資本金	310,000
	利益剰余金	3,268,863
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	3,191,363
	（うち当期純利益）	(832,099)
	負債・純資産合計	**8,766,514**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千万円減少し、減少させた九千万円を、その他資本剰余金として積み立てることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

長野県松本市笹賀二九九二番地一

株式会社寺岡オートドア長野

代表取締役　小林　卓馬

第47期決算公告　令和８年１月20日

長野県松本市笹賀2992番地１

株式会社寺岡オートドア長野

代表取締役　小林　卓馬

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,286
	固定資産	160,005
	資産合計	276,292
負債及び純資産の部	流動負債	32,846
	固定負債	16,717
	株主資本	226,728
	資本金	30,000
	資本剰余金	190,000
	資本準備金	90,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	73,242
	（うち当期純利益）	(19,034)
	自己株式	△66,514
	負債・純資産合計	276,292

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百四十九万円から五百五十万円減少し、九百九十九万円とし、資本準備金の額を千五百四十九万円から五百五十万円減少し、九百九十九万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

静岡県掛川市亀の甲一丁目一五番四号

株式会社ａｎｄ　ｏｎｅ東海

代表取締役　松本実奈美

第１期決算公告

令和８年１月20日

静岡県掛川市亀の甲一丁目15番４号

株式会社ａｎｄ　ｏｎｅ東海

代表取締役　松本実奈美

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,090
	資産合計	20,090
負債及び純資産の部	負債合計	0
	株主資本	20,090
	資本金	9,990
	資本剰余金	9,990
	資本準備金	9,990
	利益剰余金	110
	その他利益剰余金	110
	（うち当期純利益）	(110)
	純資産合計	20,090
	負債・純資産合計	20,090

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少し○円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

三重県四日市市河原田町字伊倉七一二番地

株式会社マルユーホールディングス

代表取締役　榊原　淳司

第３期決算公告

令和８年１月20日

三重県四日市市河原田町字伊倉712番地

株式会社マルユーホールディングス

代表取締役　榊原　淳司

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,997
	固定資産	18,339
	資産合計	22,336
負債及び純資産の部	流動負債	749
	固定負債	20,340
	株主資本	1,247
	資本金	1,000
	利益剰余金	247
	その他利益剰余金	247
	（うち当期純利益）	(46)
	負債・純資産合計	22,336

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十日

愛知県半田市住吉町三丁目三四番地

（甲）株式会社榊原

代表取締役　榊原　卓哉

岡山県久米郡美咲町打穴下四二〇番地一

（乙）有限会社ベストニクス

代表取締役　草地ひとみ

第51期決算公告　令和８年１月20日

愛知県半田市住吉町三丁目34番地

株式会社榊原

代表取締役　榊原　卓哉

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	620,793
	固定資産	651,481
	加入金	6,544
	合計	1,278,819
負債及び純資産の部	流動負債	198,391
	固定負債	741,968
	株主資本	338,459
	資本金	30,000
	利益剰余金	308,459
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	305,459
	評価・換算差額等	0
	（うち当期純利益）	(14,891)
	合計	1,278,819

第16期決算公告　令和８年１月20日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

株式会社サマリー

代表取締役　日下部康介

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	508,609
	固定資産	335,985
	合計	844,595
負債及び純資産の部	流動負債	894,486
	ポイント引当金	1,222
	固定負債	496,439
	株主資本	△546,331
	資本金	100,000
	資本剰余金	511,218
	その他資本剰余金	511,218
	利益剰余金	△1,157,549
	その他利益剰余金	△1,157,549
	（うち当期純利益）	(242,895)
	合計	844,595

第26期決算公告　2026年１月20日

東京都北区上中里二丁目９番１号

株式会社デジタルソリューション

代表取締役社長　本間　正人

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	448,924
	固定資産	28,699
	資産合計	477,623
負債及び純資産の部	流動負債	193,963
	（うち賞与引当金）	(57,829)
	株主資本	283,660
	資本金	20,000
	資本剰余金	42,262
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	32,262
	利益剰余金	221,397
	その他利益剰余金	221,397
	（うち当期純利益）	(64,569)
	負債・純資産合計	477,623

第24期決算公告　令和７年12月24日

静岡県静岡市葵区呉服町二丁目１番地の５

InfiniCloud株式会社

代表取締役　瀧　康史

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,088
	固定資産	134,338
	資産合計	318,426
負債及び純資産の部	流動負債	181,490
	固定負債	47,617
	株主資本	89,318
	資本金	99,700
	新株式申込証拠金	3,600
	資本剰余金	59,700
	資本準備金	59,700
	利益剰余金	△73,681
	その他利益剰余金	△73,681
	（うち当期純利益）	(35,957)
	負債・純資産合計	318,426

第４期決算公告

令和７年12月19日

愛知県一宮市三ツ井五丁目15番18号

株式会社ＩＬホールディングス

代表取締役社長　岩田　真人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	672,278
	固定資産	6,953,312
	合計	7,625,590
負債及び純資産の部	流動負債	336,725
	固定負債	2,314,805
	株主資本	4,974,060
	資本金	100,000
	資本剰余金	4,689,465
	利益剰余金	184,595
	その他利益剰余金	184,595
	（うち当期純利益）	(40,713)
	合計	7,625,590

決　算　公　告

令和８年１月20日
大阪府高石市綾園一丁目１番２号
樟浦産業株式会社
代表取締役　田中亜渡夢

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,281
	固定資産	180,595
	合計	193,877
負債及び純資産の部	流動負債	104,627
	固定負債	139,090
	株主資本	△ 49,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 59,839
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 62,339
	（うち当期純利益）	(8,406)
	合計	193,877

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
大阪府高石市綾園一丁目一番二号
樟浦産業株式会社
代表取締役　田中亜渡夢

第63期決算公告

令和７年12月19日
愛知県一宮市千秋町佐野字清水10番
株式会社ＩＬファーマパッケージング
代表取締役社長　川上　展央

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,148,325
	固定資産	1,466,280
	合計	4,614,606
負債及び純資産の部	流動負債	1,633,034
	固定負債	460,197
	株主資本	2,521,374
	資本金	100,000
	資本剰余金	388,400
	利益剰余金	2,032,974
	その他利益剰余金	2,032,974
	（うち当期純利益）	(268,932)
	合計	4,614,606

第２期決算公告

令和８年１月20日
大阪府大阪市中央区上本町西一丁目５番９－406号
ベストデベロップ日本株式会社
代表取締役　劉　　崇九

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	195,036
	固定資産	7,492
	合計	202,529
負債及び純資産の部	流動負債	4,035
	株主資本	198,493
	資本金	200,000
	利益剰余金	△1,506
	その他利益剰余金	△1,506
	（うち当期純利益）	(311)
	合計	202,529

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とし、減少する資本金の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十日
大阪府大阪市中央区上本町西一丁目五番九－四〇六号
ベストデベロップ日本株式会社
代表取締役　劉　崇九

第４期決算公告

令和７年12月19日
愛知県一宮市三ツ井五丁目15番18号
株式会社ＩＬコントラクトパッケージング
代表取締役社長　野田　一彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,446
	固定資産	13,578
	合計	84,024
負債及び純資産の部	流動負債	16,454
	固定負債	390,000
	株主資本	△322,429
	資本金	10,000
	利益剰余金	△332,429
	その他利益剰余金	△332,429
	（うち当期純損失）	(151,099)
	合計	84,024

第13期決算公告

令和８年１月20日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
キングダム特定目的会社
取締役　髙山　知也

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	99,272	流動負債	121
流動資産	1,621	固定負債	73,967
固定資産	97,650		
特定資産合計	99,272	負債合計	74,087
その他の資産	12,580	社員資本	37,764
流動資産	11,436	特定資本金	0
固定資産	873	優先資本金	36,420
繰延資産	270	剰余金	1,344
その他の資産合計	12,580	純資産合計	37,764
合計	111,851	合計	111,851

㈱　端数は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,466
営業費用	1,021
営業外収益	5
営業外費用	106
経常利益	1,345
税引前当期純利益	1,345
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	1,344
当期未処分利益	1,344

第40期決算公告

令和８年１月20日
京都市左京区浄土寺西田町100番地の45
株式会社みずはら
（旧商号　有限会社コンタクトレンズおうみ）
代表取締役　水原　康雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	144,802
	固定資産	53,809
	合計	198,612
負債及び純資産の部	流動負債	593
	株主資本	198,018
	資本金	3,000
	利益剰余金	195,018
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	194,518
	（うち当期純利益）	(3,287)
	合計	198,612

第23期決算公告

2026年１月20日　　東京都豊島区東池袋一丁目18番１号
株式会社ラネット
代表取締役　中川　景樹

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,399	流動負債	24,671
固定資産	7,755	（賞与引当金）	(387)
		固定負債	14,482
		（退職給付引当金）	(1,178)
		負債合計	39,154
		株主資本	25,001
		資本金	500
		利益剰余金	24,501
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	24,376
		純資産合計	25,001
資産合計	64,155	負債・純資産合計	64,155

損益計算書の要旨
（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	134,717
売上原価	108,601
売上総利益	26,116
販売費及び一般管理費	18,793
営業利益	7,323
営業外収益	281
営業外費用	179
経常利益	7,424
特別利益	0
特別損失	133
税引前当期純利益	7,291
法人税、住民税及び事業税	2,333
法人税等調整額	△88
当期純利益	5,045

第56期決算公告

令和８年１月20日
京都市左京区浄土寺西田町100番地の26
株式会社水原
代表取締役　水原　康雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,376
	固定資産	163
	合計	48,539
負債及び純資産の部	流動負債	90
	株主資本	48,449
	資本金	20,000
	利益剰余金	74,559
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	69,559
	（うち当期純損失）	(16,866)
	自己株式	△46,110
	合計	48,539

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千七百九十二万七千三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

北海道標津郡中標津町南町九番地二五

廣木建設株式会社

代表取締役　廣木　智

第64期決算公告

令和８年１月20日

北海道標津郡中標津町南町９番地25

廣木建設株式会社

代表取締役　廣木　智

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	969,001
	固定資産	74,521
	合計	1,043,522
負純資産の債及び部	流動負債	296,789
	株主資本	746,733
	資本金	30,000
	利益剰余金	716,733
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	706,733
	（うち当期純利益）	(14,451)
	合計	1,043,522

第39期決算公告

令和８年１月20日

神戸市中央区三宮町二丁目５番１号

株式会社アンテノール

代表取締役　比屋根祥行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,257
	固定資産	544,979
	合計	581,237
負純資産の債及び部	流動負債	7,273
	固定負債	624,308
	株主資本	△ 50,345
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 60,345
	その他利益剰余金	△ 60,345
	（うち当期純利益）	(14,883)
	合計	581,237

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の薬局の経営及び医薬品・医薬部外品・医療器具・化粧品の販売事業に関する権利義務の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

東京都板橋区小豆沢二丁目一九番九号

（甲）株式会社蘭調剤薬局

代表取締役　中野　庄意

東京都板橋区常盤台四丁目三一番一〇号

（乙）有限会社あい薬局

取締役　山内　泰一

第35期決算公告

令和８年１月20日

東京都板橋区小豆沢二丁目19番９号

株式会社蘭調剤薬局

代表取締役　中野　庄意

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,669,476
	固定資産	1,799,609
	合計	4,469,086
負純資産の債及び部	流動負債	1,696,758
	株主資本	2,772,327
	資本金	3,000
	資本剰余金	9,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	2,760,327
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	2,758,827
	（うち当期純利益）	(76,909)
	合計	4,469,086

第21期決算公告

令和８年１月20日

神戸市中央区三宮町二丁目５番１号

株式会社ヴィタメールジャポン

代表取締役　比屋根祥行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	465
	合計	465
負純資産の債及び部	流動負債	6,584
	固定負債	420,592
	株主資本	△ 426,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 436,712
	その他利益剰余金	△ 436,712
	（うち当期純損失）	(6,865)
	合計	465

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。両社の株主総会の承認決議は、令和七年十二月二十六日に終了しております。本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

東京都足立区千住東二丁目二番一号

代表取締役　（甲）株式会社銀河

東京都足立区千住東二丁目二番一号

代表取締役　（乙）三国　晴美

東京都足立区千住東二丁目二番一号

有限会社マコト

取締役　三国　晴美

第28期決算公告

令和８年１月20日

東京都足立区千住東二丁目２番１号

株式会社銀河

代表取締役　三国　晴美

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	281,801,099
	固定資産	109,087,259
	資産合計	390,888,358
負純資産の債及び部	流動負債	31,466,105
	固定負債	9,714,000
	株主資本	349,708,253
	資本金	8,000,000
	資本剰余金	3,000,000
	資本準備金	3,000,000
	利益剰余金	338,708,253
	その他利益剰余金	338,708,253
	（うち当期純利益）	(10,907,184)
	負債・純資産合計	390,888,358

第３期決算公告

令和８年１月20日

福島県福島市在庭坂字弁天前31―１

株式会社Ｃ＆Ｒｅ

代表取締役　齋藤　周夫

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4
	固定資産	30
	合計	34
負純資産の債及び部	流動負債	7
	固定負債	24
	株主資本	3
	資本金	1
	利益剰余金	2
	その他利益剰余金	2
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	34

第17期決算公告

令和７年12月24日

東京都品川区東五反田三丁目20番14号

株式会社ＮｅｘｔＮｉｎｊａ

代表取締役　山岸　聖幸

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,428,655
	固定資産	2,535,871
	資産合計	3,964,526
負純資産の債及び部	流動負債	2,085,255
	固定負債	689,717
	株主資本	1,189,553
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,274,188
	資本準備金	797,423
	その他資本剰余金	476,764
	利益剰余金	△184,635
	その他利益剰余金	△184,635
	（うち当期純利益）	(379,450)
	負債・純資産合計	3,964,526

第70期決算公告

令和８年１月20日

埼玉県越谷市増林三丁目191番地

株式会社須賀商店

代表取締役　須賀　健

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	309,663
	固定資産	358,316
	合計	667,980
負純資産の債及び部	流動負債	147,936
	固定負債	569,520
	株主資本	△49,475
	資本金	50,120
	利益剰余金	△99,595
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	△144,595
	（うち当期純損失）	(81,540)
	合計	667,980

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

埼玉県越谷市増林三丁目一九一番地

代表取締役　（甲）株式会社須賀商店

代表取締役　須賀　健

茨城県牛久市奥原町三六三〇番地二

有限会社日新ポートリー

取締役　（乙）須賀　健

第12期決算公告　令和８年１月20日
東京都渋谷区東一丁目８番４号
ＩＮＯ．ＳＨＩＢＵＹＡ１階
キュレーションズ株式会社
代表取締役　根本　隆之
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	275,469
	固定資産	47,560
	合計	323,029
負債及び純資産の部	流動負債	63,077
	固定負債	167,091
	株主資本	92,860
	資本金	130,297
	資本剰余金	120,097
	資本準備金	120,097
	利益剰余金	△157,535
	その他利益剰余金	△157,535
	（うち当期純損失）	(54,133)
	合計	323,029

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二十九万七千九百六十八円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
東京都渋谷区東一丁目八番四号ＩＮＯ．ＳＨＩＢＵＹＡ一階
キュレーションズ株式会社
代表取締役　根本　隆之

第62期決算公告　令和７年12月17日
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
株式会社慶應学術事業会
代表取締役社長　佐藤　正明
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,034,314
	固定資産	104,416
	資産合計	1,138,730
負債及び純資産の部	流動負債	479,395
	固定負債	279,451
	株主資本	379,884
	資本金	51,500
	資本剰余金	48,500
	資本準備金	48,500
	利益剰余金	279,884
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	278,134
	（うち当期純利益）	(36,839)
	負債・純資産合計	1,138,730

第35期決算公告
令和８年１月20日
新潟県新潟市東区山木戸四丁目13番12号
株式会社銀座
代表取締役　薄田　誠
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	693,333
	固定資産	168,332
	合計	861,665
負債及び純資産の部	流動負債	141,483
	固定負債	1,045
	株主資本	719,137
	資本金	100,000
	利益剰余金	619,137
	繰越利益剰余金	619,137
	（うち当期純利益）	(104,023)
	合計	861,665

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
新潟県新潟市東区山木戸四丁目一三番一二号
株式会社銀座
代表取締役　薄田　誠

第３期決算公告　令和７年12月24日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
Carbon EX株式会社
代表取締役　西和田浩平
代表取締役　竹田　峻輔
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,656
	固定資産	286
	資産合計	278,943
負債及び純資産の部	流動負債	36,454
	賞与引当金	5,145
	株主資本	242,488
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△157,511
	その他利益剰余金	△157,511
	（うち当期純損失）	(12,207)
	負債・純資産合計	278,943

第30期決算公告
令和８年１月20日
長野市中越２丁目44番６号
株式会社泰斗設備工業
代表取締役　小林　敬
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	289,490,114
	固定資産	108,012,852
	合計	397,502,966
負債及び純資産の部	流動負債	177,207,079
	固定負債	104,545,186
	株主資本	115,750,701
	資本金	36,000,000
	利益剰余金	79,750,701
	その他利益剰余金	79,750,701
	繰越利益剰余金	79,750,701
	（うち当期純利益）	(12,248,074)
	合計	397,502,966

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十四日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十日
長野市中越二丁目四番六号
株式会社泰斗設備工業
代表取締役　小林　敬

第４期決算公告
令和７年12月18日
東京都町田市森野一丁目７番23号
株式会社Ｆｏｏｔｗｏｒｋ
代表取締役　玉川　暁郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	169,529
	固定資産	78,018
	資産合計	247,547
負債及び純資産の部	流動負債	161,665
	賞与引当金	3,600
	固定負債	7,865
	株主資本	78,017
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,017
	その他利益剰余金	68,017
	（うち当期純利益）	(6,846)
	負債・純資産合計	247,547

第48期決算公告
令和８年１月20日
大阪府高槻市辻子三丁目１番１号
株式会社レインボー物流
代表取締役　横塚　元樹
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,159,354
	固定資産	1,182,124
	合計	2,341,478
負債及び純資産の部	流動負債	664,968
	固定負債	1,345,937
	株主資本	330,571
	資本金	96,900
	利益剰余金	233,671
	利益準備金	24,225
	その他利益剰余金	209,446
	（うち当期純利益）	(45,161)
	合計	2,341,478

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千六百九十万円、利益準備金の額を二千百七十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
大阪府高槻市辻子三丁目一番一号
株式会社レインボー物流
代表取締役　横塚　元樹

第１期決算公告
令和７年12月18日
福岡県福岡市中央区谷二丁目16番33
株式会社ＺＶＡ
代表取締役　竹内　槙優
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,140
	資産合計	20,140
負債及び純資産の部	流動負債	4,969
	株主資本	15,170
	資本金	20,000
	利益剰余金	△4,829
	その他利益剰余金	△4,829
	（うち当期純損失）	(4,829)
	負債・純資産合計	20,140

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の訪問看護事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十日

香川県高松市太田上町一番地一

（甲）株式会社クレドリーベ

代表取締役　中山　秀師

香川県高松市太田上町一番地一

（乙）株式会社クレドプラス

代表取締役　中山　秀師

第３期決算公告　令和８年１月20日

香川県高松市太田上町１番地１

株式会社クレドプラス

代表取締役　中山　秀師

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	96,264
	固定資産	28,868
	合計	125,132
負債及び純資産の部	流動負債	43,141
	固定負債	73,053
	株主資本	8,937
	資本金	3,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	5,937
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	5,937
	（うち当期純利益）	(4,545)
	合計	125,132

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十日

埼玉県戸田市美女木東一丁目四番地一七

（甲）原電子測器株式会社

代表取締役　富田　一臣

埼玉県戸田市美女木東一丁目四番地一七

（乙）ＥＤＤＩＯホールディングス

株式会社

代表取締役　富田　一臣

第67期決算公告

令和８年１月20日

埼玉県戸田市美女木東一丁目４番地17

原電子測器株式会社

代表取締役　富田　一臣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,085,539
	固定資産	960,173
	繰延資産	1,225
	合計	2,046,937
負債及び純資産の部	流動負債	78,802
	固定負債	589,250
	株主資本	1,378,885
	資本金	32,000
	利益剰余金	1,346,885
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,338,885
	（うち当期純利益）	(72,713)
	合計	2,046,937

第17期決算公告

令和８年１月20日

東京都品川区南大井六丁目26番２号

Ｏｎｅ人事株式会社

代表取締役　唐沢雄三郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,731,948
	固定資産	3,479,468
	資産合計	5,211,416
負債及び純資産の部	流動負債	2,282,139
	固定負債	2,190,467
	株主資本	738,810
	資本金	50,000
	資本剰余金	284,353
	利益剰余金	404,457
	その他利益剰余金	404,457
	（うち当期純利益）	(33,925)
	負債・純資産合計	5,211,416

第26期決算公告

令和８年１月20日

広島市南区東雲本町一丁目２番27号

株式会社エムネス

代表取締役　阿部　伸一

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	631,418
	固定資産	130,560
	資産合計	761,978
負債及び純資産の部	流動負債	278,841
	（賞与引当金）	(1,400)
	固定負債	380,821
	（退職給付引当金）	(50,090)
	（役員退職慰労引当金）	(16,650)
	負債合計	659,662
	株主資本	△502,625
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,095,801
	資本準備金	3,005,137
	その他資本剰余金	90,663
	利益剰余金	△3,698,426
	その他利益剰余金	△3,698,426
	（うち当期純損失）	(494,172)
	新株予約権	604,941
	純資産合計	102,316
	負債・純資産合計	761,978

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｕｌｕ（住所大阪市中央区平野町四丁目八番五号）に対して当社のコンサルティング事業の一部、不動産賃貸事業及びインターネットに関する運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

大阪市中央区平野町四丁目八番五号

株式会社ｕｌｕコンサルタンツ

代表取締役　坪田　寿一

決　算　公　告

令和８年１月20日

大阪市中央区平野町四丁目８番５号

株式会社ｕｌｕコンサルタンツ

代表取締役　坪田　寿一

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	78,552
	固定資産	55,179
	合計	133,731
負債及び純資産の部	流動負債	14,572
	固定負債	31,672
	株主資本	87,487
	資本金	5,000
	利益剰余金	82,487
	その他利益剰余金	82,487
	（うち当期純利益）	(4,187)
	合計	133,731

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十日

大阪府池田市旭丘二丁目一二番一六号

（甲）アルメイト株式会社

代表取締役　井上　敬策

大阪府池田市旭丘二丁目一二番一六号

（乙）有限会社エスアイエム

取締役　井上　敬策

第53期決算公告　令和８年１月20日

大阪府池田市旭丘二丁目12番16号

アルメイト株式会社

代表取締役　井上　敬策

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	31,302
	固定資産	1,454,467
	合計	1,485,769
負債及び純資産の部	流動負債	7,538
	固定負債	642,800
	株主資本	835,431
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,210,064
	利益準備金	6,175
	その他利益剰余金	1,203,889
	（うち当期純利益）	(92,801)
	自己株式	△414,633
	合計	1,485,769

第 29 期 決 算 公 告

令和８年１月20日

埼玉県上尾市宮本町５番18号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役　内田　貴之

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,257,534	流動負債	10,438,644
固定資産	11,086,317	固定負債	3,287,723
有形固定資産	7,832,204	株主資本	1,609,297
無形固定資産	151,579	資本金	3,513,649
投資その他の資産	3,102,533	資本剰余金	3,422,169
		資本準備金	3,422,169
		利益剰余金	△5,326,166
		利益準備金	6,680
		その他利益剰余金	△5,332,846
		（うち当期純損失）	(2,790,501)
		自己株式	△356
		新株予約権	8,186
資産合計	15,343,851	負債・純資産合計	15,343,851

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億三百六十四万九千九百五十円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
埼玉県上尾市宮本町五番一八号
株式会社スーパーバリュー
代表取締役　内田　貴之

決　算　公　告

令和８年１月20日
仙台市青葉区本町一丁目14番20号
本町キクタビル２階
株式会社データウェイ・システムズ
代表取締役　髙橋　将志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	150,351
	固定資産	1,515
	資産合計	151,866
負債及び純資産の部	流動負債	39,637
	株主資本	112,228
	資本金	10,000
	利益剰余金	109,228
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	109,168
	（うち当期純利益）	(8,069)
	自己株式	△7,000
	負債・純資産合計	151,866

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.alhinc.jp/

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

(丙) 左記のとおりです。

令和八年一月二十日
東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号
(甲) ＡＬＨ株式会社
代表取締役　畠山　奨二
大阪府枚方市津田南町一丁目二四番五号
(乙) クリブネット有限会社
取締役　井上　雅弘
仙台市青葉区本町一丁目一四番二〇号本町キクタビル二階
(丙) 株式会社データウェイ・システムズ
代表取締役　髙橋　将志

第 76 期 決 算 公 告

令和８年１月20日

山梨県甲府市東光寺一丁目４番10号
株式会社早野組
代表取締役　早野　正泰

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,500,791	流動負債	7,385,547
固定資産	2,888,044	固定負債	1,266,353
繰延資産	25,666	株主資本	9,742,910
		資本金	180,000
		利益剰余金	10,051,875
		利益準備金	45,000
		その他利益剰余金	10,006,875
		（うち当期純利益）	(625,071)
		自己株式	△488,965
		評価・換算差額等	19,691
資産合計	18,414,501	負債・純資産合計	18,414,501

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円減少し一億円とすることにいたしました。なお、減少する八千万円は、資本剰余金とします。

効力発生日は令和八年三月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日
山梨県甲府市東光寺一丁目四番一〇号
株式会社早野組
代表取締役　早野　正泰

第 39 期 決 算 公 告

令和８年１月20日

群馬県藤岡市篠塚547番地の１
関口廣建設株式会社
代表取締役　関口　貴久

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	347,787
	固定資産	210,420
	合計	558,207
負債及び純資産の部	流動負債	228,265
	固定負債	284,961
	株主資本	44,980
	資本金	50,000
	利益剰余金	△5,019
	その他利益剰余金	△5,019
	（うち当期純利益）	(60,164)
	合計	558,207

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二三一頁（号外第一六九号）

令和八年一月二十日
群馬県藤岡市篠塚五四七番地の一
(甲) 関口廣建設株式会社
代表取締役　関口　貴久
埼玉県本庄市本庄一丁目一番二一号
(乙) 株式会社ワイビルド
代表取締役　瀬川　慶伸

第14期決算公告

令和８年１月20日
東京都中央区日本橋三丁目３番２号
ＳＣキャピタル・パートナーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　平元　大介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	20,280,295
	固定資産	0
	合計	20,280,295
負純資産及び部	流動負債	8,777,032
	株主資本	11,503,263
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	10,503,263
	利益準備金	486,000
	その他利益剰余金	10,017,263
	（うち当期純利益）	(1,869,724)
	合計	20,280,295

第６期決算公告

令和８年１月20日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社ジャパンロジプロパティーズ
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	14,108	流動負債	1,712
流動資産	14,108	負債合計	1,712
		社員資本	12,396
		特定資本金	0
		優先資本金	7,411
		Ａ種優先資本金	379
		Ｂ種優先資本金	7,032
		剰余金	4,985
		当期未処分利益	4,985
		純資産合計	12,396
資産合計	14,108	負債・純資産合計	14,108

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	22,942
営業費用	17,956
営業利益	4,985
営業外収益	0
経常利益	4,986
税引前当期純利益	4,986
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	4,985
当期未処分利益	4,985

決算公告

令和８年１月20日
静岡県富士市大渕2357番地の１
ケイテック株式会社
代表取締役　青柳　幸児

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,165
	固定資産	4,879
	資産合計	100,044
負純資産及び部	流動負債	37,134
	固定負債	47,193
	株主資本	15,717
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,117
	その他利益剰余金	7,117
	（うち当期純利益）	(2,055)
	自己株式	△1,400
	負債・純資産合計	100,044

決算公告

令和８年１月20日
埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目13番20号
日研サッシ工業株式会社
代表取締役　前島　章則

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	617,769
	固定資産	324,068
	資産合計	941,837
負純資産及び部	流動負債	637,587
	固定負債	205,850
	株主資本	98,399
	資本金	12,000
	利益剰余金	86,399
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	83,399
	（うち当期純損失）	(39,307)
	負債・純資産合計	941,837

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月二十日
埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目一三番二〇号
（甲）日研サッシ工業株式会社
代表取締役　前島　章則
静岡県富士市大渕二三五七番地の一
（乙）ケイテック株式会社
代表取締役　青柳　幸児

第６期決算公告

令和８年１月20日
千葉県富里市七栄149番地７
株式会社ＩＣＴビジネスパートナー
代表取締役　渡邉　正明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,531
	固定資産	40,032
	繰延資産	1,253
	資産合計	46,818
負純資産及び部	流動負債	4,545
	固定負債	25,000
	株主資本	17,272
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,272
	その他利益剰余金	7,272
	（うち当期純利益）	(1,742)
	負債・純資産合計	46,818

第31期決算公告

令和８年１月20日
千葉県富里市七栄651番地の297
株式会社千葉通信システム
代表取締役　渡邉　正明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,648
	固定資産	65,681
	資産合計	111,330
負純資産及び部	流動負債	36,266
	固定負債	36,728
	株主資本	38,335
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,335
	その他利益剰余金	28,335
	（うち当期純利益）	(4,905)
	負債・純資産合計	111,330

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月二十日
千葉県富里市七栄六五一番地の二九七
（甲）株式会社千葉通信システム
代表取締役　渡邉　正明
千葉県富里市七栄一四九番地七
（乙）株式会社ＩＣＴビジネスパートナー
代表取締役　渡邉　正明

第４期決算公告

令和８年１月20日
東京都港区南青山六丁目３番７号
株式会社スート
代表取締役　桝村　旅人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	725
	固定資産	8,946
	合計	9,670
負純資産及び部	流動負債	351
	固定負債	16,000
	株主資本	△6,681
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,681
	その他利益剰余金	△16,681
	（うち当期純損失）	(4,677)
	合計	9,670

第12期決算公告

令和８年１月20日
東京都港区南青山六丁目３番７号
株式会社イマジンズ
代表取締役　武内　一志

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,027
	固定資産	1,917,435
	合計	1,995,462
負純資産及び部	流動負債	81,713
	固定負債	1,730,249
	株主資本	183,500
	資本金	26,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	132,500
	その他利益剰余金	132,500
	（うち当期純利益）	(81,988)
	合計	1,995,462

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年一月二十日
東京都港区南青山六丁目三番七号
（甲）株式会社イマジンズ
代表取締役　武内　一志
東京都港区南青山六丁目三番七号
（乙）株式会社スート
代表取締役　桝村　旅人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　埼玉新聞
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　三頁

（乙）左記のとおりです。
令和八年一月二十日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一七号シーノ大宮サウスウィング一六階
（甲）アサヒロジスティクス株式会社
代表取締役　横塚　元樹
大阪府高槻市辻子三丁目一番一号
（乙）株式会社グローバル・ロジ
代表取締役　横塚　元樹

第16期決算公告

令和８年１月20日
大阪府高槻市辻子三丁目１番１号
株式会社グローバル・ロジ
代表取締役　横塚　元樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	104,600
	固定資産	127,726
	合計	232,327
負債及び純資産の部	流動負債	101,418
	固定負債	15,000
	株主資本	115,908
	資本金	8,000
	利益剰余金	107,908
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	107,108
	（うち当期純損失）	(35,751)
	合計	232,327

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十一日
掲載頁　七十九頁（号外第二三四号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年一月二十日
長崎市稲佐町二番二号
（甲）株式会社メモリード
代表取締役　吉田　昌敬
佐賀県鹿島市浜町二八二番地一
（旧本店　佐賀県鹿島市大字高津原三九五五番地一）
（乙）株式会社ひぜん
代表取締役　吉田　昌敬

第55期決算公告

令和８年１月20日
佐賀県鹿島市浜町282番地１
株式会社ひぜん
代表取締役　吉田　昌敬

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	302,591
	固定資産	1,067,219
	繰延資産	294
	合計	1,370,106
負債及び純資産の部	流動負債	172,444
	固定負債	1,083,440
	株主資本	114,221
	資本金	30,000
	利益剰余金	84,221
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	76,721
	（うち当期純利益）	(38,232)
	合計	1,370,106

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十日
東京都中央区日本橋一丁目一番七号
（甲）昭和西川株式会社
代表取締役　西川　惠
東京都中央区日本橋浜町一丁目四番一五号三階
（乙）昭和西川羽毛製造株式会社
代表取締役　星野　一成

第83期決算公告

令和８年１月20日

東京都中央区日本橋一丁目１番７号

昭和西川株式会社

代表取締役　西川　　惠

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,877,266
	固定資産	8,648,768
	資産合計	15,526,034
負債及び純資産の部	流動負債	1,707,197
	賞与引当金	71,924
	返品調整引当金	13,700
	固定負債	2,184,150
	退職給付引当金	263,111
	役員退職慰労引当金	297,167
	株主資本	11,222,302
	資本金	40,000
	資本剰余金	115
	資本準備金	115
	利益剰余金	11,182,187
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	11,172,187
	（うち当期純利益）	(2,088,353)
	評価・換算差額等	412,384
	その他有価証券評価差額金	420,123
	繰延ヘッジ損益	△7,739
	負債・純資産合計	15,526,034

第49期決算公告

令和８年１月20日
東京都中央区日本橋浜町一丁目４番15号３階
昭和西川羽毛製造株式会社
代表取締役　星野　一成

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	118,742	流動負債	25,818
固定資産	152,230	賞与引当金	1,093
繰延資産	208	固定負債	346,481
		退職給与引当金	10,356
		株主資本	△101,119
		資本金	20,000
		利益剰余金	△91,119
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	△96,119
		（うち当期純損失）	(93,630)
		自己株式	△30,000
資産合計	271,180	負債・純資産合計	271,180

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

大阪府堺市南区高倉台二丁六番一号

（甲）株式会社大阪教育研究所

代表取締役　辻尾　卓也

大阪市西区西本町二丁目一番三五号―三〇二

（乙）株式会社ビギン

代表取締役　辻尾　卓也

第17期決算公告

令和８年１月20日

大阪市西区西本町二丁目１番35号―302

株式会社ビギン

代表取締役　辻尾　卓也

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,641
	固定資産	8,014
	合計	23,656
負純資債及産のび部	流動負債	10,332
	株主資本	13,324
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 6,675
	その他利益剰余金	△ 6,675
	（うち当期純利益）	(5,548)
	合計	23,656

第45期決算公告　令和８年１月20日

大阪府堺市南区高倉台二丁６番１号

株式会社大阪教育研究所

代表取締役　辻尾　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	538,622
	固定資産	930,767
	繰延資産	3,491
	合計	1,472,881
負純資債及産のび部	流動負債	378,368
	固定負債	776,603
	株主資本	317,910
	資本金	20,000
	利益剰余金	297,910
	利益準備金	5,026
	その他利益剰余金	292,883
	（うち当期純利益）	(1,482)
	合計	1,472,881

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一七番一七号Ｂ一Ｆ

（甲）バルクビルド株式会社

代表取締役　神津　宏光

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一七番地

（乙）株式会社ＷＥＬＬＸ

代表取締役　神津　宏光

決算公告　令和８年１月20日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番地17号

株式会社ＷＥＬＬＸ

代表取締役　神津　宏光

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,948,107
	固定資産	6,377,036
	繰延資産	790,368
	資産合計	17,115,511
負純資債及産のび部	流動負債	11,924,869
	株主資本	5,190,642
	資本金	8,560,018
	資本剰余金	8,500,017
	資本準備金	8,500,017
	利益剰余金	△11,869,393
	その他利益剰余金	△11,869,393
	（うち当期純損失）	(5,828,386)
	負債・純資産合計	17,115,511

決算公告　令和８年１月20日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番17号Ｂ１Ｆ

バルクビルド株式会社

代表取締役　神津　宏光

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	384,556,729
	固定資産	136,889,715
	資産合計	521,446,444
負純資債及産のび部	流動負債	136,212,503
	固定負債	75,308,000
	株主資本	309,925,941
	資本金	20,012,820
	資本剰余金	20,002,820
	資本準備金	20,002,820
	利益剰余金	269,910,301
	その他利益剰余金	269,910,301
	（うち当期純利益）	(101,925,415)
	負債・純資産合計	521,446,444

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

京都市中京区麩屋町通錦小路下ル桝屋町五一二番地

（甲）古都住建株式会社

代表取締役　寺尾　康子

京都府南丹市園部町小桜町二号四―五

（乙）寺尾アスコン株式会社

代表取締役　寺尾　康子

第37期決算公告

令和８年１月20日

京都府南丹市園部町小桜町２号４―５

寺尾アスコン株式会社

代表取締役　寺尾　康子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	137,397
	固定資産	324,774
	合計	462,171
負純資債及産のび部	流動負債	121,736
	固定負債	225,693
	株主資本	114,741
	資本金	30,000
	利益剰余金	84,741
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	77,241
	（うち当期純利益）	(2,263)
	合計	462,171

第24期決算公告

令和８年１月20日

京都市中京区麩屋町通錦小路下ル桝屋町512番地

古都住建株式会社

代表取締役　寺尾　康子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,458
	固定資産	556,196
	合計	562,655
負純資債及産のび部	流動負債	75,868
	固定負債	431,672
	株主資本	55,114
	資本金	30,000
	利益剰余金	25,114
	その他利益剰余金	25,114
	（うち当期純利益）	(3,583)
	合計	562,655

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十日

大分市青崎一丁目二番三六号

（甲）大分興業株式会社

代表取締役　古手川　哲

大分市向原西一丁目七番地四

（乙）株式会社サンアイ

代表取締役　森岡真一郎

第33期決算公告　令和８年１月20日

大分市向原西一丁目７番地４

株式会社サンアイ

代表取締役　森岡真一郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	58,343,524
	固定資産	48,337,683
	資産合計	106,681,207
負純資債及産のび部	流動負債	27,518,664
	固定負債	12,331,200
	株主資本	66,831,343
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	64,031,343
	利益準備金	300,000
	別途積立金	10,000,000
	繰越利益剰余金	53,731,343
	（うち当期純利益）	(2,353,351)
	自己株式	△7,200,000
	負債・純資産合計	106,681,207

第64期決算公告

令和８年１月20日

大分市青崎一丁目２番36号

大分興業株式会社

代表取締役　古手川　哲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	359,963,113
	固定資産	426,290,341
	資産合計	786,253,454
負純資債及産のび部	流動負債	61,739,083
	固定負債	20,169,400
	株主資本	704,344,971
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	659,344,971
	利益準備金	500,000
	繰越利益剰余金	658,844,971
	（うち当期純利益）	(45,868,138)
	自己株式	△5,000,000
	負債・純資産合計	786,253,454

第４期決算公告

令和８年１月20日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー
特定目的会社レジプロパティーズスリー
取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	10,510	流動負債	136
流動資産	290	固定負債	6,879
固定資産	10,220	**負債合計**	**7,016**
有形固定資産	10,220	社員資本	3,761
その他の資産	266	特定資本金	0
流動資産	216	優先資本金	3,783
固定資産	4	Ａ種優先資本金	—
投資その他の資産	4	Ｂ種優先資本金	3,783
繰延資産	45	剰余金	△21
		当期未処理損失	21
		純資産合計	**3,761**
資産合計	**10,777**	**負債・純資産合計**	**10,777**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	364
営業費用	337
営業利益	26
営業外収益	0
経常利益	26
税引前当期純利益	26
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	25
前期繰越損失	47
当期未処理損失	21

第16期決算公告

令和７年12月26日

東京都渋谷区南平台町６番４号
公益社団法人Japan Treasure Summit
代表理事　小宮山　宏

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	655
	合計	**655**
負味債財及産びの正部	流動負債	441
	負債合計	**441**
	一般正味財産	214
	正味財産合計	**214**
	合計	**655**

第７期決算公告

令和８年１月20日
大阪府吹田市広芝町13番35
株式会社ＰＩＮＥＳ
代表取締役　秋山　佳菜

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	43,026
	固定資産	27,919
	有形固定資産	117
	投資その他の資産	27,801
	資産合計	**70,945**
負純債資及産びの部	流動負債	16,440
	株主資本	54,505
	資本金	30,000
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	2,005
	その他利益剰余金	2,005
	（うち当期純利益）	（8,306）
	負債・純資産合計	**70,945**

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）newrona.jp

令和八年一月二十日

大阪府吹田市広芝町一三番三五

（甲）株式会社ＰＩＮＥＳ
代表取締役　秋山　佳菜

東京都千代田区東神田一―二―八　赤塚ビル七階

（乙）株式会社Ｎｅｗｒｏｎａ
代表取締役　伊藤　悠治

第43期決算公告

令和８年１月20日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目４番地
株式会社アドバンスド・データ・コントロールズ
代表取締役　福富　寛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,469,302
	固定資産	505,814
	合計	**2,975,117**
負債及び純資産の部	流動負債	1,537,737
	固定負債	21,895
	株主資本	1,415,484
	資本金	50,000
	資本剰余金	83,537
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	43,537
	利益剰余金	1,386,603
	利益準備金	4,400
	その他利益剰余金	1,382,203
	（うち当期純利益）	（253,550）
	自己株式	△104,656
	合計	**2,975,117**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和八年一月二十日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目四番地

（甲）株式会社アドバンスド・データ・コントロールズ
代表取締役　福富　寛

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目四番地

（乙）バーテックス株式会社
代表取締役　福富　寛

第10期決算公告

令和８年１月20日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目４番地
バーテックス株式会社
代表取締役　福富　寛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	15,395
	固定資産	91,847
	合計	**107,242**
負純債資及産びの部	流動負債	478,038
	株主資本	△370,795
	資本金	44,750
	資本剰余金	34,750
	資本準備金	34,750
	利益剰余金	△450,295
	その他利益剰余金	△450,295
	（うち当期純損失）	（72,800）
	合計	**107,242**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む映画館事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

―シネマイレージカード―

にかかるの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出

（甲）東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
東宝株式会社
代表取締役社長　松岡　宏泰

（乙）東京都千代田区有楽町一丁目二番二号
ＴＯＨＯシネマズ株式会社
代表取締役社長　池田　隆之

第29期決算公告

令和８年１月20日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
ＴＯＨＯシネマズ株式会社
代表取締役社長　池田　隆之

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	61,158
	固定資産	32,626
	合計	**93,784**
負債及び純資産の部	流動負債	16,641
	賞与引当金	181
	固定負債	4,314
	負債合計	**20,955**
	株主資本	72,788
	資本金	2,330
	資本剰余金	2,668
	資本準備金	560
	その他資本剰余金	2,108
	利益剰余金	67,789
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	67,766
	評価・換算差額等	41
	その他有価証券評価差額金	41
	純資産合計	**72,829**
	合計	**93,784**